

みんなで支え合い 誰もが私らしく暮らせるまち
あったかしんしろ

第3期新城市障害者計画・
第7期新城市障害福祉計画・
第3期新城市障害児福祉計画



令和6年3月

もくじ

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

- 1 障害者手帳等の所持者数とサービスの利用者数・・・・・・・・ 10
- 2 障がいのある人とない人の意識、意向・・・・・・・・ 25

第3章 第3期新城市障害者計画

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
- 3 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
- 4 施策の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
 - 基本目標Ⅰ 誰もが尊重されるまちづくり・・・・・・・・ 69
 - 基本目標Ⅱ 誰もが自分らしく快適に暮らせるまちづくり・・・・・・・・ 73
 - 基本目標Ⅲ 誰もが支え合うまちづくり・・・・・・・・ 78

第4章 第7期新城市障害福祉計画・第3期新城市障害児福祉計画

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
- 3 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の評価・・・・・・・・ 88
- 4 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標・・・・・・ 92
- 5 サービスの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
- 6 障害福祉サービス等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
- 7 地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
- 8 障害児通所支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 126

第5章 計画の推進に向けて

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
- 2 進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135

第6章 資料

- 1 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138
- 2 新城市障害者計画等策定委員会・・・・・・・・・・・・・・・・ 139

○「障がい」、「障害」の表記について

「障害」の表記について、新城市では、法律等で規定されている名称や用語等を除き、「障がい」という表記を用いています。

このため、この計画では「障がい」と「障害」の表記が混在しています。

○表紙の絵

<p><左上></p> <p>「いちごいっぱい」</p> <p>Natsume</p>	<p><右上></p> <p>「花火」</p> <p>高安康美</p>
<p><左下></p> <p>「無題」</p> <p>原 悠介</p>	<p><右下></p> <p>「無題」</p> <p>佐藤 梢</p>

※表紙には、レインボーはうす（一点モノ工房）の皆さんの作品を使用しています。

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 障がいのある人を取り巻く環境の変化

昭和56（1981）年の国際障害者年を契機に、障がいのある人の「完全参加と平等」の実現に向けた取り組みが始まってから、40年が経過しました。この間、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しました。

我が国においては、「完全参加と平等」をめざして障がいのある人に関する施策（以下「障がい者施策」といいます。）が進められる中、平成5（1993）年に、障がいのある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、昭和45（1970）年に制定された「心身障害者対策基本法」が抜本改正され、「障害者基本法」が制定されました。この法律において市町村の努力義務とされた障害者計画の策定は、平成16（2004）年の改正により平成19（2007）年4月から義務づけられることとなりました。

障がいのある人に対する福祉サービスの変遷については、平成15（2003）年に、従来の「措置制度」から、利用者の自己決定を重視した契約制度である「支援費制度」に移行され、サービスの充実が図られました。しかし、サービスの利用者が急増したことや精神障がいのある人がサービスの対象になっていなかったこと、施設入所者の地域生活への移行や就労の支援などの課題に対応するため、平成18（2006）年に、「障害者自立支援法」が施行され、サービス体系の再編などが図られるとともに、市町村に障害福祉サービス等の見込量とその確保策などを示す障害福祉計画の策定が義務づけられました。平成25（2013）年には、「障害者自立支援法」は見直され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）として施行され、難病患者等がサービスの対象となるなど、サービスの充実が図られました。平成28（2016）年には、「障害者総合支援法」施行後3年を目途としたサービスのあり方等の見直しを踏まえ、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、サービスの拡充が図られるとともに、市町村に障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

また、障がいのある人の外出時の障壁を除去するための環境整備については、平成6（1994）年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、平成12（2000）年に「高齢者、身体障害者等の公共交

通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が施行されました。平成18（2006）年には、この2つの法律を一体化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）が施行され、公共的建築物や公共交通機関等におけるバリアフリー化が進められました。

このように、障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で必要なサービスの提供や環境整備が進められたものの、社会的障壁の解消までには至っていません。

国際社会においては、平成18（2006）年に、国際連合により、障がいのある人の権利や尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約として「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」といいます。）が採択され、平成20（2008）年から発効されています。

我が国においては、平成19（2007）年の同条約の署名以降、条約の締結に向けた国内法の整備が進められてきました。平成23（2011）年には、「障害者基本法」が改正され、障がいのある人の定義を見直すとともに、障がいを理由とする差別などによる権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止などが基本原則に盛り込まれました。また、同年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、平成24（2012）年に施行されました。さらに、平成25（2013）年には、「障害者基本法」の差別の禁止に関する基本原則を具体化するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）が制定され、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合に、過重な負担がない範囲で社会的障壁を除去するために必要かつ合理的な配慮を行う「合理的配慮」について、行政機関等には義務、事業者には努力義務とされました。

このほか、平成17（2005）年には「発達障害者支援法」、平成25（2013）年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」といいます。）が施行されました。また、同年には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されるなど、障がいのある人の人権の尊重などについて、着実な取り組みが進められてきました。

こうした国内法の整備などを経て、我が国は、平成26（2014）年1月に「障害

者権利条約」を批准し、同年2月に効力を発することとなり、平成28（2016）年4月の障害者差別解消法の施行を迎えました。

これらを受け、発達障がいのある人への支援の一層の充実を図るため、同年に「発達障害者支援法」が改正されたほか、平成30（2018）年には、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の契機もとらえ、「心のバリアフリー」の推進を図るため、「バリアフリー法」が改正されました。また、同年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されるなど、障がいのある人の社会参加を図る環境整備も進められつつあります。

元号が改まり「令和」となってからも国内法の整備は進められ、令和3（2021）年に、「合理的配慮」について事業者にも義務とするため、「障害者差別解消法」が改正されました。また、この前後、令和元（2019）年には読書環境における障壁の除去を進めるための「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」といいます。）、令和4（2022）年には情報の取得や意思疎通における障壁の除去を進めるための「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」といいます。）が制定、施行されました。

令和4（2022）年に開催された国際連合の障害者の権利に関する委員会においては、こうした取り組みに対して一定の評価がなされた一方で、障がいのある児童への発達支援のあり方の改善など、さまざまな意見が示されました。

これを受け、我が国では、令和5（2023）年に「障害者基本計画（第5次）」を策定し、世界に誇れる共生社会の実現をめざし、さらなる取り組みが進められています。

(2) 新都市の取り組み

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化する中、新都市は、平成17（2005）年の鳳来町、作手村との合併（新設）を経て、平成19（2007）年に、「障害者自立支援法」に基づき、3年を1期とする「第1期新都市障害福祉計画」を策定しました。続いて、平成21（2009）年には「第2期新都市障害福祉計画」、平成24（2012）年には「第3期新都市障害福祉計画」を策定し、この間

の平成23（2011）年に、「障害者基本法」に基づき、「第1期新城市障害者計画」を策定しました。

その後、平成27（2015）年の「第4期新城市障害福祉計画」の策定を経た平成30（2018）年には、障がい者施策の基本的な指針となる「第2期新城市障害者計画」の策定に合わせ、福祉サービス分野における実施計画である「第5期新城市障害福祉計画」と「児童福祉法」に基づく「第1期新城市障害児福祉計画」を一体的に策定しました。

令和3（2021）年には、「第2期新城市障害者計画」の中間見直しを行うとともに、「第6期新城市障害福祉計画・第2期新城市障害児福祉計画」を策定しました。

また、同年、新城市では、福祉サービスを確保し、充実させていくため、福祉従事者がこれまで以上に輝くことができるまちづくりが必要となることから、「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」を制定しました。

こうした経過を踏まえ、めまぐるしく変わる法制度に対応するとともに、より一層障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第3期新城市障害者計画」と「第7期新城市障害福祉計画・第3期新城市障害児福祉計画」を策定します。

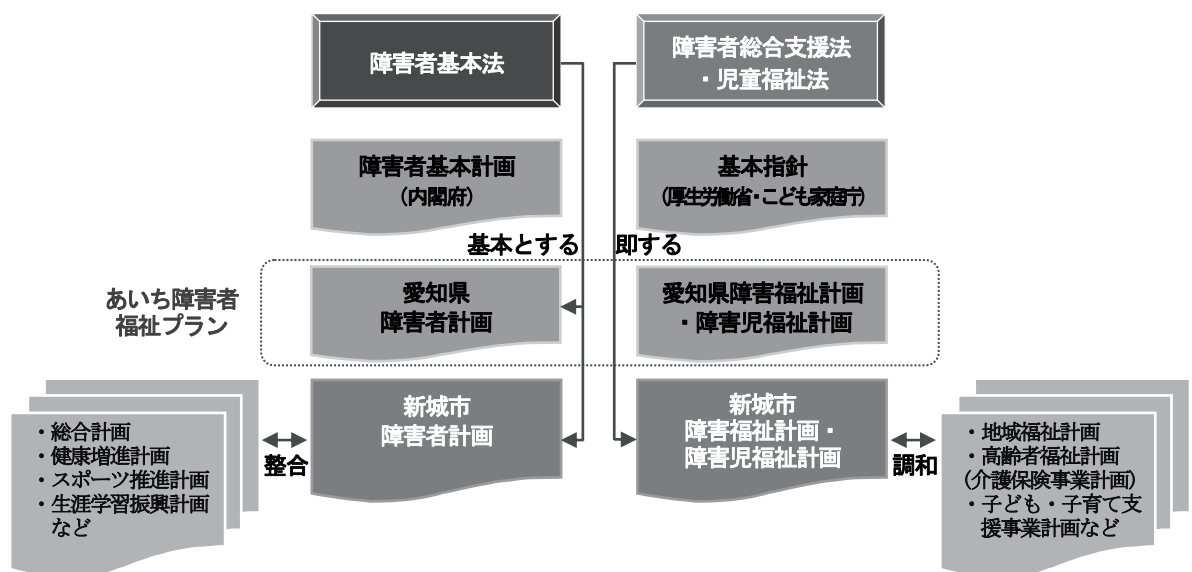
2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

「第3期新城市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として、国の障害者基本計画（第5次）や愛知県の障害者計画を踏まえつつ、新城市における障がい者施策の基本的な指針を示す計画で、「新城市総合計画」をはじめ、健康増進計画や文化芸術推進計画、スポーツ推進計画など、関連する計画と整合を図りつつ、策定し、推進していきます。

「第7期新城市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）を踏まえ、新城市における令和6（2024）年度から3年間の障害福祉サービスなどの見込量とその確保策などを示す計画です。「第3期新城市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画として、同じく国が示す基本指針を踏まえ、新城市における令和6（2024）年度から3年間の障害児通所支援などの見込量とその確保策などを示す計画です。ともに、「第3期新城市障害者計画」の福祉サービス分野における実施計画としての性格を有し、地域福祉計画をはじめ、高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画など、関連する計画との調和を図りつつ、策定し、推進していきます。

図表1-1 計画の位置づけ



(2) 計画の範囲

「第3期新城市障害者計画」と「第7期新城市障害福祉計画・第3期新城市障害児福祉計画」における障がいのある人とは、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人、難病患者、小児慢性特定疾病患者等で、障がいのある児童を含みます。

なお、「第3期新城市障害者計画」は、福祉のみならず、保健・医療、雇用・就労、防災、まちづくり、教育、文化・スポーツなど、障がい者施策全般について示す計画であり、その推進にあたっては、障がいの有無にかかわらず、広く市民の理解と協力が不可欠です。したがって、新城市民のすべてが対象となります。

3 計画の期間

「第3期新城市障害者計画」の期間は、障がい者施策を中長期に見据えつつ、今後3年ごとに策定が見込まれる障害福祉計画・障害児福祉計画とともに、中間見直しを図られるよう、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

「第7期新城市障害福祉計画・第3期新城市障害児福祉計画」の期間は、国が示す基本指針に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間となります。

図表1-2 計画の期間

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
国	障害者基本計画（第4次）					障害者基本計画（第5次）						
	第3期障害者計画 ※平成28年度～			あいち障害者福祉プラン （第4期障害者計画）								
愛知県	第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画					
	第2期障害者計画						第3期障害者計画					
新城市	第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画					

第2章

障がいのある人を取り巻く現状と課題

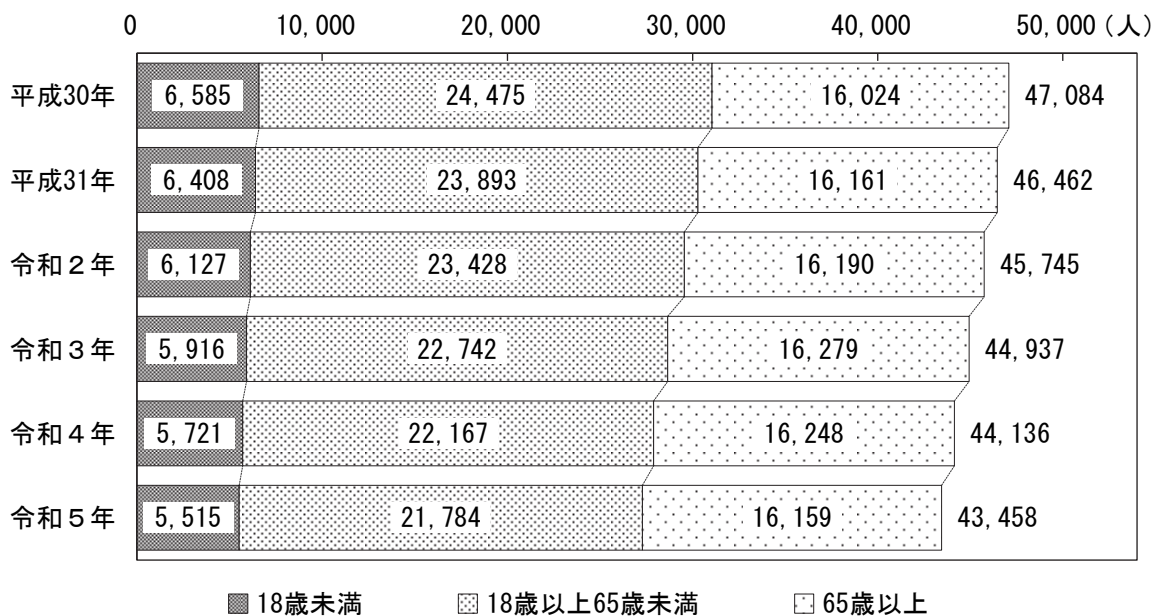
1 障害者手帳等の所持者数とサービスの利用者数

(1) 人口

令和5年4月1日現在、新城市の人口は43,458人で、年々減少しています。

年齢階層別にみると、18歳未満は5,515人(12.7%)、18歳以上65歳未満は21,784人(50.1%)、65歳以上は16,159人(37.2%)で、いずれも減少傾向にあります。

図表2-1 人口の推移（各年4月1日現在）



資料：新城市住民基本台帳

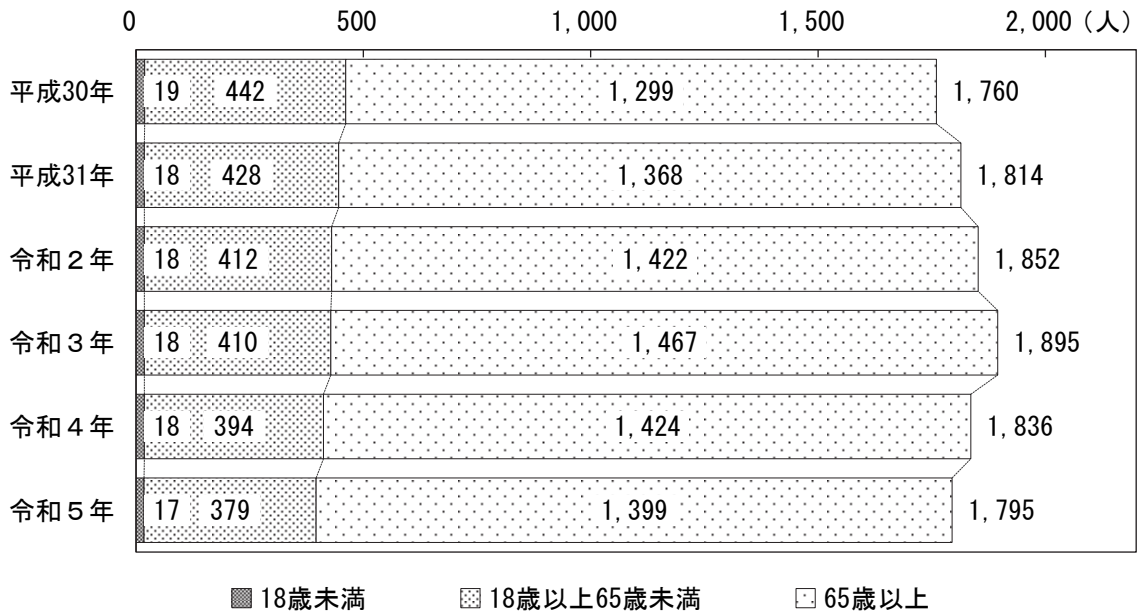
(2) 障害者手帳等の所持者数

① 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳は、肢体や視覚、聴覚、音声、言語などの機能のほか、心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫などの身体内部の機能の障がいのある人に対して、都道府県等より交付されます。

令和5年4月1日現在、新城市の身体障害者手帳所持者は1,795人で、令和3年をピークに減少しています。年齢階層別にみると、18歳未満は17人(0.9%)、18歳以上65歳未満は379人(21.1%)、65歳以上は1,399人(77.9%)で、18歳以上が減少傾向にあります。

図表2-2 身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



資料：新城市福祉課

令和5年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、肢体不自由が848人（47.2%）と最も多く、次いで、内部障がいが721人（40.2%）となっています。障がいの等級別では、重度障がい（1・2級）が712人と、全体の36.7%を占めています。

図表2-3 身体障害者手帳所持者の障がいの種類別・等級別構成（令和5年4月1日現在）

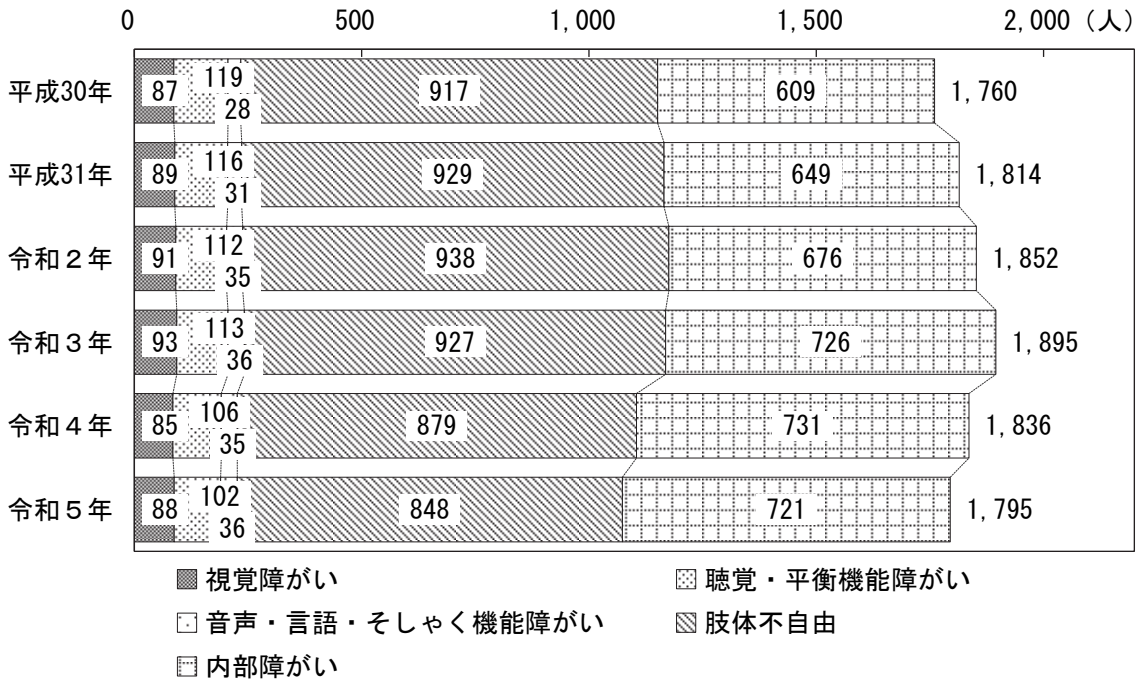
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	29	33	8	3	10	5	88
	33.0	37.5	9.1	3.4	11.4	5.7	100
聴覚・平衡 機能障がい	0	26	16	21	0	39	102
	0.0	25.5	15.7	20.6	0.0	38.2	100
音声・言語 ・そしゃく 機能障がい	0	0	26	10	0	0	36
	0.0	0.0	72.2	27.8	0.0	0.0	100
肢体不自由	61	170	161	308	105	43	848
	7.2	20.0	19.0	36.3	12.4	5.1	100
内部障がい	392	1	141	187	0	0	721
	54.4	0.1	19.6	25.9	0.0	0.0	100
合 計	482	230	352	529	115	87	1,795
	26.9	12.8	19.6	29.5	6.4	4.8	100

※上段の単位は人、下段は障がいの種類別ごとの等級別構成比（%）

資料：新城市福祉課

障がいの種類別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、特に、肢体不自由が減少しています。

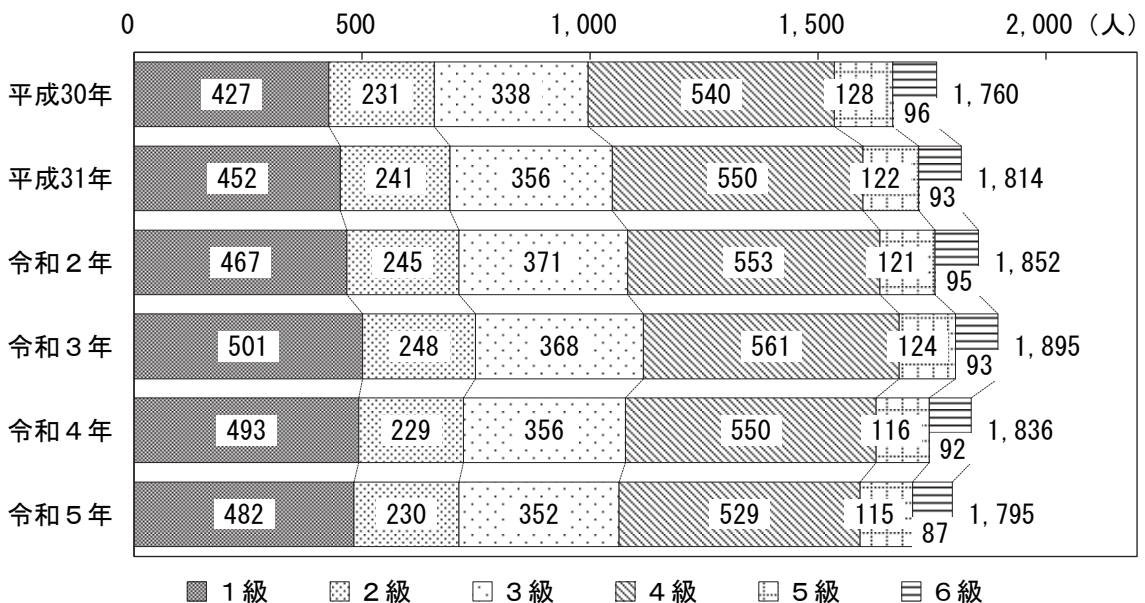
図表2-4 身体障害者手帳所持者の障がいの種類別構成の推移（各年4月1日現在）



資料：新城市福祉課

障がいの等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、1・2級の重度は横ばい傾向にあります。

図表2-5 身体障害者手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年4月1日現在）



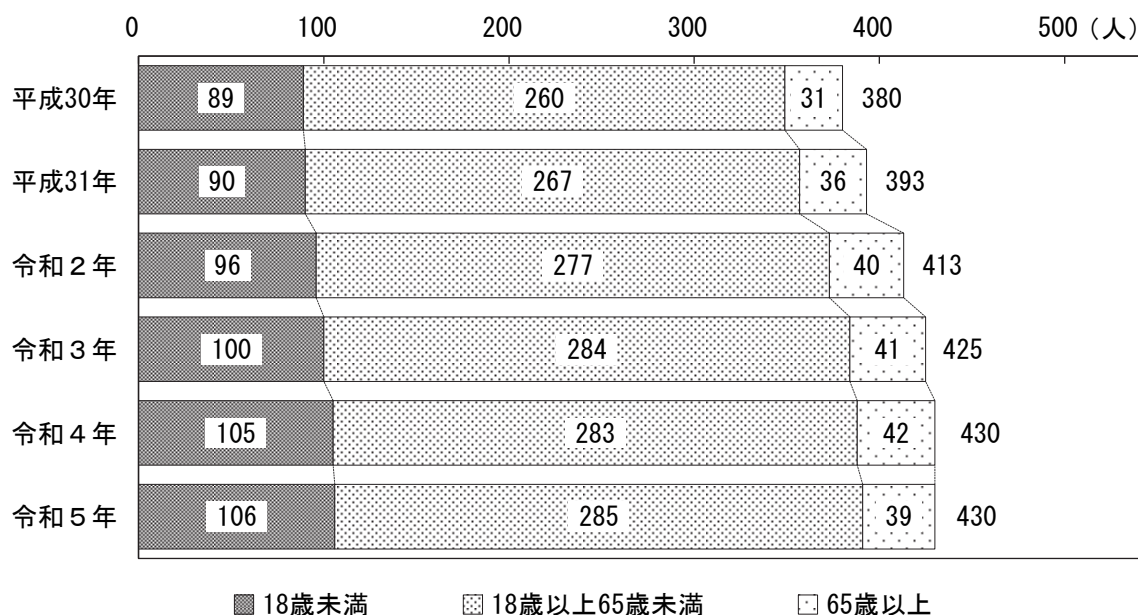
資料：新城市福祉課

② 療育手帳所持者

療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された者に対して、居住地の市町村を通じて都道府県等より交付されます。

令和5年4月1日現在、新城市の療育手帳所持者は430人で、増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は106人（24.6%）、18歳以上65歳未満は285人（66.3%）、65歳以上は39人（9.1%）で、特に、65歳未満が増加しています。

図表2-6 療育手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



資料：新城市福祉課

令和5年4月1日現在の療育手帳所持者数を等級別にみると、重度（A）の障がいは145人で、全体の33.7%となっています。

図表2-7 療育手帳所持者の等級別構成（令和5年4月1日現在）

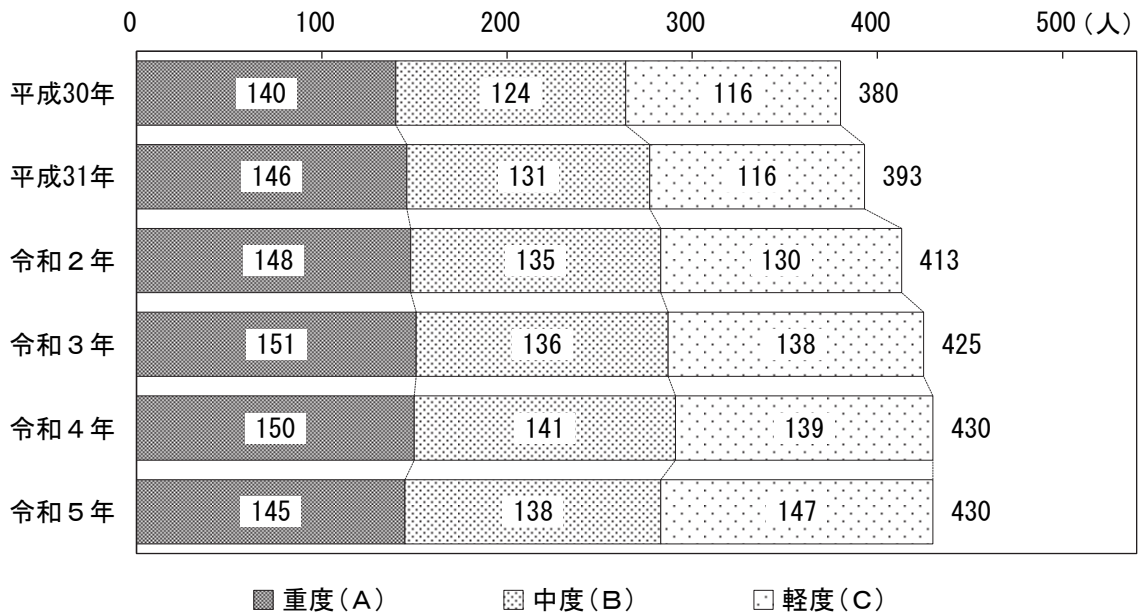
	A	B	C	合計
18歳未満	24	27	55	106
	22.6	25.5	51.9	100
18歳以上 65歳未満	107	90	88	285
	37.5	31.6	30.9	100
65歳以上	14	21	4	39
	35.9	53.8	10.3	100
合計	145	138	147	430
	33.7	32.1	34.2	100

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比（%）

資料：新城市福祉課

障がいの等級別に療育手帳所持者数の推移をみると、重度（A）は横ばい傾向にあります。

図表2-8 療育手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年4月1日現在）



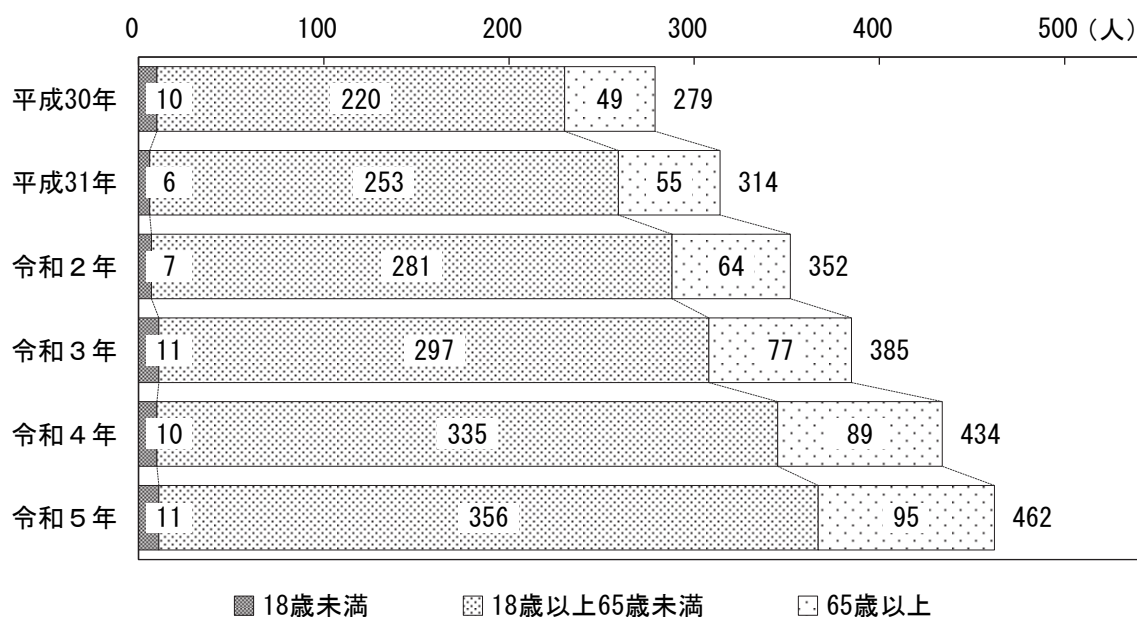
資料：新城市福祉課

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあると認定された者に対して、居住地の市町村を通じて都道府県等より交付されます。

令和5年4月1日現在、新城市の精神障害者保健福祉手帳所持者は462人で、急増しています。年齢階層別にみると、18歳未満は11人（2.4%）、18歳以上65歳未満は356人（77.1%）、65歳以上は95人（20.6%）で、18歳以上が増加しています。

図表2-9 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



資料：新城市福祉課

令和5年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別に見ると、1・2級が392人で、全体の84.5%を占めています。

図表2-10 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成（令和5年4月1日現在）

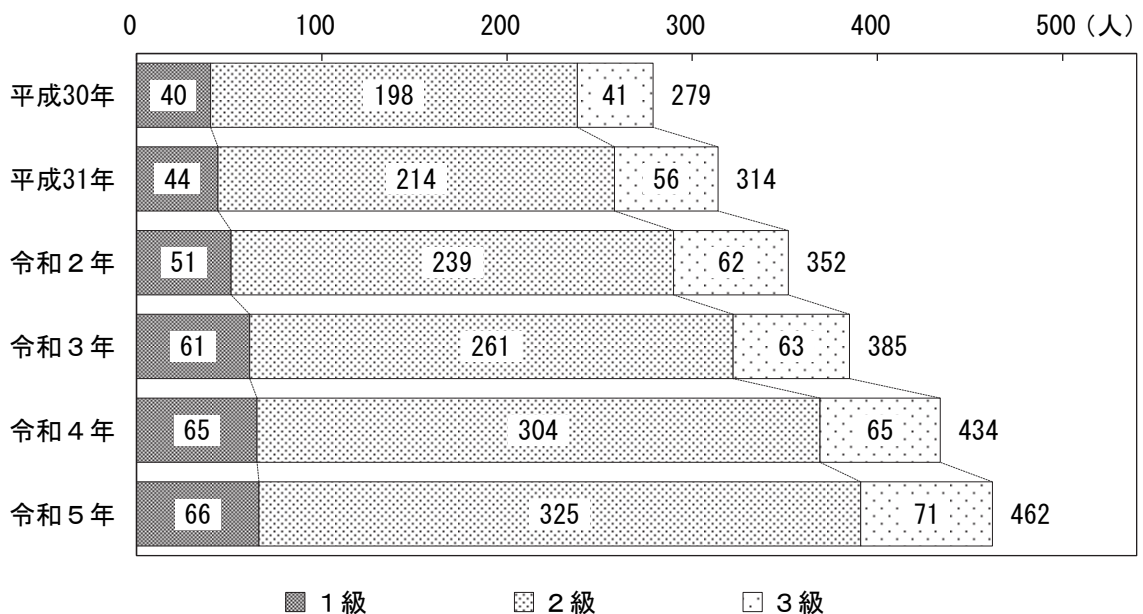
	1 級	2 級	3 級	合計
18歳未満	2	7	2	11
	18.2	63.6	18.2	100
18歳以上 65歳未満	38	260	58	356
	10.7	73.0	16.3	100
65歳以上	26	59	12	97
	26.8	60.8	12.4	100
合 計	66	326	72	464
	14.2	70.3	15.5	100

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比(%)

資料：新城市福祉課

障がいの等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、いずれの等級も増加しています。

図表2-11 精神障害者保健福祉手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年4月1日現在）



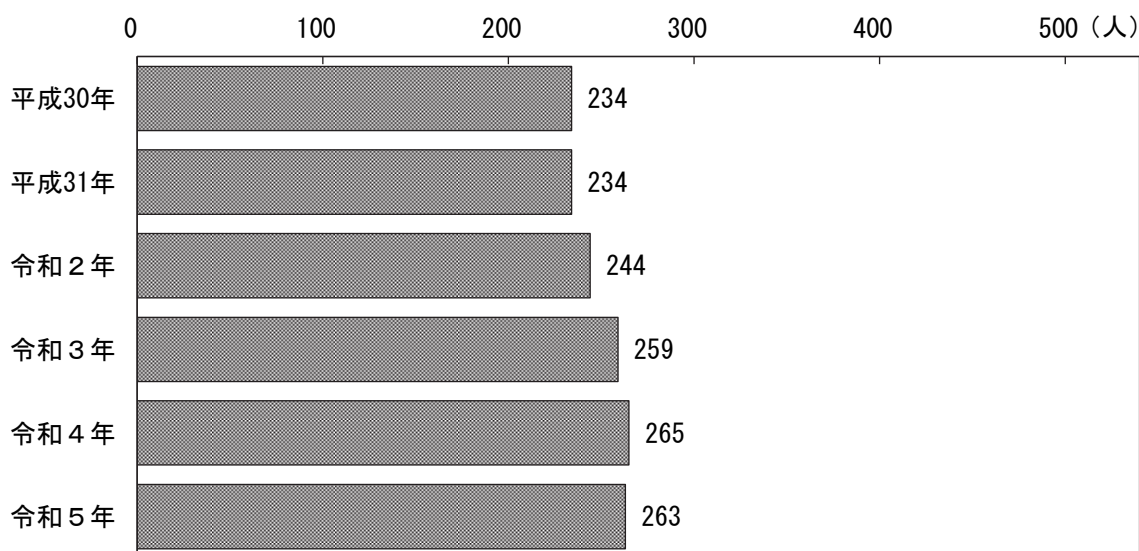
資料：新城市福祉課

④ 難病患者

難病は、原因が不明で治療方法が確立していない疾病をいい、このうち国が指定する特定の疾病の患者に対して医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」における指定難病の患者に対して、医療費の助成が行われています。

令和5年3月31日現在、新城市の特定医療費（指定難病）の受給者は263人で、横ばい傾向にあります。なお、特定医療費（指定難病）は338の疾病が対象となっていますが、障害者総合支援法では366の疾病が対象となっています。

図表2-12 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移（各年3月31日現在）



※対象は、平成27年1月に56疾病から110疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和3年11月には338疾病に拡大

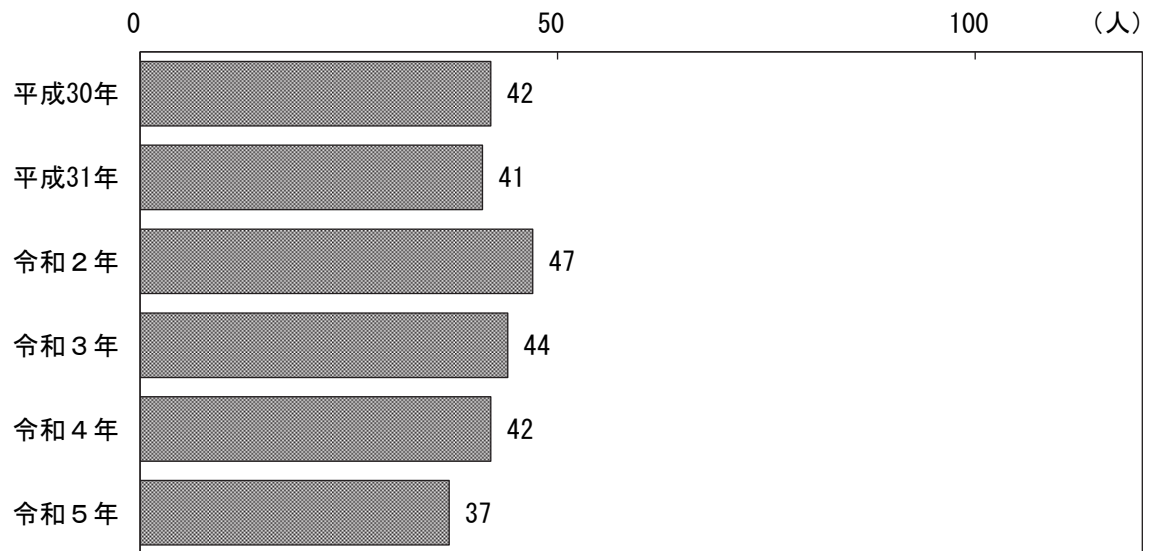
資料：新城保健所

⑤ 小児慢性特定疾病患者

治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾病の患者に対しては、児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、小児慢性特定疾病医療費として助成が行われています。

令和5年3月31日現在、新城市の小児慢性特定疾病医療費の受給者は37人で、減少傾向にあります。なお、小児慢性特定疾病医療費は788の疾病が対象となっています。

図表2-13 小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数の推移（各年3月31日現在）



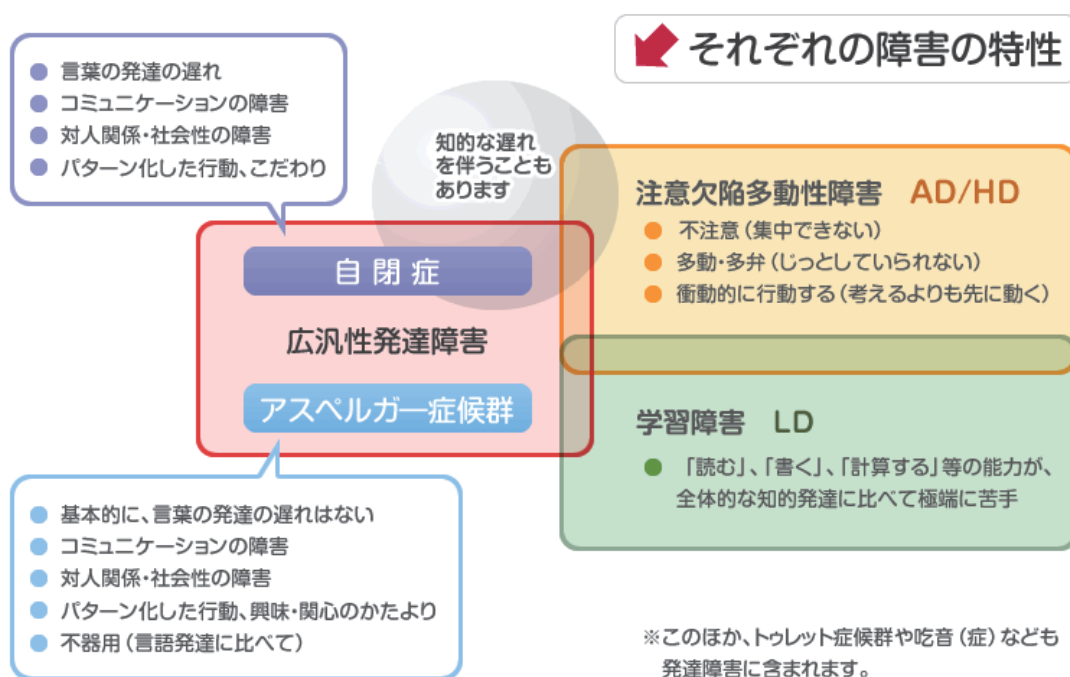
※対象は、平成27年1月に514疾病から704疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和3年11月には788疾病に拡大

資料：新城保健所

⑥ 発達障がいのある人

発達障がいは、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。なお、広汎性発達障がいではなく、自閉症スペクトラムや自閉症スペクトラム障がいと呼ばれることもあります。

発達障がいは、知的障がいを伴うこともあり、療育手帳を所持する人もいるほか、精神障害者保健福祉手帳を所持する人、手帳を取得できない人もいることから、発達障がいのある人の数を正確に把握することは困難な状況です。



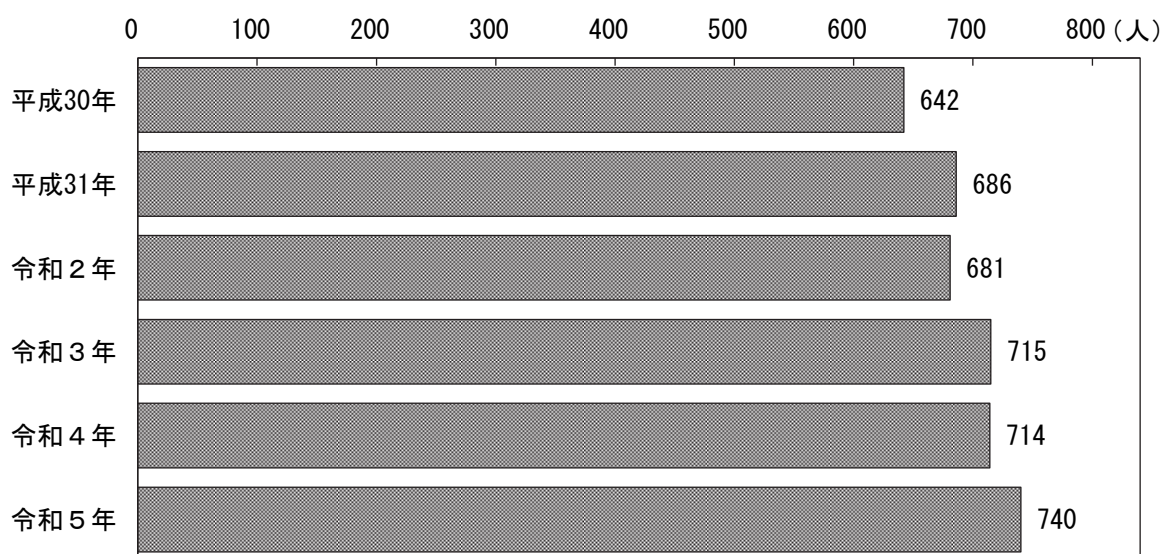
資料：政府広報オンライン

(3) サービスの利用者数

① 障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービスを利用するためには、市町村からサービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和5年4月1日現在、新城市の障害福祉サービス支給決定者は740人で、増加傾向にあります。

図表2-14 障害福祉サービス支給決定者数の推移（各年4月1日現在）



資料：新城市福祉課

② 障害支援区分認定者

障害福祉サービスのうち、図表2-15のサービスを受けるためには、障害支援区分の認定が必要となります。障害者総合支援法の障害支援区分は、区分1から6までとなっています。令和5年4月1日現在、新城市の障害支援区分認定者は317人で、障害福祉サービス支給決定者数の42.8%を占めています（図表2-16）。

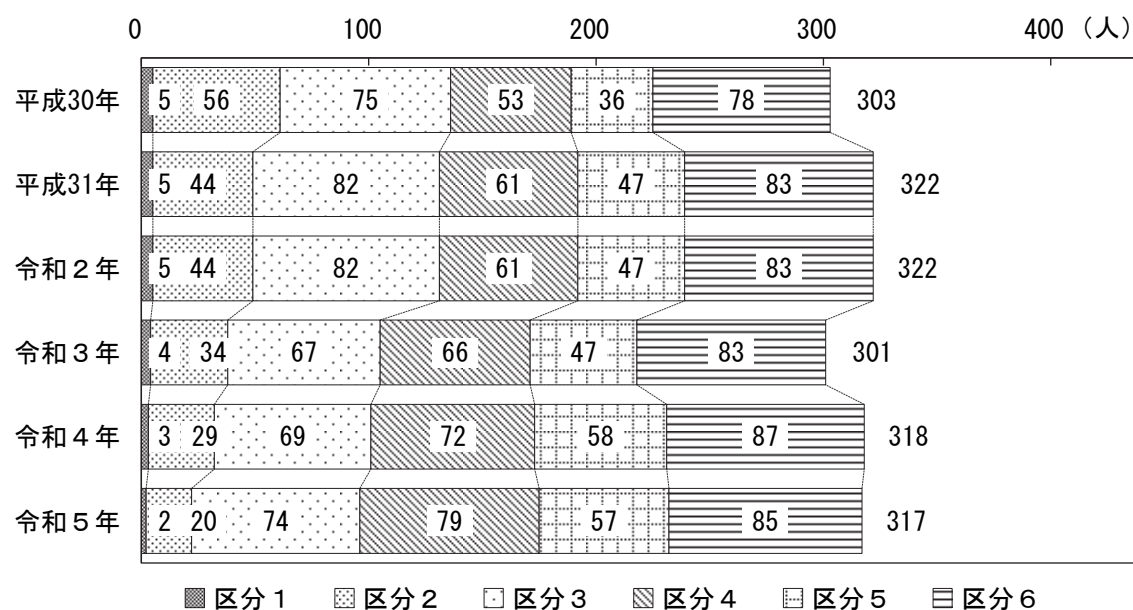
障害支援区分認定者は、18歳以上の障がいのある人です。18歳未満の障がいのある児童は、発達段階にあり、時間の経過とともに障がいの状態が変化すること、乳児期は通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なことなど、検討課題が多く、現段階では使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けていません。

図表2-15 障害支援区分の認定が必要なサービス

サービス名	該当区分
居宅介護	区分1以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上）
重度訪問介護	区分4以上
同行援護	支援の度合いに応じて、区分認定が必要
行動援護	区分3以上
重度障害者等包括支援	区分6
生活介護	区分3以上（50歳以上は区分2以上）
療養介護	区分5以上
短期入所	区分1以上
施設入所支援	区分4以上（50歳以上は区分3以上）
共同生活援助 （グループホーム）	入浴、排泄又は食事等の介護を伴う場合、区分認定が必要

※サービスの利用にあたっては、区分の認定に加え、該当条件がある場合もあります。

図表2-16 障害支援区分認定者数の推移（各年4月1日現在）

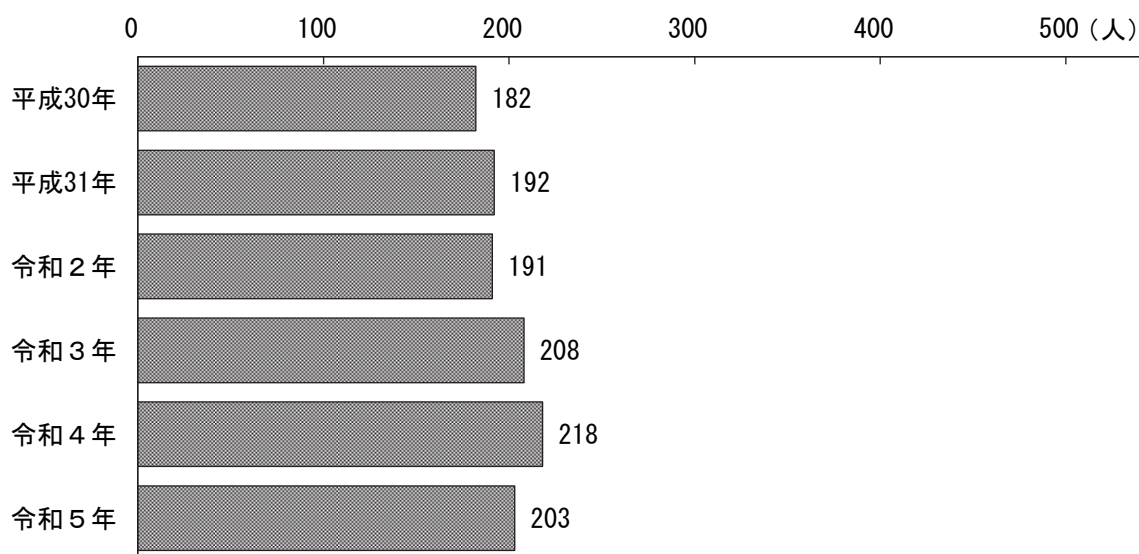


資料：新城市福祉課

③ 地域生活支援事業利用決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業や日中一時支援事業を利用するためには、市町村からサービスの利用決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和5年4月1日現在、新城市の地域生活支援事業利用決定者は203人で、横ばい傾向にあります。なお、障害福祉サービス支給決定者数の27.4%となっています。

図表2-17 地域生活支援事業利用決定者数の推移（各年4月1日現在）

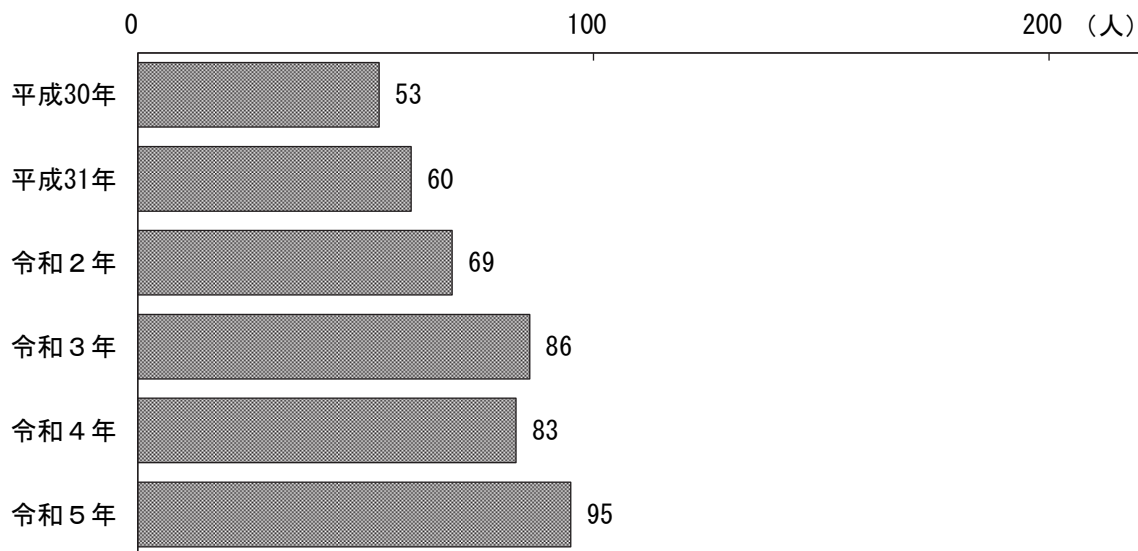


資料：新城市福祉課

④ 障害児通所支援支給決定者

障害児通所支援を利用するためには、市町村からサービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和5年4月1日現在、新城市の障害児通所支援支給決定者は95人で、増加傾向にあります。

図表2-18 障害児通所支援支給決定者数の推移（各年4月1日現在）



資料：新城市福祉課

2 障がいのある人とない人の意識、意向

(1) 調査の概要

この計画の策定にあたり、障がいのある人の日常生活と社会生活の状況や意向、障がいのない人の意識や福祉活動の意向等を把握するため、令和4年10月にアンケート調査を実施しました。また、令和5年9月から10月にかけて障がい者団体にヒアリング調査を実施しました。

ここでは、アンケート調査の結果から障がいのある人とない人の意識、意向等をみていきます。

図表2-19 アンケート調査の概要

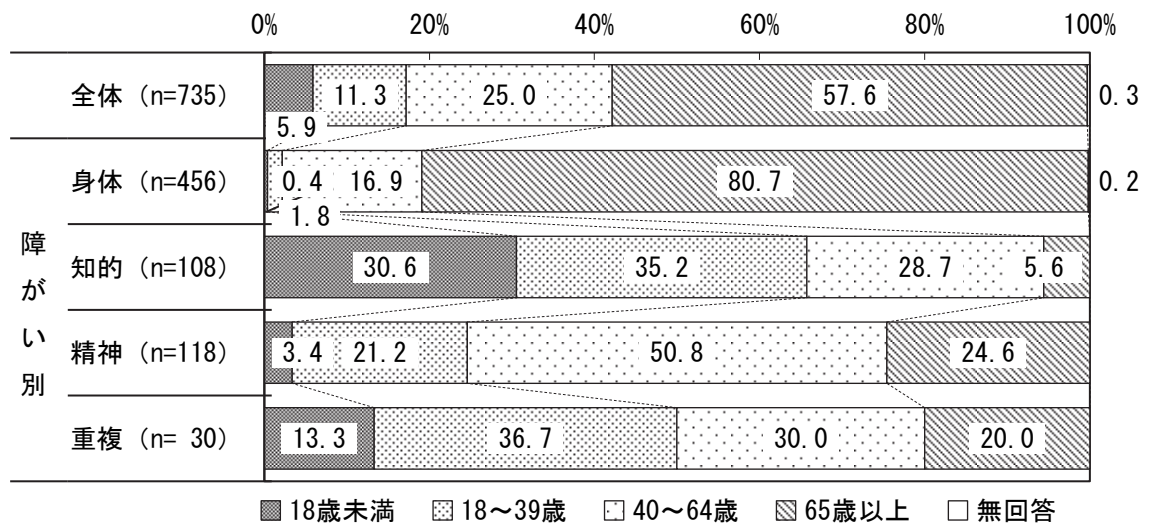
区 分	障がいのある人	障がいのない人
調査対象	市内在住の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を所持している人	市内在住の障害者手帳を所持していない18歳以上の人
調査方法	各対象者を無作為抽出し、郵送により調査票を配布・回収	
調査期間	令和4年10月1日～20日	
調査数	1,600	800
有効回答数	735	322
有効回答率	45.9%	40.3%

※詳しくは、ホームページ等をご参照ください。

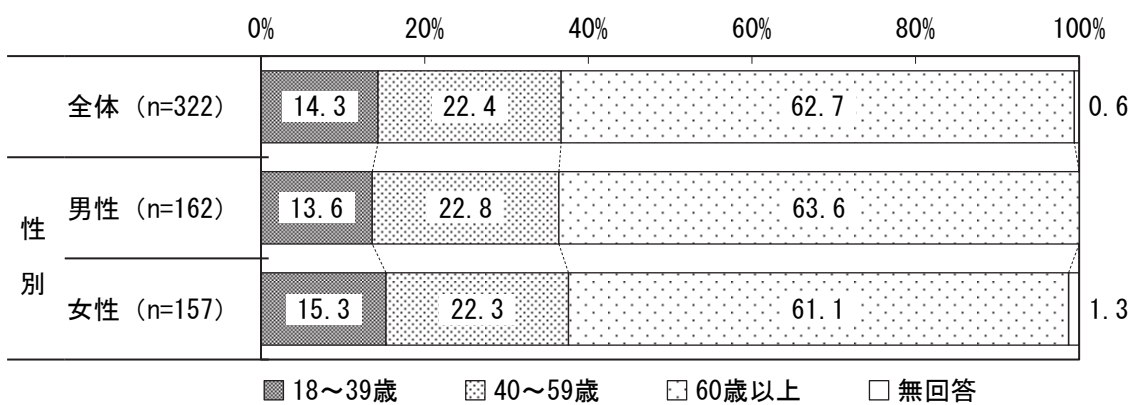
図表2-20 ヒアリング調査を実施した障がい者団体

- ・新城市身体障害者福祉協会
- ・新城市手をつなぐ育成会
- ・南新家族会

図表2-21 回答者の属性（障がいのある人）



図表2-22 回答者の属性（障がいのない人）



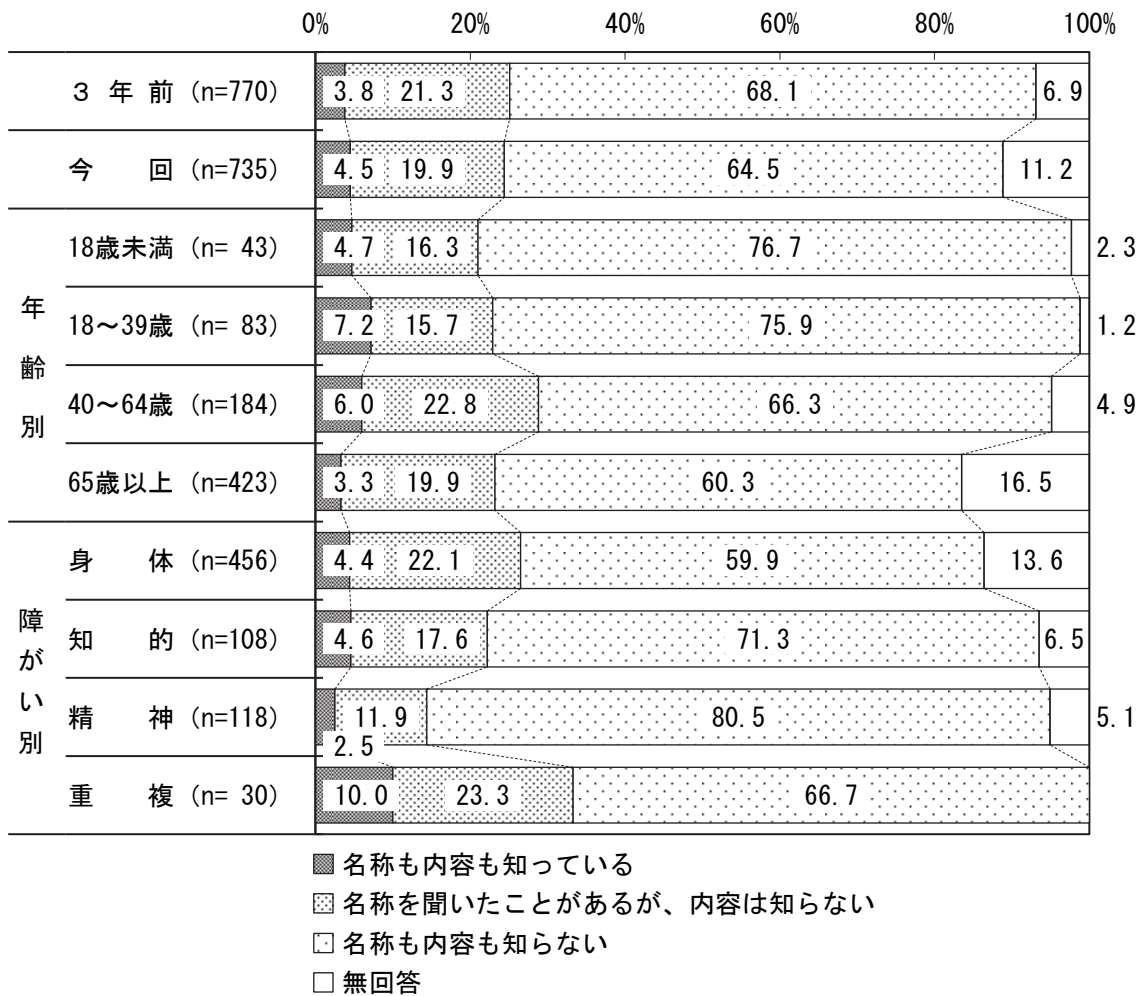
(2) 障がい者差別の解消に向けて

① 障がいのある人への理解の深まり

障がいのある人に「障害者差別解消法」についてたずねたところ、「名称も内容も知っている」(4.5%)と「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」(19.9%)を合わせた名称の認知度は24.4%となっている一方、「名称も内容も知らない」は64.5%となっています。

名称の認知度は、3年前(令和元年度)の調査と比較しても、あまり変化はみられません。

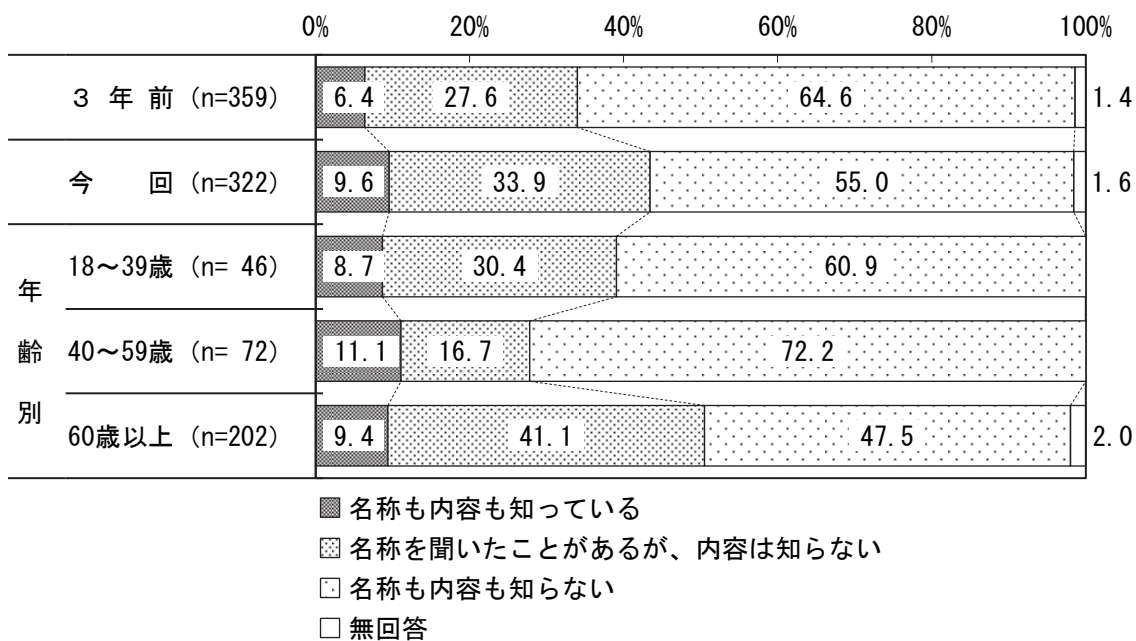
図表2-23 「障害者差別解消法」についてご存知ですか(障がいのある人)



同様に、障がいのない人にも「障害者差別解消法」についてたずねたところ、名称の認知度は43.5%と、障がいのある人の名称の認知度より20ポイント程度高くなっているものの、「名称も内容も知らない」は55.0%となっています。

名称の認知度は、3年前（令和元年度）の調査と比較して、10ポイント程度上昇しています。

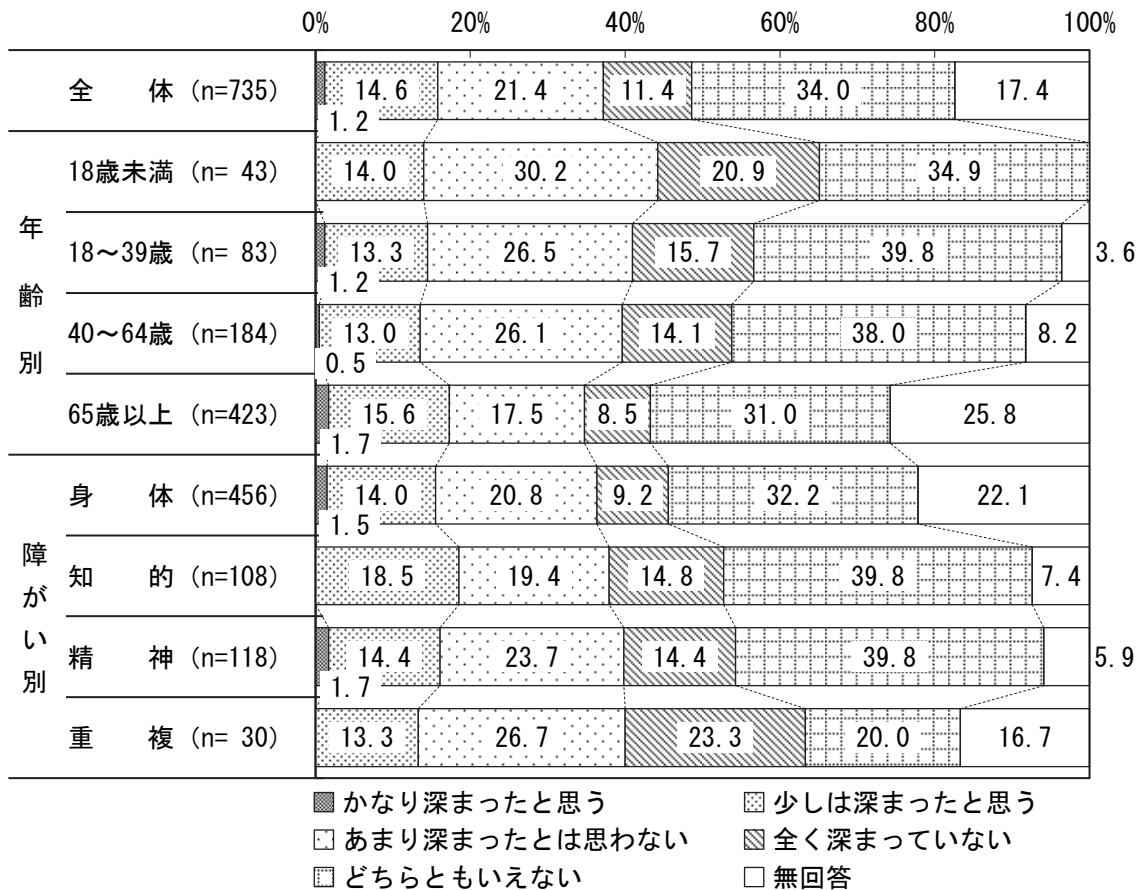
図表2-24 「障害者差別解消法」についてご存知ですか（障がいのない人）



障がいのある人に「障害者差別解消法」が施行されて以降、この5年間ほどで社会全体として理解が深まったと感じるかたずねたところ、「かなり深まったと思う」(1.2%)と「少しは深まったと思う」(14.6%)を合わせた《深まった》は15.8%、「あまり深まったとは思わない」(21.4%)と「全く深まっていない」(11.4%)を合わせた《深まっていない》は32.8%となっています。

《深まっていない》が《深まった》を大きく上回っていますが、「どちらともいえない」も34.0%あります。

図表2-25 この5年間ほどで社会全体として障がいのある人への理解が深まったと感じますか(障がいのある人)

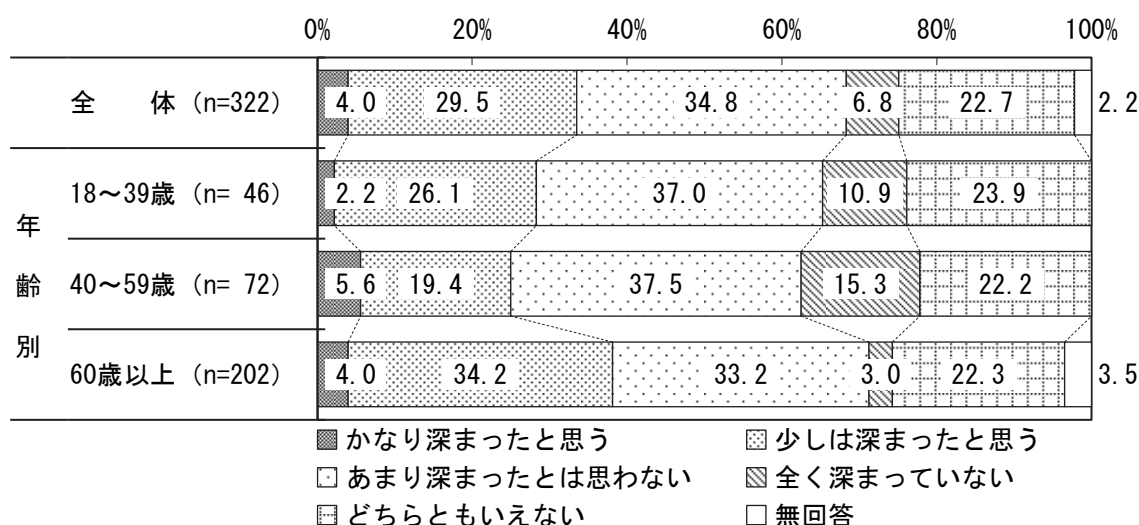


同様に、障がいのない人にも「障害者差別解消法」が施行されて以降、この5年間ほどで社会全体として障がいのある人への理解が深まったと感じるかたずねたところ、《深まった》は33.5%と、障がいのある人の《深まった》より18ポイント程度高く、《深まっていない》は41.6%と、障がいのある人の《深まっていない》より9ポイント程度高くなっています。

《深まっていない》が《深まった》を上回っていますが、「どちらともいえない」も22.7%あります。

「障害者差別解消法」が施行されて以降、この5年間ほどでの「障害者差別解消法」や障がいのある人への理解の深まりについては、障がいのある人とない人との認識の違いが顕著になっています。障がい者差別の解消にあたっては、障がいのある人への理解の深めていくことが重要ですが、こうした認識の隔たりをなくしていく必要もあります。

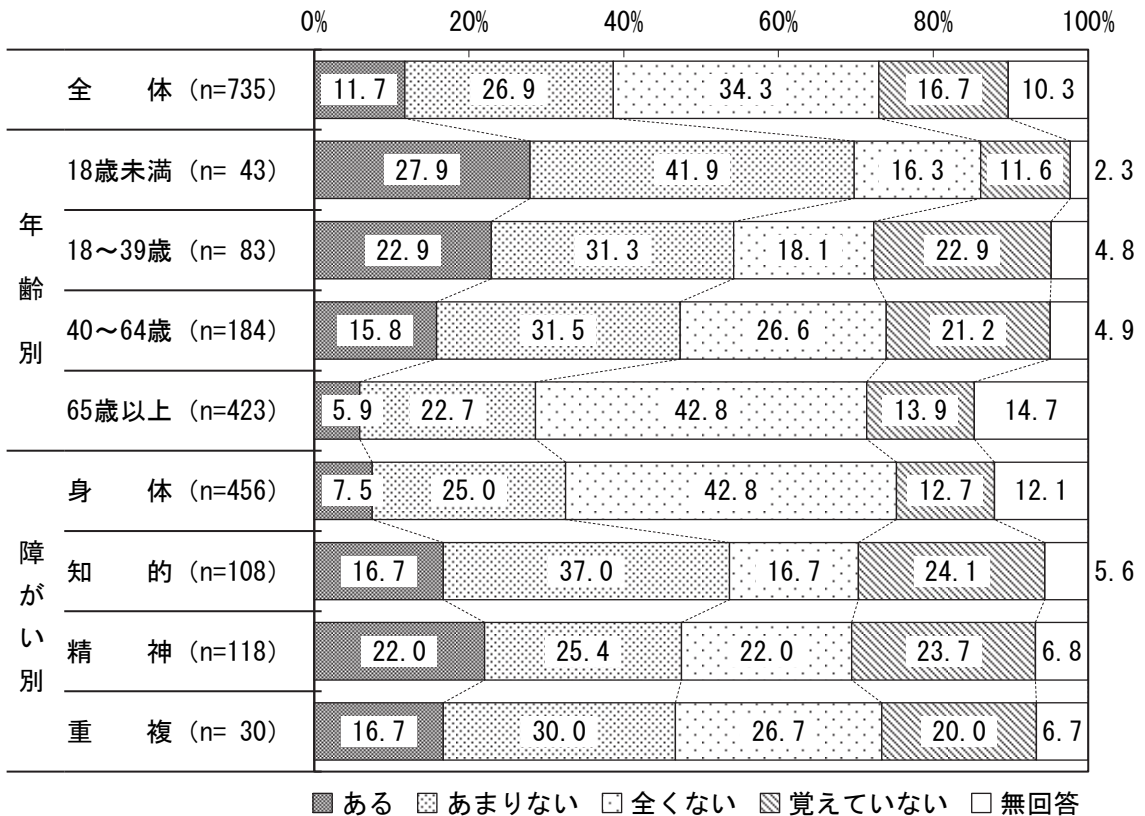
図表2-26 この5年間ほどで社会全体として障がいのある人への理解が深まったと感じますか（障がいのない人）



② 障がいのある人への差別や配慮の状況

障がいのある人に、この5年間で障がいを理由とした差別等を感じた経験があるかたずねたところ、「ある」が11.7%、「あまりない」は26.9%、「全くない」は34.3%となっています。

図表2-27 この5年間に障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがありますか（障がいのある人）

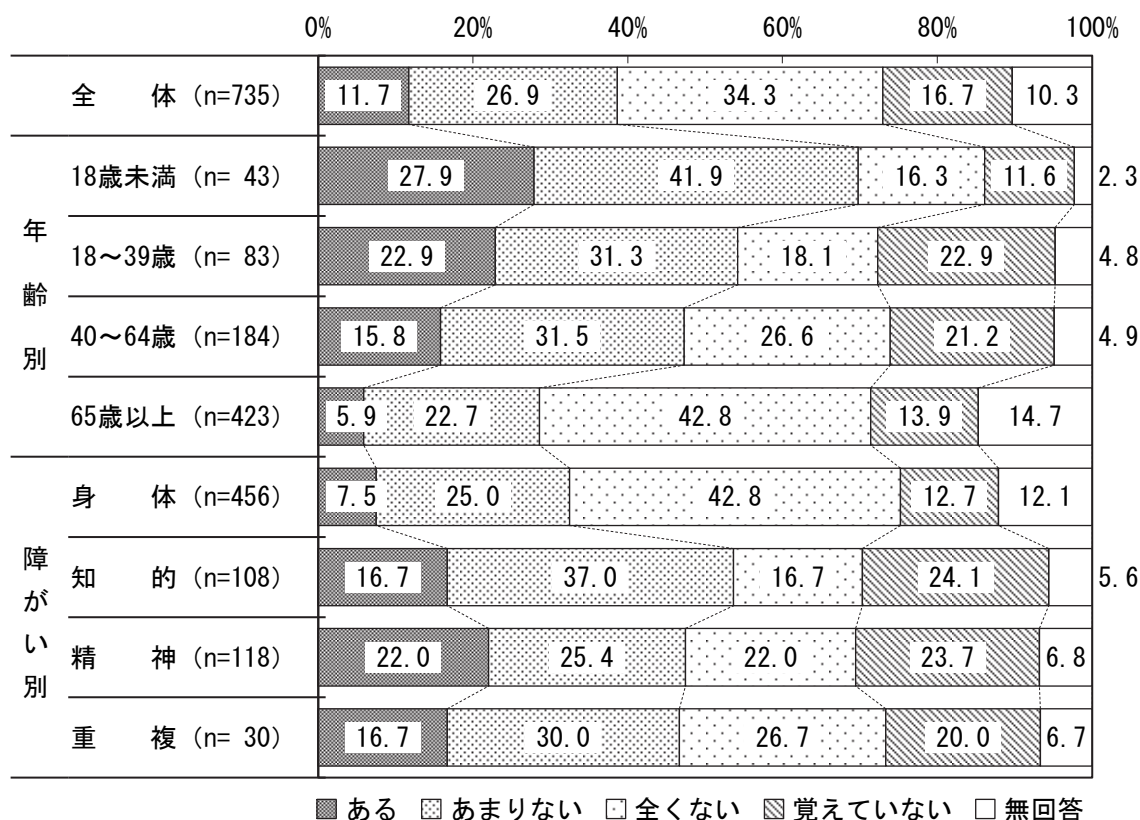


※感じた差別等の主な内容

- ・外出するとき、ジロジロ見られる
- ・うまく気持ちが伝えられなくて、嫌な顔をされたことがある
- ・障がいの症状を理解してもらえない
- ・補聴器をつけていれば、完全に聞こえていると思われること
- ・EメールやFAX対応をお願いしたにも関わらず、電話をかけてきたこと
- ・排尿障がいがあるが、見た目にはわからないため、障がい者用トイレを使用したら、嫌な目で見られた
- ・タクシーの乗車拒否
- ・マッサージ店に行ったら、介護者がいないとだめと断られた
- ・雇用者に理解がなく、雇ってもらえない
- ・「障がい者だから、仕事ができない」と言われた
- ・職場の一部の人たちから、内部障がいを理解してもらえず、嫌がらせや仲間はずれをされている
- ・学校でからかわれた
- ・障がいがある理由で希望することも園に入れなかった

一方、障がいのある人に、この5年間で家族等以外から配慮等があり助かった経験があるかたずねたところ、「ある」は19.6%と、差別等を感じた経験よりも高くなっており、この差をさらに拡大していくとよいと考えられます。このほか、「あまりない」は21.5%、「全くない」は30.2%となっています。

図表2-28 この5年間に家族や介護者以外の人から手助けや配慮をされて助かった経験はありますか（障がいのある人）



※配慮等の主な内容

- ・重い物を持ってもらった
- ・スーパーに行った際、袋詰めを手伝ってくれた
- ・入口のドアやエレベーターの開閉を手伝ってもらった
- ・転倒したとき、起こしてくれた
- ・歩道で車いすが段差にはまって動けなくなったときに、近くにいた方に押しもらった
- ・身体に障がいがある友人が、一緒に病院に行ってくれる
- ・自分で運転ができないとき、変わって運転してくれて助かった
- ・遠出をするのに電車の利用が困難で、友人に車で送迎をしてもらった
- ・同年代の近所の人たちが地域の活動の参加に積極的に声をかけてくれる。障がいを持つ前から知っている人たちなので、支えてもらっている
- ・仕事をしている間、勤務時間や内容等を調整してもらった
- ・仕事で、具体的に説明してくれたりスケジュールが明確になっているので、とても助かっている
- ・外出先で障がい者用トイレがどこにあるかわからず困っていたら、親切な方が案内してくれた
- ・手話や筆談をしてくれたこと

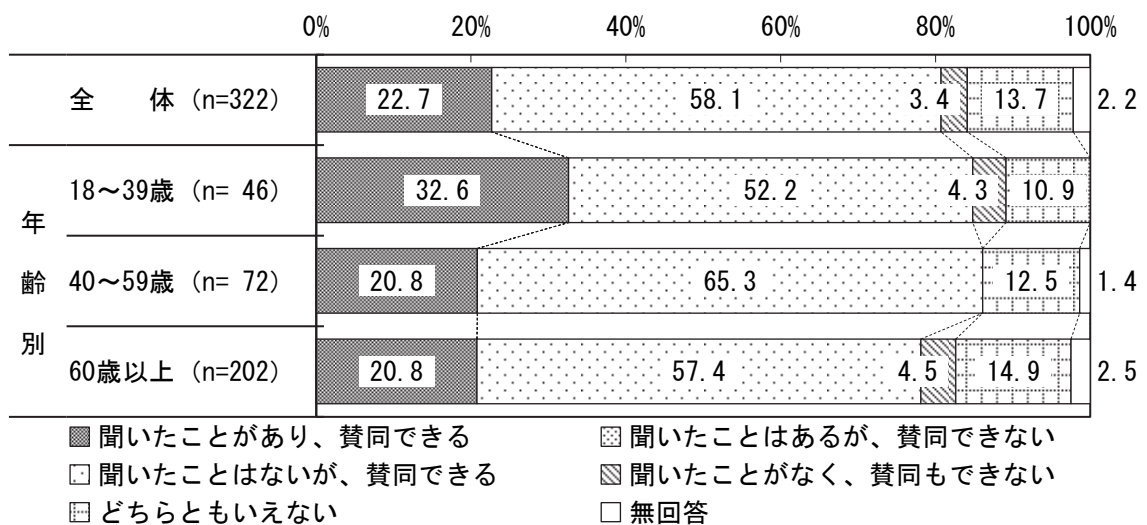
③ 地域における障がいのある人とない人とのかかわり

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う地域社会のことを「地域共生（インクルーシブ）社会」といいます。

障がいのない人に「地域共生社会」という言葉を聞いたことがあるか、また、このような社会のあり方についてどのように考えるかたずねたところ、「聞いたことがあります、賛同できる」が22.7%で、「聞いたことはあるが、賛同できない」は回答がなく、認知度（聞いたことがある）は22.7%となっています。また、「聞いたことはないが、賛同できる」が58.1%で、「聞いたことがあります、賛同できる」と合わせると、「賛同できる」は80.8%となっています。

一方、「聞いたことがなく、賛同もできない」は3.4%、「どちらともいえない」は13.7%です。

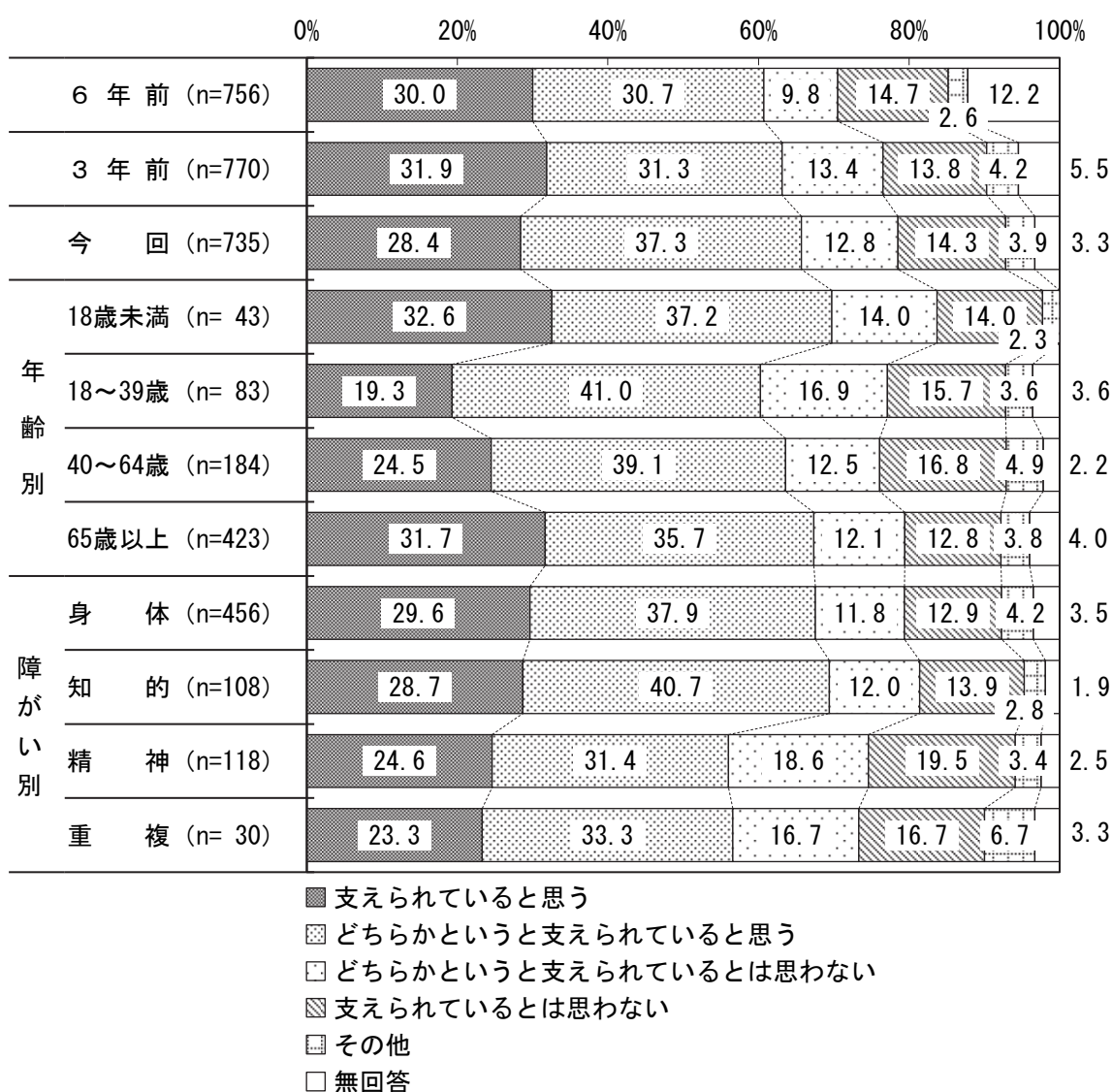
図表2-29 「地域共生社会」という言葉を聞いたことがありますか、また、このような社会のあり方についてどのように考えますか（障がいのない人）



障がいのある人に地域の人に支えられていると思うかたずねたところ、「支えられていると思う」(28.4%)と「どちらかというと思われていると思う」(37.3%)を合わせた《支えられている》は65.7%、「どちらかというと思われているとは思わない」(12.8%)と「支えられているとは思わない」(14.3%)を合わせた《支えられていない》は27.1%となっています。

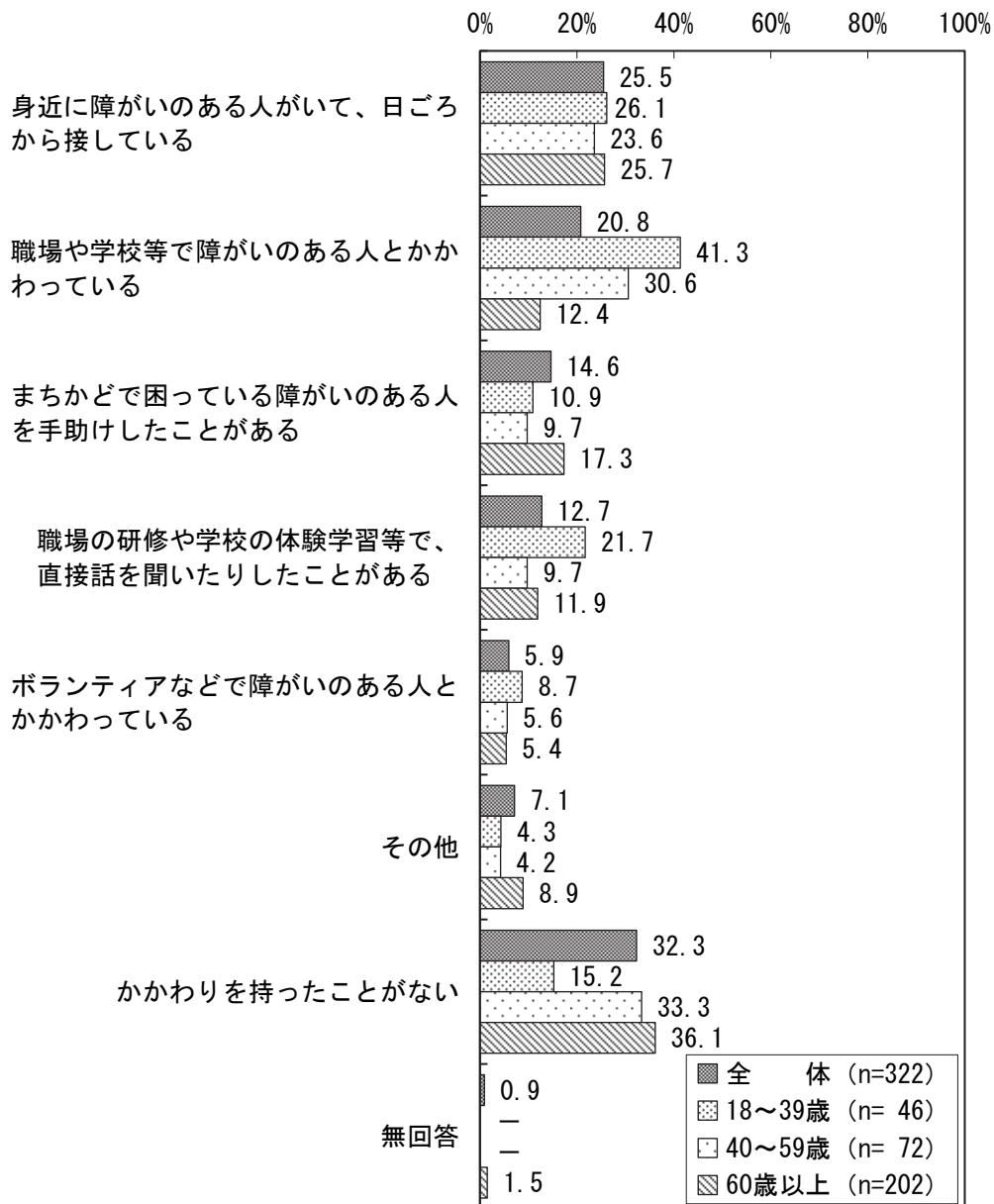
《支えられている》は、《支えられていない》を大きく上回っており、過去の調査と比較しても、上昇しています。

図表2-30 地域の人に支えられていると思いますか（障がいのある人）



障がいのない人に、障がいのある人とかかわりを持った経験についてたずねたところ、「かかわりを持ったことがない」が32.3%となっており、かかわりを持ったことがある状況としては、「身近に障がいのある人がいて、日ごろから接している」が25.5%と最も高く、次いで、「職場や学校等で障がいのある人とかかわっている」が20.8%、「まちかどで困っている障がいのある人を手助けしたことがある」が14.6%などとなっています。

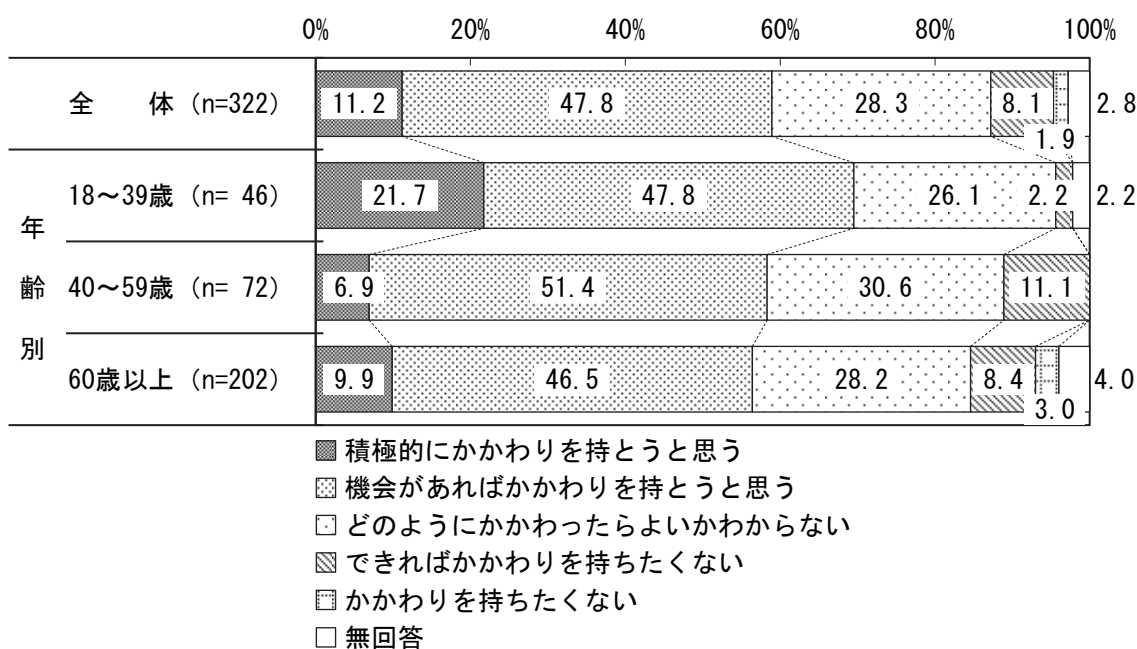
図表2-31 これまでに生活の中で障がいのある人とかかわりを持ったことがありますか（障がいのない人、複数回答）



障がいのない人に、今後の障がいのある人とかかわりの意向についてたずねたところ、「積極的にかかわりを持とうと思う」が11.2%、「機会があればかかわりを持とうと思う」が47.8%と、これらを合わせた《かかわりを持とうと思う》は59.0%となっています。一方、「できればかかわりを持ちたくない」は8.1%と低くなっていますが、障がいについての理解や配慮など「どのようにかかわったらよいかわからない」が28.3%あります。

障がいのある人とかかわる機会の提供とともに、障がいのある人とかかわり方や接し方についても周知を図ることにより、障がいのある人とかかわりを持とうという意識がより高めていく必要があります。そして、そうした意識の高まりが、真の支え合う関係性を気づき、「地域共生社会」の実現につながると考えられます。

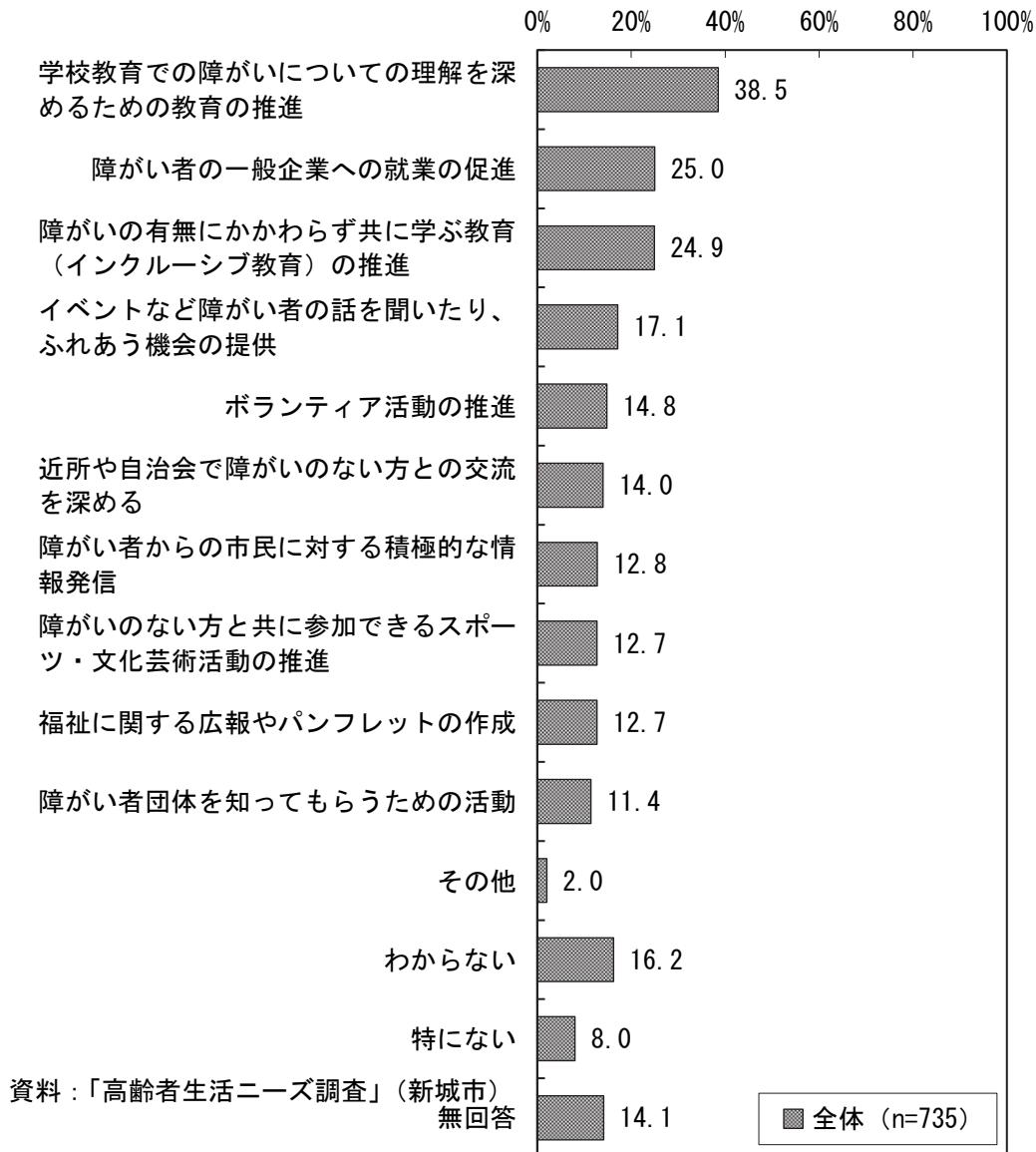
図表2-32 今後、生活の中で障がいのある人とかかわりを持とうと思いますか（障がいのない人）



④ 障がいのある人への理解や配慮をより深めていくために必要なこと

障がいのある人に理解や配慮をより深めていくために必要なことについてたずねたところ、「学校教育での障がいについての理解を深めるための教育の推進」が38.5%と最も高く、次いで、「障がい者の一般企業への就業の促進」(25.0%)、「障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育（インクルーシブ教育）の推進」(24.9%)の順となっています。なお、「特にない」は8.0%にとどまっています。

図表2-33 障がいのある人への理解や配慮をより深めていくためには、どのようなことが特に必要だと思いますか（障がいのある人、複数回答）



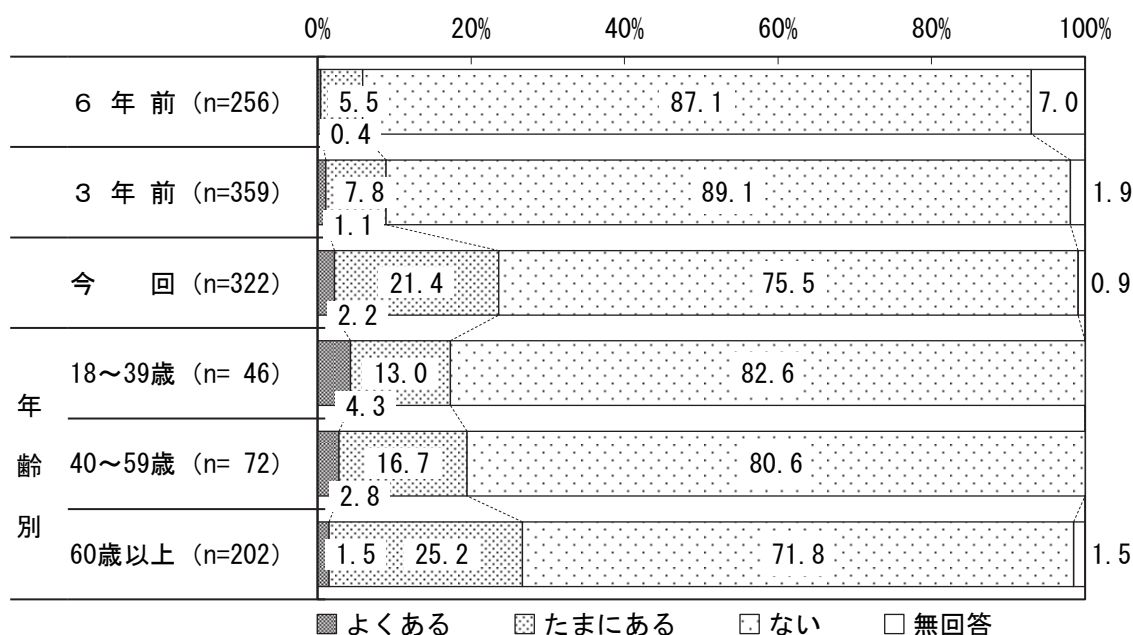
年齢別、障がい別にみても、「学校教育での障がいについての理解を深めるための教育の推進」や「障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育（インクルーシブ教育）の推進」、「障がい者の一般企業への就業の促進」が上位になっている一方、18歳未満と精神障がいのある人では、「イベントなど障がい者の話を聞いたり、ふれあう機会の提供」も上位になっています。

図表2-34 障がいのある人への理解や配慮をより深めていくためには、どのようなことが特に必要だと思いますか(障がいのある人の年齢・障がい別上位項目、複数回答)

18歳未満 (n= 43)	①学校教育での障がいについての理解を深めるための教育の推進 (69.8%) ②障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育の推進 (30.2%) ③イベントなど障がい者の話を聞いたり、ふれあう機会の提供 (23.3%)
18～39歳 (n= 83)	①学校教育での障がいについての理解を深めるための教育の推進 (55.4%) ②障がい者の一般企業への就業の促進 (36.1%) ③障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育の推進 (30.1%)
40～64歳 (n=184)	①学校教育での障がいについての理解を深めるための教育の推進 (34.8%) ②障がい者の一般企業への就業の促進 (31.5%) ③わからない (23.4%)
65歳以上 (n=423)	①学校教育での障がいについての理解を深めるための教育の推進 (33.6%) ②障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育の推進 (24.1%) ③障がい者の一般企業への就業の促進 (20.6%)
身 体 (n=456)	①学校教育での障がいについての理解を深めるための教育の推進 (34.4%) ②障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育の推進 (25.2%) ③障がい者の一般企業への就業の促進 (21.7%)
知 的 (n=108)	①学校教育での障がいについての理解を深めるための教育の推進 (50.9%) ②障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育の推進 (31.5%) ③障がい者の一般企業への就業の促進 (25.0%)
精 神 (n=118)	①学校教育での障がいについての理解を深めるための教育の推進 (43.2%) ②障がい者の一般企業への就業の促進 (40.7%) ③イベントなど障がい者の話を聞いたり、ふれあう機会の提供 (26.3%)
重 複 (n= 30)	①学校教育での障がいについての理解を深めるための教育の推進 (40.0%) ②わからない (23.3%) ③障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育の推進 (20.0%)

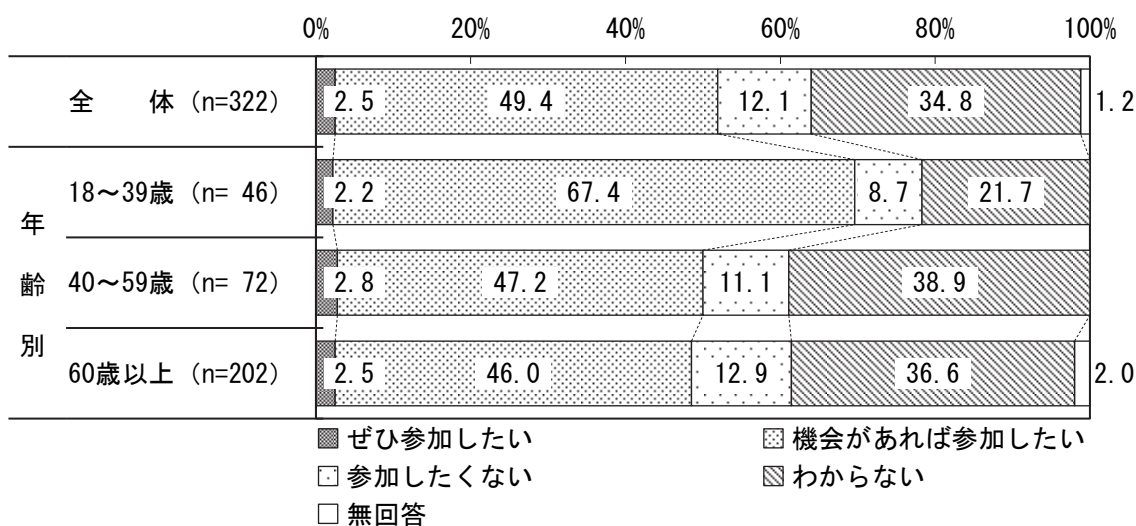
障がいのない人に障がい者（児）団体の催し物への参加状況をたずねたところ、「ある」が2.2%、「たまにある」が21.4%と、これらを合わせた《ある》は23.6%となっています。なお、《ある》は、過去の調査と比較すると、10ポイント以上上昇しています。

図表2-35 地域で開催されている障がいのある人のスポーツ大会や障がい者（児）団体が主催する催し物に参加したことがありますか（障がいのない人）



また、障がい者（児）団体の催し物への参加意向をたずねたところ、「機会があれば参加したい」が49.4%と最も高く、これに「ぜひ参加したい」(2.5%)を加えた《参加意向》は51.9%となっています。一方、「参加したくない」は12.1%、「わからない」は34.8%となっています。

図表2-36 今後、地域で開催される障がいのある人のスポーツ大会や障がい者（児）団体が主催する催し物に参加したいと思いませんか（障がいのない人）



◇ 障がい者差別の解消に向けた障がい者団体からの主な意見

- ・共生をしていく必要はあるが、障がいの特性を理解してもらうのは難しい。
- ・12月の障害者週間に啓発活動を行っており、店舗等に協力をしてもらっているが、断られることもある。
- ・公共的な施設の改修等にあたっては、障がいのある当事者に立ち会いを求め、説明するなどの配慮をしてほしい。
- ・小規模でも団体活動を続けていくこと、当事者同士で話をする 것도大事だと思う。
- ・病気への理解を深めるために講演会や学習会に積極的に参加しており、そこで得た学びを団体に伝えられたらと思う。
- ・有償でもよいので、福祉ボランティアがいてほしい。

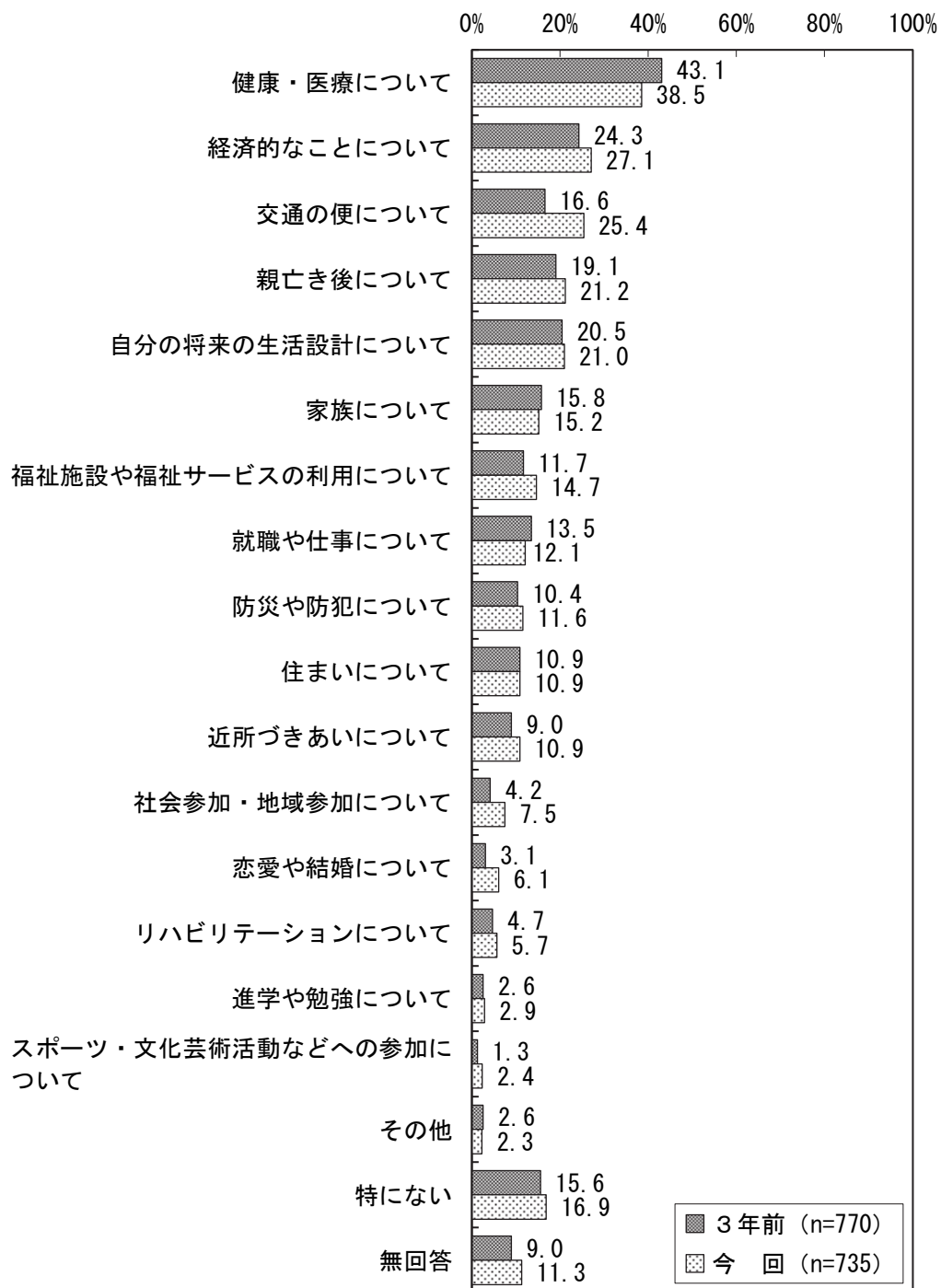
(3) 日常生活の充実に向けて

① 困りごとと相談の状況

障がいのある人に困ったり、不安に思っていることをたずねたところ、「健康・医療について」が38.5%と最も高く、次いで、「経済的なことについて」が27.1%、「交通の便について」が25.4%、「親亡き後について」が21.1%、「自分の将来の生活設計について」が21.0%などとなっています。

3年前（令和元年度）の調査と比較しても、大きな変化はみられません。

図表2-37 困ったり、不安に思っていることはありますか（障がいのある人、複数回答）



年齢別にみると、39歳以下では「親亡き後について」が最も高くなっています。

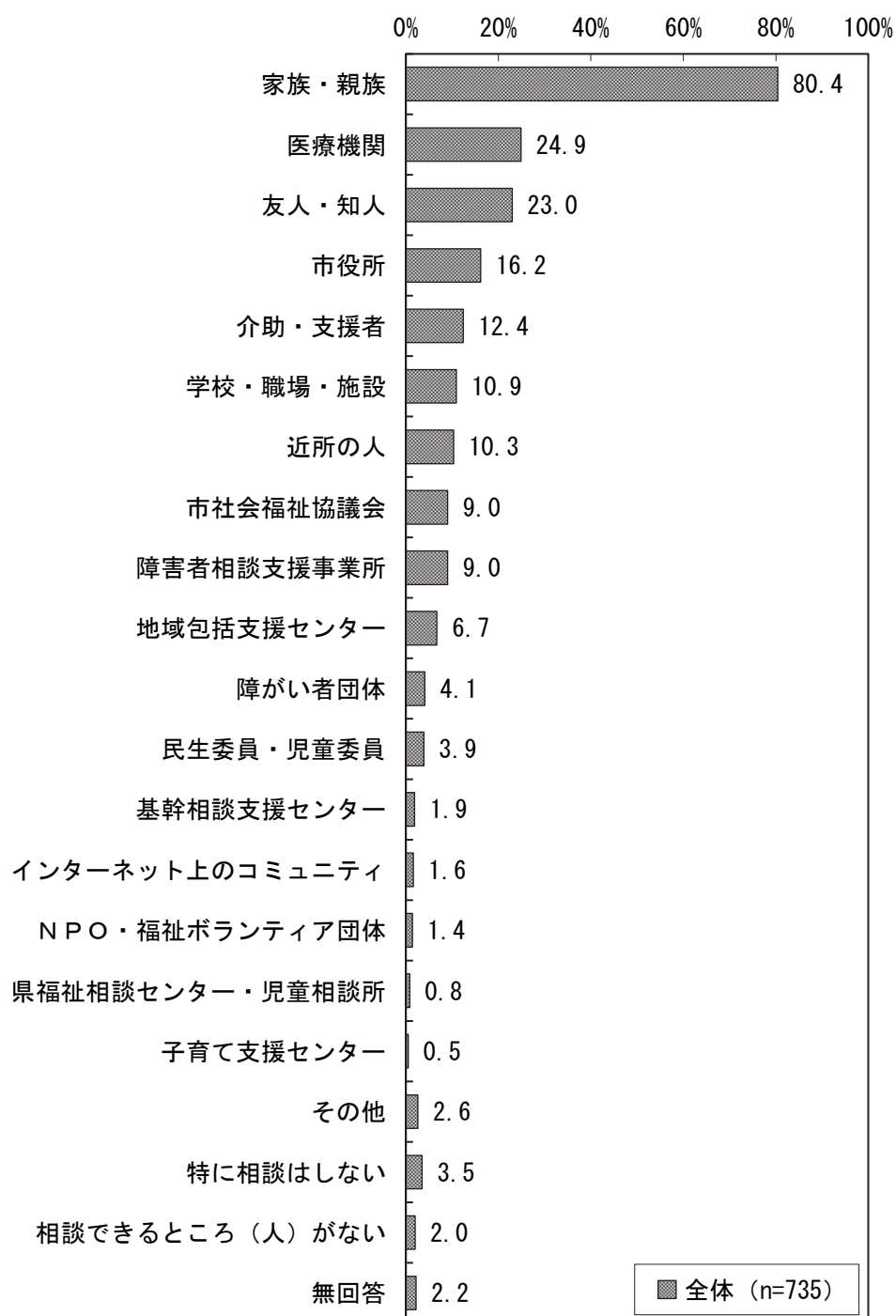
また、障がい別にみると、知的障がいのある人と重複障がいのある人では「親亡き後について」、精神障がいのある人では「経済的なことについて」が最も高く、状況によって異なることがうかがえます。

図表2-38 困ったり、不安に思っていることはありますか（障がいのある人、年齢・障がい別上位項目、複数回答）

順位	①	②	③
18歳未満 (n= 43)	親亡き後 (55.8%)	生活設計 (41.9%)	経済的なこと (41.9%)
18～39歳 (n= 83)	親亡き後 (57.8%)	生活設計 (39.8%)	仕事ほか1項目 (31.3%)
40～64歳 (n=184)	健康・医療 (37.0%)	親亡き後 (35.9%)	経済的なこと (34.2%)
65歳以上 (n=423)	健康・医療 (41.4%)	交通の便 (24.6%)	経済的なこと (22.0%)
身 体 (n=456)	健康・医療 (41.7%)	交通の便 (25.4%)	経済的なこと (21.9%)
知 的 (n=108)	親亡き後 (51.9%)	生活設計 (26.9%)	健康・医療 (25.9%)
精 神 (n=118)	経済的なこと (50.0%)	生活設計 (42.4%)	親亡き後 (41.5%)
重 複 (n= 30)	親亡き後 (60.0%)	健康・医療 (30.0%)	生活設計 (26.7%)

障がいのある人に困りごとなどの相談先についてたずねたところ、「家族・親族」が80.4%と非常に高く、次いで、「医療機関」が24.9%、「友人・知人」が23.0%などとなっています。なお、「相談できるところ(人)がない」は2.0%、「特に相談はしない」も3.5%と非常に低く、概ね困りごとや心配ごとについては、どこ(誰)かに相談できていることがうかがえます。

図表2-39 困りごとや心配ごとの主な相談先はどこ(誰)ですか(障がいのある人、複数回答)



年齢別、障がい別にみても、「家族・親族」が特に高くなっていますが、18歳未満では「学校等」も高くなっています。

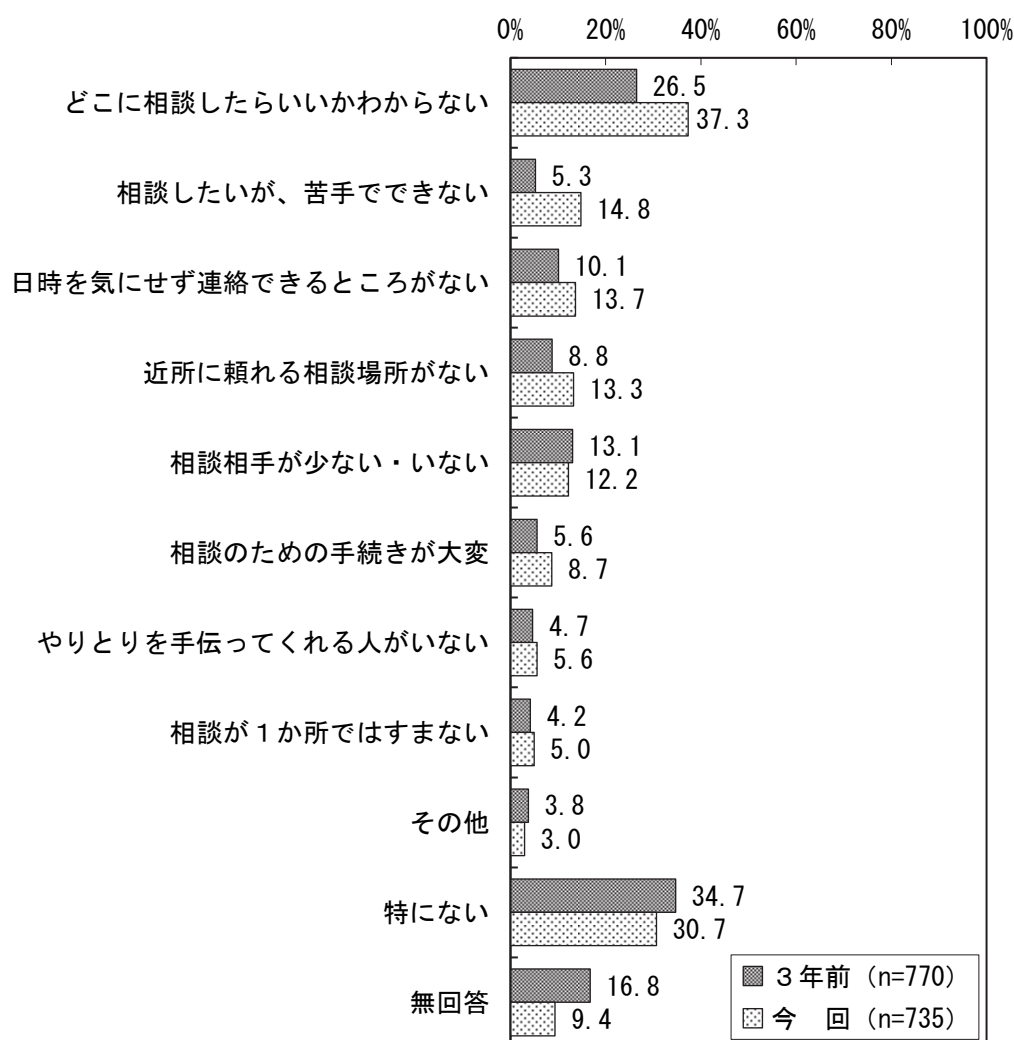
図表2-40 困りごとや心配ごとの主な相談先はどこ（誰）ですか（障がいのある人、年齢・障がい別上位項目、複数回答）

順位	①	②	③
18歳未満 (n= 43)	家族・親族 (90.7%)	学校・職場等 (69.8%)	医療機関 (30.2%)
18～39歳 (n= 83)	家族・親族 (81.9%)	医療機関 (26.5%)	相談支援事業所 (26.5%)
40～64歳 (n=184)	家族・親族 (68.5%)	友人・知人 (25.0%)	医療機関 (23.9%)
65歳以上 (n=423)	家族・親族 (84.4%)	医療機関 (24.6%)	友人・知人 (23.6%)
身体 (n=456)	家族・親族 (82.7%)	友人・知人 (27.2%)	医療機関 (23.9%)
知的 (n=108)	家族・親族 (73.1%)	学校・職場等 (38.0%)	介助者ほか1項目 (20.4%)
精神 (n=118)	家族・親族 (81.4%)	医療機関 (36.4%)	友人・知人 (19.5%)
重複 (n= 30)	家族・親族 (73.3%)	学校・職場等 (30.0%)	医療機関 (26.7%)

障がいのある人に相談における困りごとについてたずねたところ、「どこに相談したらいいかわからない」が37.3%と最も高く、「特にない」(30.7%)を除くと、次いで、「相談したいが、苦手でできない」が14.8%、「日時を気にせず連絡できるところがない」が13.7%、「近所に頼れる相談場所がない」が13.3%などとなっています。

「どこに相談したらいいかわからない」は、3年前(令和元年度)の調査と比較すると、10ポイント以上上昇し、「特にない」を上回っています。「どこに相談したらいいかわからない」状況を解消していく必要があります。

図表2-41 相談したいときに困ることは何ですか(障がいのある人、複数回答)



年齢別にみると、18～39歳では「特にない」が最も高くなっています。
 また、障がい別にみると、知的障がいのある人と重複障がいのある人では「特にない」が最も高くなっています。

図表2-42 相談したいときに困ることは何ですか（障がいのある人、年齢・障がい別上位項目、複数回答）

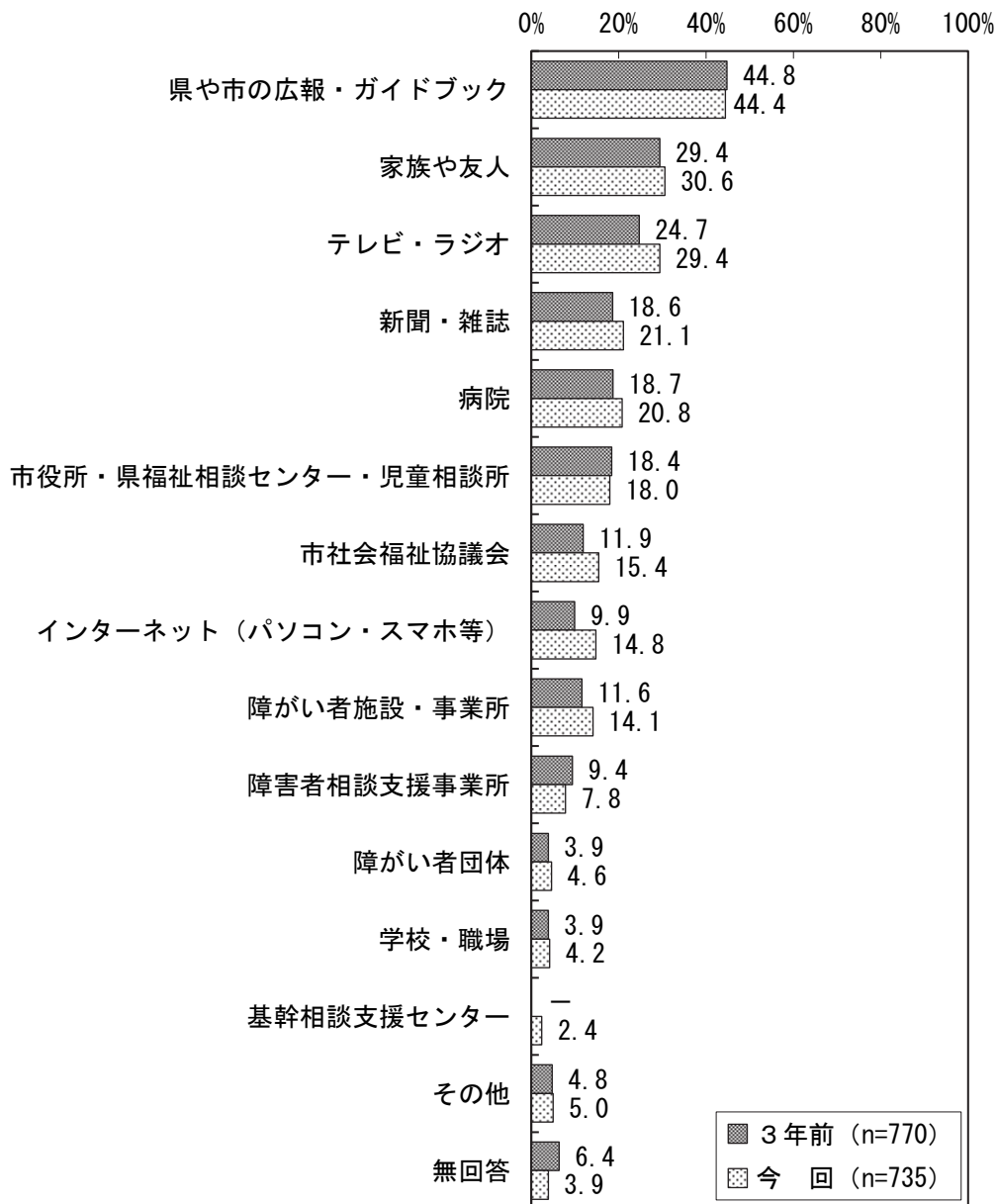
18歳未満 (n= 43)	①どこに相談したらいいかわからない (39.5%) ②特にない (37.2%) ③相談のための手続きが大変 (16.3%)
18～39歳 (n= 83)	①特にない (34.9%) ②どこに相談したらいいかわからない (25.3%) ③相談したいが、苦手できない (24.1%)
40～64歳 (n=184)	①どこに相談したらいいかわからない (41.3%) ②特にない (26.1%) ③相談相手が少ない・いない (19.6%)
65歳以上 (n=423)	①どこに相談したらいいかわからない (37.6%) ②特にない (31.2%) ③近所に頼れる相談場所がない (15.6%)
身 体 (n=456)	①どこに相談したらいいかわからない (38.8%) ②特にない (37.0%) ③近所に頼れる相談場所がない (14.5%)
知 的 (n=108)	①特にない (37.0%) ②どこに相談したらいいかわからない (30.6%) ③相談したいが、苦手できない (17.6%)
精 神 (n=118)	①どこに相談したらいいかわからない (38.1%) ②相談相手が少ない・いない (25.4%) ③相談したいが、苦手できない／特にない (22.9%)
重 複 (n= 30)	①特にない (36.7%) ②どこに相談したらいいかわからない (26.7%) ③相談したいが、苦手できない (16.7%)

② 情報の入手

障がいのある人に情報の入手先についてたずねたところ、「県や市の広報・ガイドブック」が44.4%と最も高く、次いで、「家族や友人」が30.6%、「テレビ・ラジオ」が29.4%などとなっています。

3年前（令和元年度）の調査と比較しても、あまり変化はみられません。

図表2-43 福祉に関する情報をどこから入手していますか（障がいのある人、複数回答）



年齢別にみると、18歳未満では「家族や友人」、18～39歳では「障がい者施設・事業所」が最も高くなっています。

また、障がい別にみると、知的障がいのある人では「家族や友人」、精神障がいのある人では「病院」、重複障がいのある人では「障がい者施設・事業所」が最も高く、状況によって異なることがうかがえます。

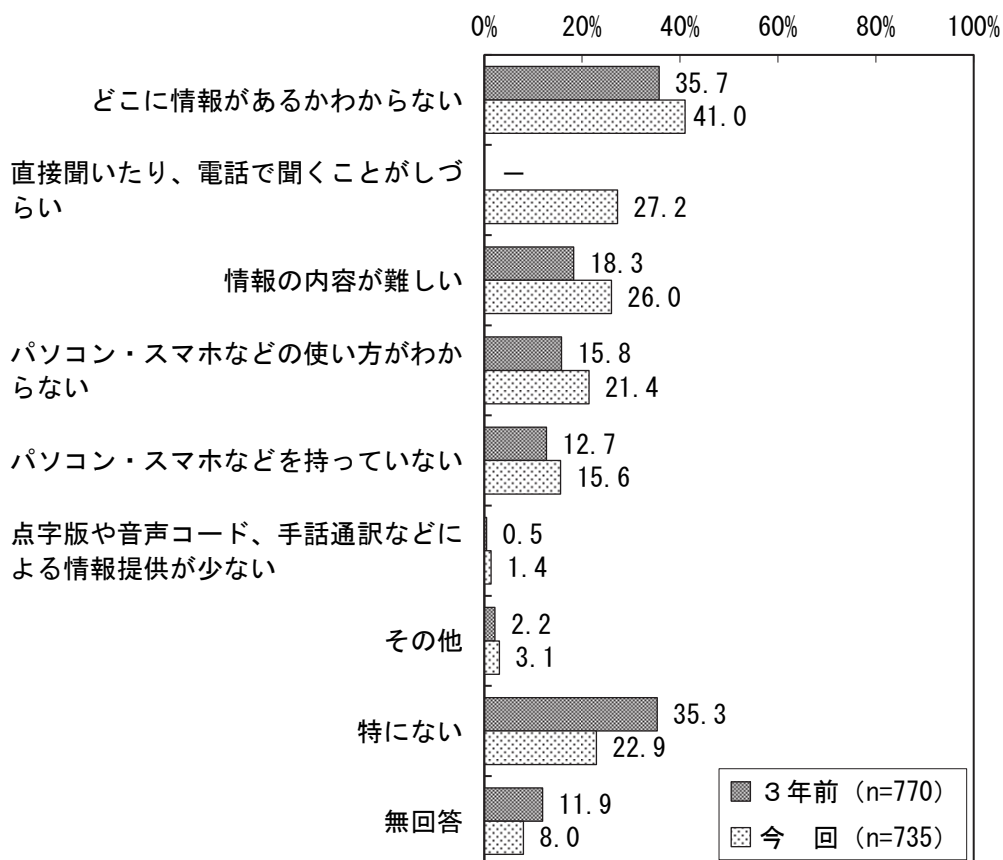
図表2-44 福祉に関する情報をどこから入手していますか（障がいのある人、年齢・障がい別上位項目、複数回答）

順位	①	②	③
18歳未満 (n= 43)	家族や友人 (48.8%)	学校・職場 (48.8%)	市の広報等 (37.2%)
18～39歳 (n= 83)	施設・事業所 (43.4%)	家族や友人 (36.1%)	インターネット (27.7%)
40～64歳 (n=184)	市の広報等 (39.1%)	家族や友人 (27.2%)	テレビ・ラジオ (27.2%)
65歳以上 (n=423)	市の広報等 (52.7%)	テレビ・ラジオ (35.5%)	家族や友人 (29.1%)
身 体 (n=456)	市の広報等 (54.4%)	テレビ・ラジオ (34.9%)	家族や友人 (28.1%)
知 的 (n=108)	家族や友人 (46.3%)	施設・事業所 (36.1%)	市の広報等 (27.8%)
精 神 (n=118)	病院 (32.2%)	市の広報等 (27.1%)	家族や友人 (26.3%)
重 複 (n= 30)	施設・事業所 (36.7%)	家族や友人 (33.3%)	市の広報等 (30.0%)

障がいのある人に情報入手における困りごとについてたずねたところ、「どこに情報があるかわからない」が41.0%と最も高く、次いで、「直接聞いたり、電話で聞くことがしづらい」が27.2%、「情報の内容が難しい」が26.0%などとなっています。

なお、「特にない」は、22.9%となっており、過去の調査と比較すると、10ポイント以上低下しています。

図表2-45 福祉に関する情報を入手するときに困ることは何ですか（障がいのある人、複数回答）



年齢別、障がい別にみても、「どこに情報があるかわからない」が最も高くなっています。「どこに情報があるかわからない」状況を解消していく必要があります。

図表2-46 福祉に関する情報を入手するときに困ることは何ですか（障がいのある人、年齢・障がい別上位項目、複数回答）

18歳未満 (n= 43)	①どこに情報があるかわからない (39.5%) ②特にない (39.5%) ③直接聞いたり、電話で聞くことがしづらい (25.6%)
18～39歳 (n= 83)	①どこに情報があるかわからない (38.6%) ②情報の内容が難しい (37.3%) ③特にない (32.5%)
40～64歳 (n=184)	①どこに情報があるかわからない (45.7%) ②情報の内容が難しい (26.6%) ③直接聞いたり、電話で聞くことがしづらい (23.9%)
65歳以上 (n=423)	①どこに情報があるかわからない (39.5%) ②パソコン・スマホなどの使い方がわからない (29.3%) ③直接聞いたり、電話で聞くことがしづらい (29.1%)
身 体 (n=456)	①どこに情報があるかわからない (41.0%) ②直接聞いたり、電話で聞くことがしづらい (26.3%) ③パソコン・スマホなどの使い方がわからない (25.0%)
知 的 (n=108)	①どこに情報があるかわからない (38.0%) ②情報の内容が難しい (36.1%) ③特にない (29.6%)
精 神 (n=118)	①どこに情報があるかわからない (42.4%) ②直接聞いたり、電話で聞くことがしづらい (30.5%) ③情報の内容が難しい／特にない (27.1%)
重 複 (n= 30)	①どこに情報があるかわからない (33.3%) ②情報の内容が難しい (33.3%) ③直接聞いたり、電話で聞くことがしづらい (30.0%)

◇ 日常生活の充実に向けた障がい者団体からの主な意見

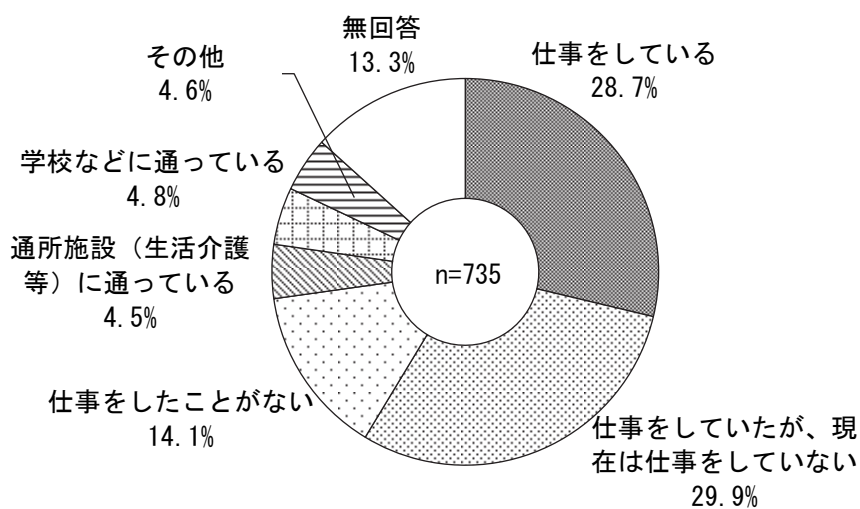
- ・親が亡くなることが増えてきている。親が亡くなった場合の環境の急な変化に備えては自助が大切であるが、その伝え方は考える必要がある。
- ・市は広報紙やホームページを用いて発信をしているが、高齢者にはパソコンをもっていない人もいる。関わっている事業所から情報を得ている人が多いのではないかと思う。
- ・待っていても情報を得られないが、動けば情報を得られる。しかし、情報を得られるところがまだ限られている。
- ・相談支援の窓口を新城の南部や作手にも設けてほしい。
- ・ヘルパーが不足しており、サービスの量を増やしたくても、言い出しにくい。

(4) 社会生活の充実に向けて

① 就労の状況と意向

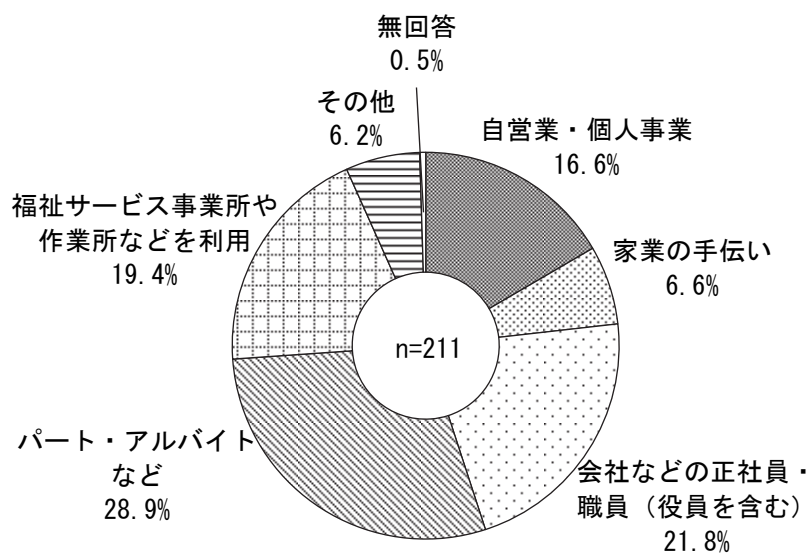
障がいのある人に（福祉サービス事業所や作業所等での福祉就労を含む）就労状況についてたずねたところ、「仕事をしている」が28.7%、「仕事をしていなかったが、現在は仕事をしていない」が29.9%、生活介護等の「通所施設に通っている」が4.5%となっている一方、「仕事をすることがない」は14.1%となっています。

図表2-47 現在、仕事をしていますか（障がいのある人）



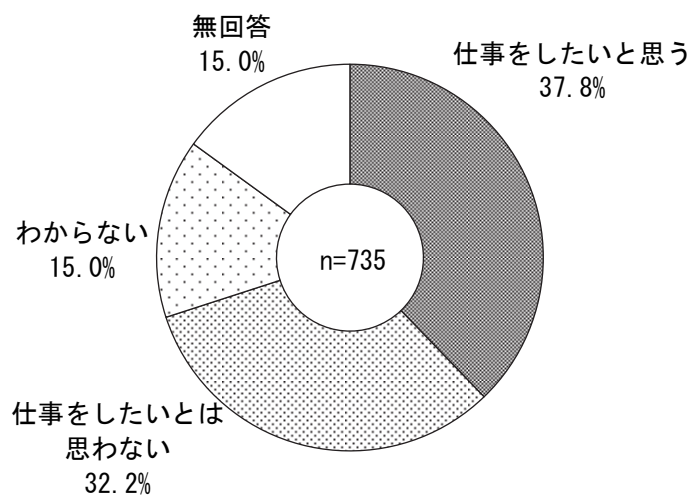
「仕事をしている」障がいのある人に就労形態についてたずねたところ、「パート・アルバイトなど」が28.9%と最も高く、次いで、役員を含む「会社などの正社員・職員」が21.8%、「福祉サービス事業所や作業所などを利用」が19.4%、「自営業・個人事業」が16.6%などとなっています。

図表2-48 どのような仕事をしていますか（「仕事をしている」障がいのある人）



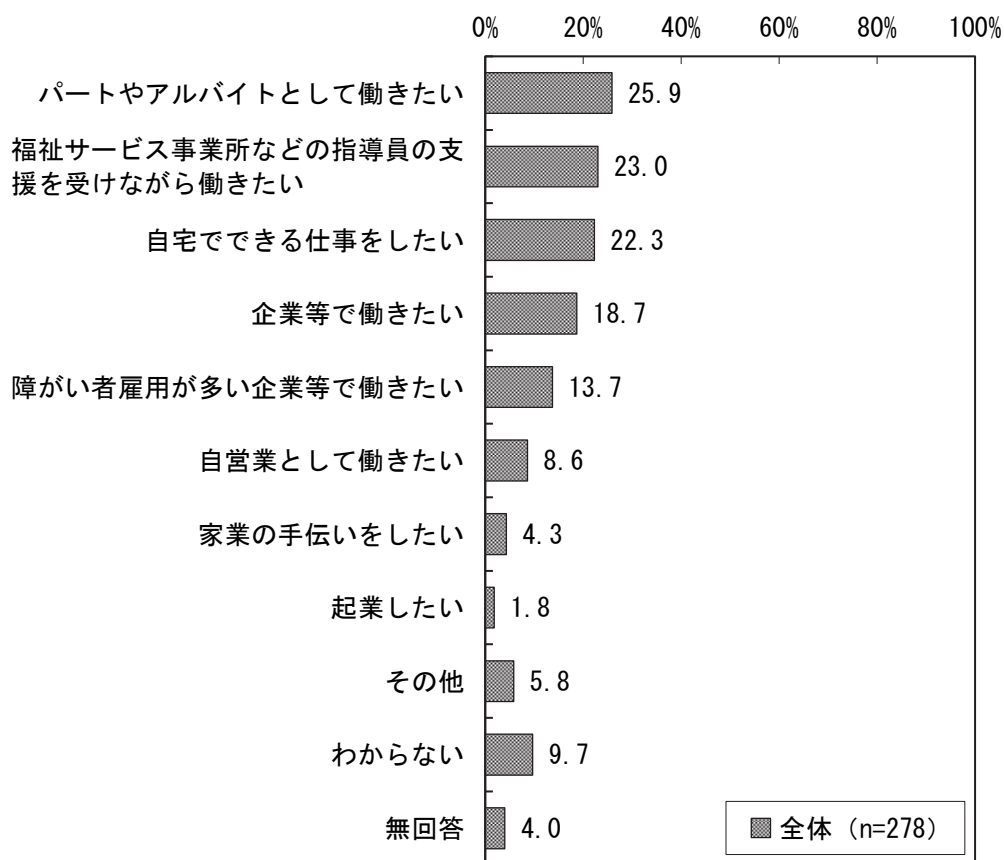
障がいのある人に今後の就労意向についてたずねたところ、「仕事をしたいと思う」が37.8%と、現在「仕事をしている」より10ポイント程度高くなっています。一方、「仕事をしたいとは思わない」は32.2%、「わからない」は15.0%となっています。

図表2-49 今後（も）仕事をしたいと思いますか（障がいのある人）



今後「仕事をしたいと思う」障がいのある人に希望する就労形態についてたずねたところ、「パートやアルバイトとして働きたい」が25.9%と最も高く、次いで、「福祉サービス事業所などの指導員の支援を受けながら働きたい」が23.0%、「自宅でできる仕事をしたい」が22.3%、「企業等で働きたい」が18.7%などとなっています。

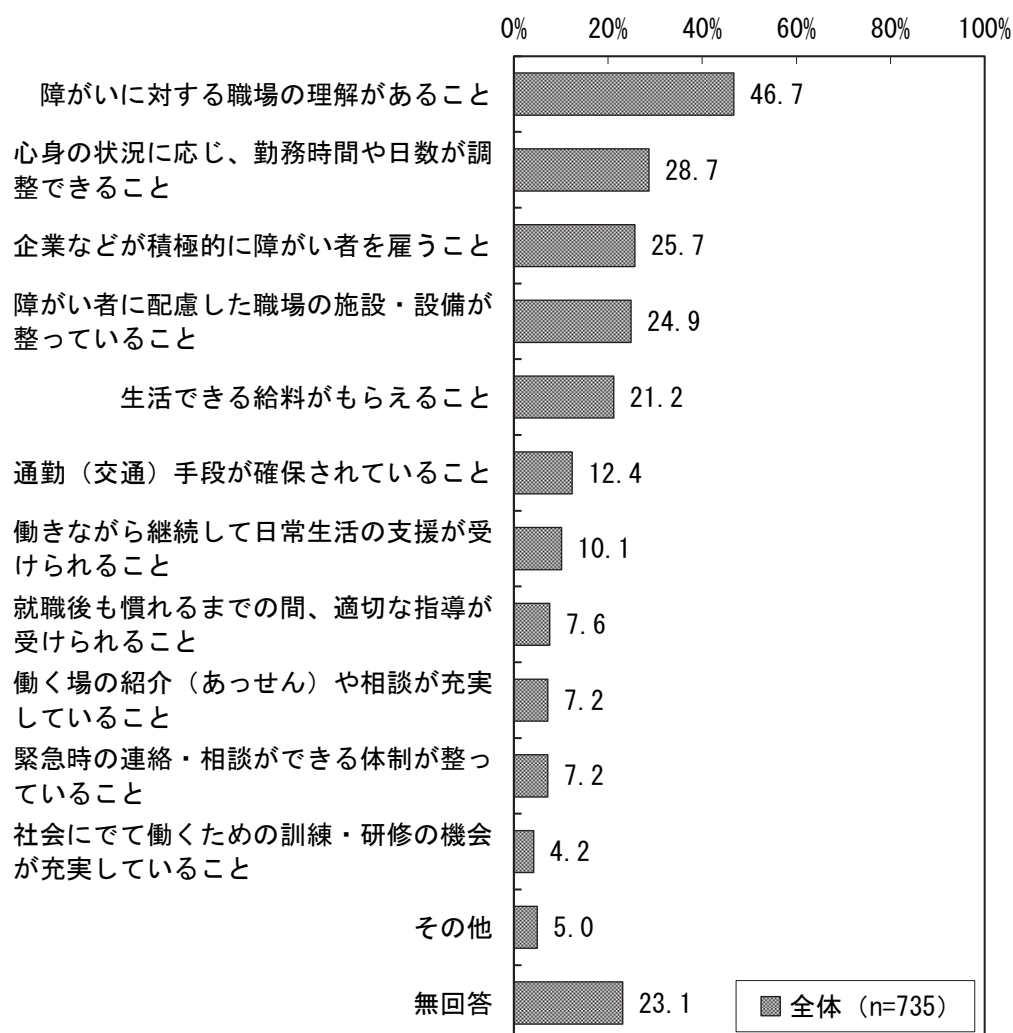
図表2-50 今後どのように仕事をしたいですか（「仕事をしたいと思う」障がいのある人、3つまで回答）



障がいのある人に就労するために必要なことについてたずねたところ、「障がいに対する職場の理解があること」が46.7%と最も高く、次いで、「心身の状況に応じ、勤務時間や日数が調整できること」(28.7%)、「企業などが積極的に障がい者を雇うこと」(25.7%)、「障がい者に配慮した職場の施設・設備が整っていること」(24.9%)、「生活できる給料がもらえること」(21.2%)の順となっています。

障がいのある人の就労の場においても、障がいのある人への理解や配慮が求められていることがうかがえます。

図表2-51 障がいのある人が仕事をするためには、どのようなことが特に必要だと思いますか（障がいのある人、3つまで回答）



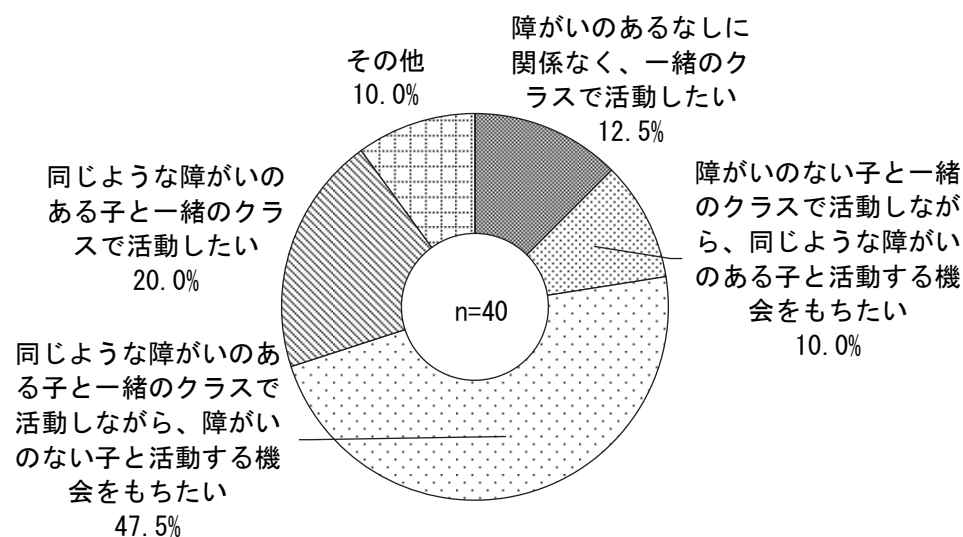
② 就学と卒業後の意向

障がいのある児童に学校等における活動形態に対する希望をたずねたところ、「同じような障がいのある子と一緒にのクラスで活動しながら、障がいのない子と活動する機会をもちたい」が47.5%と最も高く、「同じような障がいのある子と一緒にのクラスで活動したい」も20.0%と、「主として特別支援教育を受けたい」は3分の2を占めています。

一方、「障がいのない子と一緒にのクラスで活動しながら、同じような障がいのある子と活動する機会をもちたい」は10.0%、「障がいのあるなしに関係なく、一緒にのクラスで活動したい」は12.5%と、「主として通常学級で教育を受けたい」が2割程度となっています。

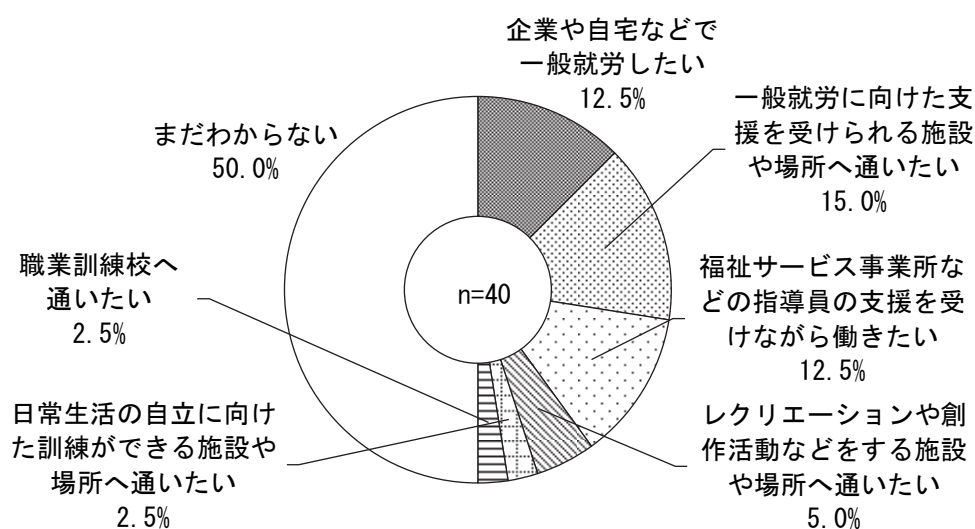
障がいのある人への理解や配慮をより深めていくためには、「障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育（インクルーシブ教育）の推進」が18歳未満では高くなっているものの（38頁参照）、障がいのある児童にとっては、より専門的に《主として特別支援教育を受けたい》という意向が強いことがうかがえます。

図表2-52 学校等で活動する場合に、どのような形を望みますか（障がいのある児童）



障がいのある児童に学校等卒業後の進路希望をたずねたところ、「まだわからない」(50.0%)以外では、「一般就労に向けた支援を受けられる施設や場所へ通いたい」が15.0%と最も高く、次いで、「企業や自宅などで一般就労したい」と「福祉サービス事業所などの指導員の支援を受けながら働きたい」が12.5%などとなっています。

図表2-53 現在通っている学校等を卒業したあとの進路をどのように考えていますか（障がいのある児童）



◇ 社会生活の充実に向けた障がい者団体からの主な意見

- ・身体障がいや知的障がいのある人に比べ、精神障がいのある人は、就労に結びつけていないように感じる。
- ・医療の選択肢が増えると、治療と仕事（社会参加）のバランスが取れてよいと思う。
- ・学校の支援級が増えたことはよいことだと思う。
- ・学校卒業後の通所先の事業所がなかなか決まらず、卒業間際までかかるようでは困る。

(5) 障がいのある人が暮らしやすいまちづくりに向けて

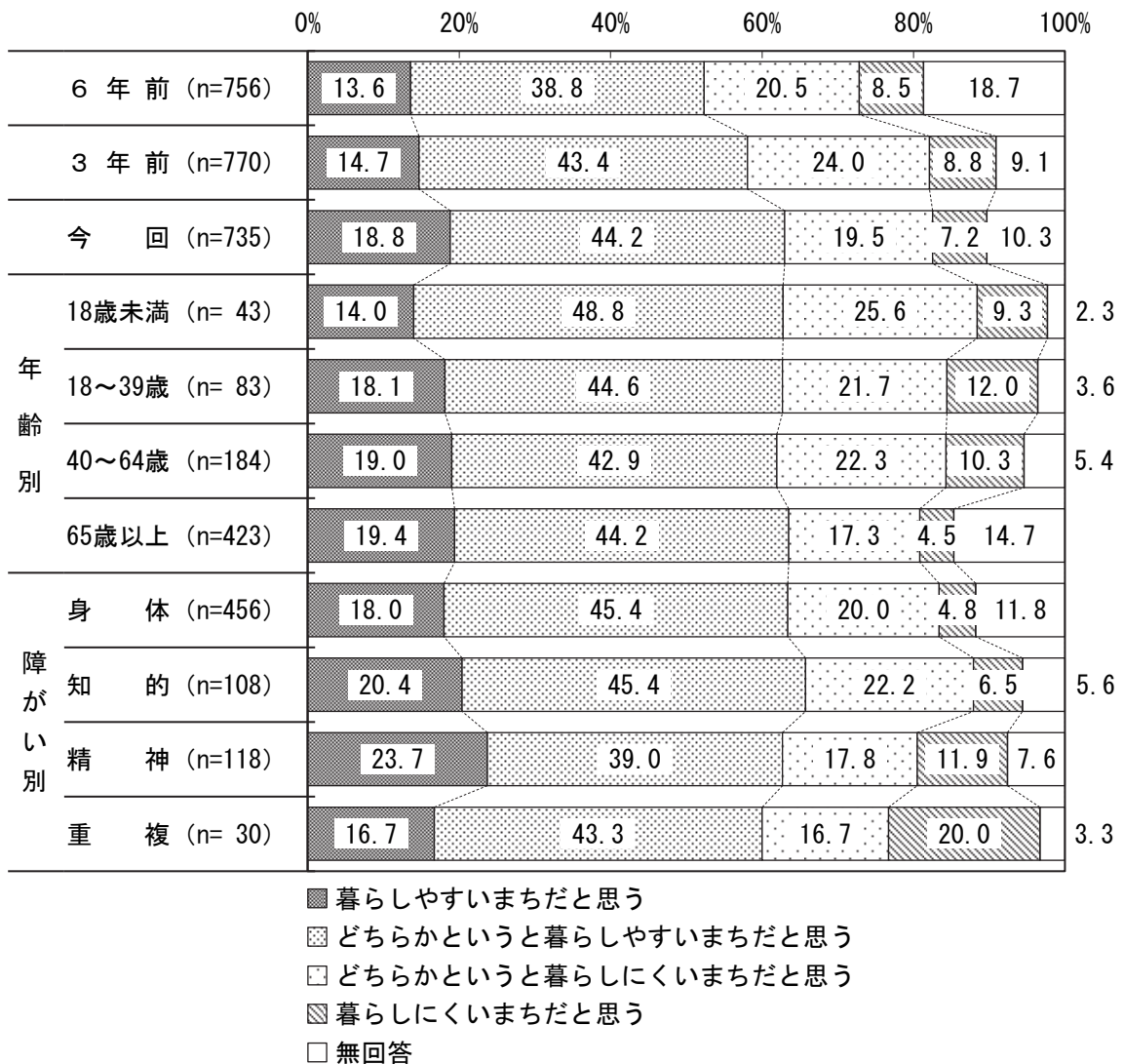
① まちの暮らしやすさ

障がいのある人に新城市の暮らしやすさについてたずねたところ、「暮らしやすいまちだと思う」(18.8%)と「どちらかという暮らしやすいまちだと思う」(44.2%)を合わせた《暮らしやすい》は63.0%、「どちらかという暮らしにくいまちだと思う」(19.5%)と「暮らしにくいまちだと思う」(7.2%)を合わせた《暮らしにくい》は26.7%となっています。

《暮らしやすい》が《暮らしにくい》を大きく上回っています。

過去の調査と比較すると、《暮らしやすい》が上昇傾向にあり、《暮らしにくい》が低下しています。

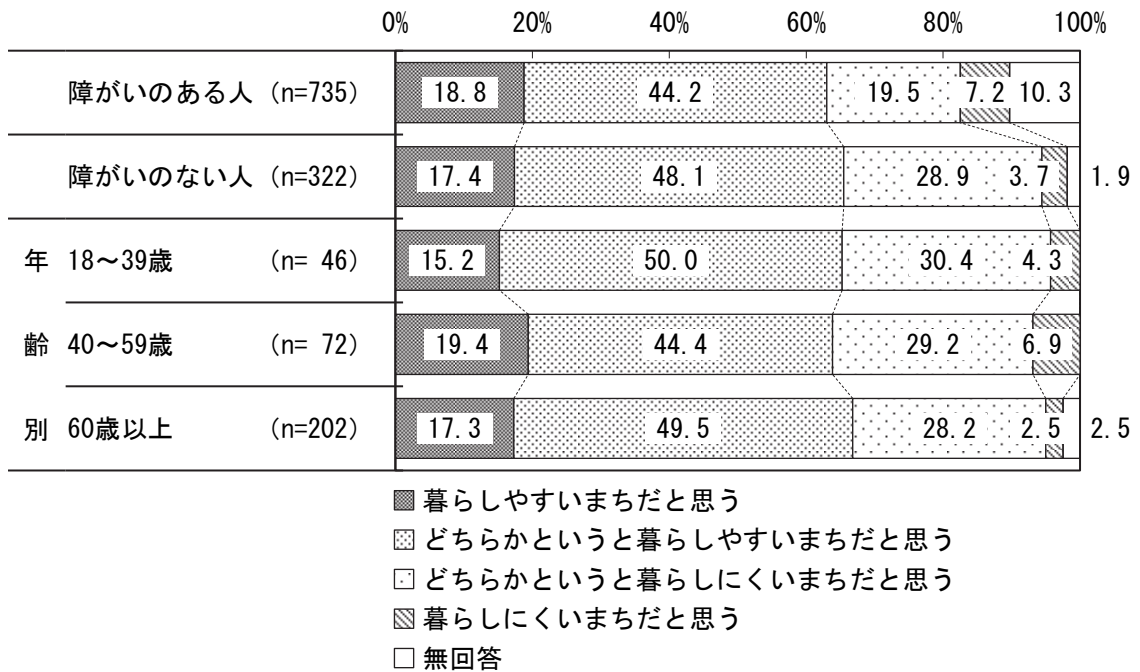
図表2-54 新城市は暮らしやすいまちだと思いますか（障がいのある人）



同様に、障がいのない人に新城市の暮らしやすさについてたずねたところ、「暮らしやすいまちだと思う」(17.4%)と「どちらかという暮らしやすいまちだと思う」(48.1%)を合わせた《暮らしやすい》は65.5%、「どちらかという暮らしにくいまちだと思う」(28.9%)と「暮らしにくいまちだと思う」(3.7%)を合わせた《暮らしにくい》は32.6%となっています。

障がいのある人からみた新城市の暮らしやすさと比べると、《暮らしやすい》はあまり差異はみられませんが、《暮らしにくい》は6ポイント程度高くなっています。

図表2-55 新城市は暮らしやすいまちだと思いますか（障がいのない人）



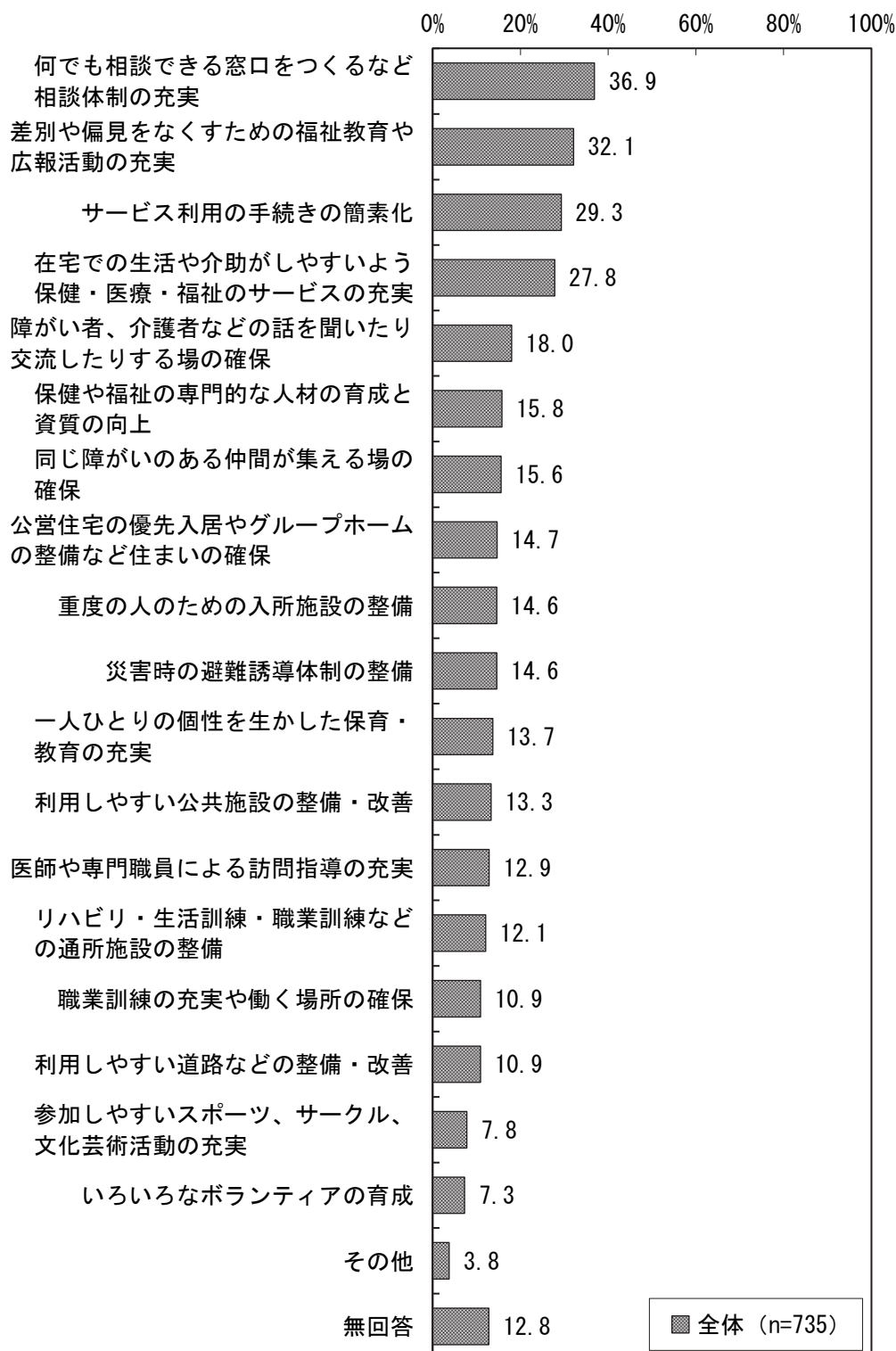
② 障がいのある人への理解や配慮をより深めていくために必要なこと

障がいのある人に暮らしやすいまちにするために必要なことについてたずねたところ、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が36.9%と最も高く、次いで、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」(32.1%)、「サービス利用の手続きの簡素化」(29.3%)、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」(27.8%)の順となっています。(図表2-56)

年齢別にみると、39歳以下では「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が最も高くなっています。

また、障がい別にみると、知的障がいのある人では「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」、重複障がいのある人では「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が最も高く、状況によって異なることがうかがえます。(以上、図表2-57)

図表2-56 障がいのある人にとって暮らしやすいまちにするためには、どのようなことが特に必要だと考えますか（障がいのある人、5つまで回答）



図表2-57 障がいのある人にとって暮らしやすいまちにするためには、どのようなことが特に必要だと考えますか（障がいのある人の年齢・障がい別上位項目、5つまで回答）

18歳未満 (n= 43)	①差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実 (51.2%) ②一人ひとりの個性を生かした保育・教育の充実 (44.2%) ③何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 ／サービス利用の手続きの簡素化 (34.9%)
18～39歳 (n= 83)	①差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実 (54.5%) ②何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 (32.5%) ③障がい者、介護者などの話を聞いたり交流したりする場の確保 ／同じ障がいのある仲間が集える場の確保 (27.7%)
40～64歳 (n=184)	①何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 (39.1%) ②サービス利用の手続きの簡素化 (32.1%) ③差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実 (30.4%)
65歳以上 (n=423)	①何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 (36.6%) ②在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実 (32.6%) ③サービス利用の手続きの簡素化 (27.9%)
身 体 (n=456)	①何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 (37.3%) ②在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実 (31.4%) ③サービス利用の手続きの簡素化 (30.0%)
知 的 (n=108)	①差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実 (44.4%) ②何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 (32.4%) ③同じ障がいのある仲間が集える場の確保 (26.9%)
精 神 (n=118)	①何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 (40.7%) ②差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実 (39.8%) ③サービス利用の手続きの簡素化 (33.1%)
重 複 (n= 30)	①在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実 (53.3%) ②差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実 (43.3%) ③一人ひとりの個性を生かした保育・教育の充実 ／保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上 (36.7%)

◇ 障がいのある人が暮らしやすいまちづくりに向けた障がい者団体からの主な意見

- ・市が障がいのある人のいる世帯の災害時の避難希望を把握してくれていることで、安心して暮らすことができる。
- ・避難所に入れる人数は限られると聞くが、福祉避難所も不足している。みんなが安心して暮らすことができるようにしてほしい。

第3章

第3期新城市障害者計画

1 基本理念

障害者権利条約や障害者基本法などの理念にあるように、すべての人は、平等であり、障がいのあるなしにかかわらず、個人として等しく尊重されるべきです。

私たちの暮らす「しんしろ」において、市民一人ひとりがこのような認識を持ち、障がいのあるなしにかかわらず、相互に思いやる「あったか」な地域社会を築くため、先人たちにより、たゆまぬ努力が重ねられてきました。それにより、障がいのある人の困りごとなどをその家族や仲間、専門の相談員や支援員などが支える関係性が築かれ、そして、「自分らしさ」が育まれつつあります。

しかしながら、障がいのある人は、今なお差別されることもあり、理解の不足から、あるべき配慮を受けられない状況に遭遇することもあります。

障がいのある人が地域社会の主体として日常生活や社会生活をおくるためには、市民一人ひとりが障がいについて理解を深め、障がいのある人への配慮に心がけていく必要があります。それにより、誰もが「自分らしく」暮らすことができ、障がいのある人とない人とが「支え合う」ことのできる地域社会につながります。

新城市では、第1期障害者計画において「みんなで支え合い 誰もが私らしく暮らせるまち あったかしんしろ」を掲げて以降、この理念をもとに障がい者施策の推進を図ってきました。第3期障害者計画においても、この理念を継承し、障がい者施策の一層の推進を図ることにより、障がいのあるなしにかかわらず、尊重し合い、心豊かに生活をおくることができ、住みやすさを実感できるまちをめざしていきます。

**みんなで支え合い 誰もが私らしく暮らせるまち
あったかしんしろ**

2 基本目標

第3期障害者計画では、基本理念「みんなで支え合い 誰もが私らしく暮らせるまち あったかしんしろ」のもと、障がいのある人を取り巻く現状と課題（第2章）を踏まえ、次の3つの基本目標を定め、障がい者施策の一層の推進を図ります。

基本目標Ⅰ 誰もが尊重されるまちづくり

障がいのある人が、地域社会を形成するひとりの市民として、日常生活や社会生活を円滑におくるためには、障がいのあるなしにかかわらず、地域社会の主体として互いを尊重し合う環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、障がい者団体等とともに、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に重点的に取り組みます。

また、障がいのある人が地域社会の主体として、障がいのない人とともに活動できるよう、情報や意思疎通、施設、移動のバリアフリー化に努めるなど、ユニバーサルデザインの推進に取り組みます。

◇ 重点事項

i 障がいのある人への理解の啓発と配慮の促進

◇ 成果指標

指 標	現状（令和4年度）	目標（令和10年度）
障がいのある人への理解が深まったと感じる人の割合	障がいのある人 15.8% 障がいのない人 33.5%	障がいのある人 50%以上 障がいのない人 50%以上
家族や介護者以外の人から手助けや配慮をされて助かった経験がある障がいのある人の割合	11.7%	30%以上

※令和4年度のアンケート調査結果からの向上をめざすものです。

基本目標Ⅱ 誰もが自分らしく快適に暮らせるまちづくり

障がいのある人が、地域社会を形成するひとりの市民として、日常生活を快適におくるためには、生活のあり方を自ら選択、決定でき、その生活を向上、持続していく必要があります。

そのため、障害福祉サービス等や保健・医療などの円滑な提供とともに、障害福祉サービス等を担う福祉従事者の確保を図るなど、障がいのある人の日常生活を支える取り組みと権利擁護を推進します。なお、障がいのある人の生活支援にあたっては、障がいの重度化や重複化、障がいのある人とその家族の高齢化、親亡き後などを見据え、切れ目ない相談支援に重点的に取り組みます。

また、障がいのある人のほか、高齢者や生活困窮者などの個別の福祉課題への対応に加え、さまざまな課題を複合的に抱える人や、制度の狭間となる課題を抱える人を適切な支援につなげます。

◇ 重点事項

ii 切れ目ない相談支援と生活支援

◇ 成果指標

指 標	現状（令和4年度）	目標（令和10年度）
どこに相談したらいいかわからず困っている障がいのある人の割合	37.3%	30%以下
福祉に関する情報がどこにあるかわからず困っている障がいのある人の割合	41.0%	30%以下

※令和4年度のアンケート調査結果からの改善をめざすものです。

基本目標Ⅲ 誰もが支え合うまちづくり

障がいのある人が、地域社会を形成するひとりの市民として、自分に適した社会生活をおくるためには、療育・教育の段階から、さまざまな機会や交流を通じ、障がいのあるなしにかかわらず、互いに支え合い活動できるような環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、乳幼児期から学校卒業後までの発達段階に応じたきめ細かな支援など、安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。また、将来の就労やスポーツ、文化芸術活動などの社会参加につなげ、障がいのある人が自分らしく安心して活動、活躍できる環境づくりに重点的に取り組みます。

さらに、地震や集中豪雨等による大規模災害の発生などにより、防災に対する意識が高まっていることから、障がいのある人を災害から守る取り組みやボランティア活動を一層推進するとともに、犯罪や事故などからも守る取り組みを推進します。

◇ 重点事項

iii 障がいのある人が安心して活動できる環境の充実

◇ 成果指標

指 標	現状（令和4年度）	目標（令和10年度）
今後（も）仕事をしたいと思う障がいのある人の割合	37.8%	50%以上
障がいのある人とどのようにかかわったらよいかわからない障がいのない人の割合	28.3%	20%以下

※令和4年度のアンケート調査結果からの向上または改善をめざすものです。

3 施策体系

3つの基本目標とその重点事項の実現に向け、次の8つの施策分野ごとに21の施策とその方向性（4 施策の基本方針）を定め、障がい者施策の一層の推進を図ります。

基本理念	基本目標	施策分野	施策
みんなで支え合い 誰もが私らしく暮らせるまち あったかしんしろ	Ⅰ 誰もが尊重されるまちづくり	(1) 啓発・広報	施策1 理解の啓発と配慮の促進
			施策2 福祉教育の推進
		(2) 環境整備	施策3 情報とコミュニケーションのバリアフリー化の推進
			施策4 公共空間のバリアフリー化の推進
			施策5 移動のバリアフリー化の推進
	Ⅱ 誰もが自分らしく快適に暮らせるまちづくり	(3) 相談・生活支援	施策6 相談支援の充実・強化
			施策7 生活支援の充実
			施策8 住まいの充実
			施策9 権利擁護の推進
		(4) 医療・保健	施策10 サービスの人材確保と質の向上
			施策11 医療・リハビリテーションの充実
	Ⅲ 誰もが支え合うまちづくり	(5) 療育・教育	施策12 心とからだの健康づくりの推進
			施策13 乳幼児期の適切な保健・療育の確保
			施策14 就学前教育・保育等の充実
		(6) 雇用・就労	施策15 学校教育・特別支援教育の充実
			施策16 一般就労の促進
		(7) 社会参加	施策17 福祉的就労の充実
			施策18 スポーツの推進
		(8) 安全・安心	施策19 文化芸術活動の推進
			施策20 地域福祉活動の促進
			施策21 防災・防犯対策等の推進

4 施策の基本方針

基本目標Ⅰ 誰もが尊重されるまちづくり

(1) 啓発・広報

施策1 理解の啓発と配慮の促進

障がいのある人が、地域社会の主体として、障がいのない人とともに日常生活や社会生活を円滑におくるためには、障がいの種別の特性や障がいのある人に対する理解と配慮について広く市民に啓発し、障がいのある人とない人がお互いを理解し、尊重し合う環境づくりに取り組む必要があります。

とりわけ、内部障がいや難病、発達障がい、高次脳機能障がい、聴覚障がいなど外見からはわかりにくい障がいについては、その特有の事情を考慮し、啓発を図る必要があります。

障がいや障がいのある人に対する理解がいまだに十分でなく、また、配慮も十分ではありません。障害者差別解消法は、地方公共団体等行政機関や民間事業者に「合理的配慮」を求めています。「合理的配慮」は、障がいのある人の意思表示があった場合とされていますが、意思表示のあるなしにかかわらず、広く障がいのある人に対する適切な配慮を行うことで、互いを尊重し合う関係性を築くことができます。

- ・障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の一層の促進に向け、障がい者団体と連携して啓発活動に取り組みます。
- ・ヘルプマークなど「障がい者に関するマーク」の正しい理解の啓発に努めるとともに、障がいのある人への配慮の促進を図ります。

施策2 福祉教育の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、障がいのない人とともに日常生活や社会生活を円滑におくるためには、障がい種別の特性や障がいのある人に対する理解について保育・教育の段階から社会教育の段階まで啓発を継続し、障がいのある人とかかわる環境づくりに取り組む必要があります。

- ・学校教育や社会教育等において福祉教育を推進し、子どもたちをはじめ、あらゆる世代にわたり、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人との交流を促進します。

(2) 環境整備

施策3 情報とコミュニケーションのバリアフリー化の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、障がいのない人とともに日常生活や社会生活を円滑におくるためには、必要とする情報を適切に入手し、活用できるようにすることにより、障がいのある人とない人とのコミュニケーションの向上に取り組む必要があります。

新城市では、手話言語とコミュニケーション支援に関する条例の制定について検討しています。条例制定後は、その周知を図り、「手話」が言語であることやそれぞれの障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の重要性に対する理解を促進するとともに、障がいのある人の情報の取得と活用、意思疎通の支援等に取り組むなど、情報とコミュニケーションのバリアフリー化を推進する必要があります。

- ・障がいのある人をはじめ、誰もが生活に必要な情報を適切に取得し、活用できるよう、デジタル技術等の活用を含め、行政情報の充実、発信に努めます。
- ・生活する上で適切な情報の取得や意思疎通ができるよう、手話言語とコミュニケーション支援に関する条例の周知を図り、点訳・音訳サービスや手話通訳、要約筆記など、障がいの特性などに配慮した支援に取り組みます。

施策4 公共空間のバリアフリー化の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、障がいのない人とともに日常生活や社会生活を円滑におくるためには、公共施設や障害者支援施設をはじめとする民間施設において、障がいのある人の活動を制限するような障壁の除去、すなわち、バリアフリー化を推進する必要があります。

- ・障がいのある人をはじめ、誰もが円滑に施設を利用できるよう、公共施設の新設や大規模改修にあわせてバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組み、障害者支援施設をはじめとする民間施設におけるバリアフリー化を促進します。

施策5 移動のバリアフリー化の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、障がいのない人とともに日常生活や社会生活を円滑におくるためには、道路や公共交通施設などにおいて、障がいのある人の移動を制限するような障壁の除去、すなわち、バリアフリー化を推進する必要があります。

- ・障がいのある人をはじめ、誰もが円滑に移動できるよう、道路や公共交通施設などのバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組み、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。
- ・公共交通機関やタクシー、自家用車などによる外出支援に関する施策を推進します。

◇ 基本目標 I（誰もが尊重されるまちづくり）に関する主な取り組み

施策番号	取り組み	実施主体	概要	重点
1	障がい者理解の啓発	福祉課 社会福祉協議会 サービス提供事業所 障がい者団体	広報紙やホームページ、「障害者週間」や「発達障害啓発週間」、福祉フォーラムなどのイベントを通じ、障がい種別の特性や障がいのある人に対する理解について啓発を図ります。	○
1	障がい者配慮の促進	福祉課 社会福祉協議会 サービス提供事業所 障がい者団体	広報紙やホームページ、ポスター、パンフレット、各種イベントなどを通じ、ヘルプマークなど「障がい者マーク」に対する正しい理解と障がいのある人への配慮を促進します。	○
1	市役所における障がい者配慮の提供	福祉課 秘書人事課	障害者差別解消法に基づく職員対応要領に即し、障がいに対する正しい理解のもと、障がいのある人への適切な配慮に努めます。	○
2	学校における福祉教育の推進	学校教育課 こども未来課 児童養育支援室 福祉課	小中学校において、「総合的な学習の時間」などを活用し、障がいのある人への理解を深める福祉教育を実施するとともに、地域の学校と特別支援学校、障がい者施設等との交流を図ります。	○
2	生涯学習等を通じた福祉教育の推進	生涯共有課 福祉課 社会福祉協議会 ボランティア団体	生涯学習や出前講座等を通じて、障がいのある人の人権や障がい福祉等について学習する機会を提供します。	○
2	交流イベントの促進	福祉課 サービス提供事業所 障がい者団体	障がい者施設や障がい者団体のイベント等の周知を図るなど、障がいのある人とない人との交流を促進します。	○

施策番号	取り組み	実施主体	概要	重点
3	情報のバリアフリー化の推進	福祉課 社会福祉協議会 ボランティア団体	発行物へのFAX番号やメールアドレス等の表示や点訳、音訳など、多様な情報入手方法の配慮に努めます。	○
3	手話言語とコミュニケーション支援に関する条例の制定、普及	福祉課 社会福祉協議会 障がい者団体	手話言語とコミュニケーション支援に関する条例の制定に取り組み、その周知を図り、手話言語に対する理解の促進と使用しやすい環境づくりを推進するとともに、障がいの種類等に応じた適切なコミュニケーション手段の利用の重要性に対する理解と配慮を促進します。	○
3	意思疎通支援の推進	福祉課 秘書人事課 社会福祉協議会	聴覚障がいなどのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆者などの派遣を行うとともに、市役所等への手話通訳者の設置を検討します。なお、窓口等においては、代筆や代読、筆談などに対応するとともに、情報支援機器の活用にも努めます。	
3	点訳・音訳サービスの提供	秘書人事課 福祉課	文字による情報入手が困難な障がいのある人に対し、点訳や音訳により、広報誌やホームページの情報など、必要性の高い情報の提供に努めます。	
4	公共施設等のバリアフリー化の推進	資産管理室 都市計画課 福祉課 障がい者団体	ユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共施設や公園等の新設や改修にあわせて、通路やトイレなどの利用空間のバリアフリー化に取り組みます。また、民間施設のバリアフリー化の促進を図ります。	
5	道路のバリアフリー化の推進	土木課 福祉課 障がい者団体	ユニバーサルデザインの考え方に基づき、道路の新設や改良にあわせて、段差の解消など移動空間のバリアフリー化に取り組みます。	
5	公共交通施設等のバリアフリー化の推進	公共交通対策課 福祉課 障がい者団体	ユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共交通施設の新設や改良にあわせて、移動空間のバリアフリー化に取り組むとともに、市内交通網の整備を推進します。	
5	外出支援施策の推進	福祉課 こども未来課 児童養育支援室	障がいのある人のタクシー利用料金や自動車の改造、障がいのある児童の遠方施設への通所に要する費用などの一部を助成します。	

基本目標Ⅱ 誰もが自分らしく快適に暮らせるまちづくり**(3) 相談・生活支援****施策6 相談支援の充実・強化**

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自分らしい生活をおくるためには、障がいやライフステージ等により異なる生活上の困りごとなどを気軽に相談し、解決するための相談支援の充実・強化を図る必要があります。

- ・障がいのある人の相談支援の中核である基幹相談支援センターと地域の相談支援事業所との連携を強化することにより、切れ目ない相談支援に取り組みます。
- ・障がいのある人ほか、高齢者、生活困窮者など個別の福祉課題への対応に加え、さまざまな課題を複合的に抱える人や制度の狭間となる課題を抱える人なども相談しやすい環境づくりに取り組み、適切な支援につなげます。

施策7 生活支援の充実

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自分らしい生活をおくるためには、自宅において入浴や排せつ、食事の介護などを行う居宅介護や訪問入浴サービスなどの訪問系サービスのほか、通所施設において日常生活能力の向上などを支援する生活介護や自立訓練などの日中活動系サービス、同行援護や行動援護、移動支援などの外出支援サービス、日常生活を支える補装具や日常生活用具の支給、諸手当などの経済的な支援など、それぞれに適したサービス等の提供を受ける必要があります。

- ・障害福祉計画に基づき、訪問系サービスや日中活動系サービス、外出支援サービスの充実を図るとともに、日常生活の支援や経済的な支援に関する施策を推進します。
- ・今後の障がいのある人の高齢化、重度化に加え、家族の高齢化や親亡き後に備え、地域生活支援拠点等の充実に向けたサービスの充実を図ります。

施策8 住まいの充実

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自分らしい生活をおくるためには、生活の基盤である住まいを確保するとともに、住みやすい環境整備を支援する必要があります。

- ・ 障害福祉計画に基づき、施設入所支援などのサービスの適切な提供に努めるほか、今後の障がいのある人の高齢化、重度化に加え、家族の高齢化や親亡き後のひとり暮らしの増加などを見据え、グループホームの整備の促進を図ります。
- ・ 現在の住まいの改修やバリアフリー化を支援するとともに、バリアフリーに対応した公営住宅の周知を図り、入居を希望する障がいのある人の相談に対応します。

施策9 権利擁護の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自分らしい生活をおくるためには、障がいのある人の権利や財産をおびやかすような言動や虐待を防止する環境づくりに取り組むとともに、成年後見制度の利用の促進を図る必要があります。

- ・ 障がいのある人の権利や財産を守るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用の促進を図るとともに、人権尊重や虐待防止など障がいのある人の権利擁護の推進を図ります。

施策10 サービスの人材確保と質の向上

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自分らしい生活をおくるためには、さまざまなサービスを適切かつ十分に利用できる体制づくりに取り組む必要があります。

令和3年に制定した「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」においては、①福祉の仕事を知り、学ぶ機会の創出、②福祉の仕事への関心を高める環境づくり、③福祉従事者のスキルアップ支援、④分野や職種を超えた連携、⑤社会的評価の向上に取り組むことにより、障害福祉サービス等を担う人材の確保と質の向上につなげることをとしています。

- ・ 障害福祉計画に基づき、質の高いサービスを提供するため、「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」に基づき、サービスを担う人材の確保と育成を促進します。

(4) 医療・保健

施策11 医療・リハビリテーションの充実

障がいのある人が、地域社会の主体として、自分らしい生活をおくるためには、障がいに応じた適切な医療やリハビリテーションを受けることにより、障がいの軽減や重度化、重複化などの予防、地域生活への移行の促進を図るとともに、医療機関等と連携し、医療的ケアを必要とする人や強度行動障がいのある人の支援体制の整備などに取り組む必要があります。

- ・医療費の負担軽減を図るとともに、障害福祉計画に基づき、医療的ケア等を伴う居宅介護などの適切なサービスの提供に努めます。

施策12 こころとからだの健康づくりの推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、自分らしい生活をおくるためには、こころとからだの健康の維持または増進を図る必要があります。

- ・健康づくりの推進などにより、障がいの原因となる疾病などのさらなる発生予防や早期発見、重度化予防を促進します。
- ・こころの病を抱える人の増加に対応するため、学校や企業などと連携し、こころの健康づくりに関する取り組みを推進します。

◇ 基本目標Ⅱ（誰もが自分らしく快適に暮らせるまちづくり）に関する主な取り組み

施策番号	取り組み	実施主体	概要	重点
6	切れ目ない相談支援体制の確保	福祉課 基幹相談支援センター 相談支援事業所	総合的・専門的な相談支援の実施や地域の相談支援事業所の連携体制の確保を図ります。	○
6	重層的支援体制整備事業の推進	福祉課 関係課・室 社会福祉協議会 関係機関	属性を問わない相談支援や多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施とともに、地域づくりを一体的に推進します。	○
6	自立支援協議会の活性化	福祉課 協議会関係機関	自立支援協議会の場を活用し、相談支援事業所をはじめとする関係機関のネットワーク化を図り、事例の共有や検証に努めます。	○

施策番号	取り組み	実施主体	概要	重点
6	障害福祉計画等の推進（相談支援）	福祉課 相談支援事業所	障害福祉計画や障害児福祉計画に基づき、障害福祉サービスや障害児通所支援などの利用計画の作成、見直しなどを行うとともに、相談支援の質の向上を図ります。	
7	障害福祉計画の推進（訪問系）	福祉課 サービス提供事業所	障害福祉計画に基づき、居宅介護や訪問入浴サービスなどの障害福祉サービス等を提供するとともに、共生型サービスの確保に努めます。	
7	障害福祉計画の推進（日中活動系）	福祉課 サービス提供事業所	障害福祉計画に基づき、生活介護などの障害福祉サービスを提供するとともに、共生型サービスの確保に努めます。	
7	障害福祉計画の推進（外出支援）	福祉課 サービス提供事業所	障害福祉計画に基づき、同行援護や行動援護、移動支援などのサービスを提供するとともに、サービスの質の向上に努めます。	
7	補装具費・日常生活用具費の支給	福祉課	障がいのある身体機能を補うための補装具の購入や修理に係る費用の一部を支給するとともに、身体障害者手帳の対象とならない軽・中等度難聴児に対し、補聴器等購入費の適切な支給に努めます。また、日常生活用具費を適切に給付します。	
7	諸手当の支給	福祉課	法律や制度に基づき、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）、特別児童扶養手当などの諸手当を支給します。	
7	地域生活支援拠点等の充実	福祉課	障がいのある人の高齢化や重度化、家族の高齢化や親亡き後に対応するため、緊急時等の相談体制や緊急時等に備えた短期入所の体験利用体制、緊急時等の受入体制など、切れ目ない支援体制づくりを推進します。	○
8	障害福祉計画の推進（居住系）	福祉課 サービス提供事業所	障害福祉計画に基づき、施設入所支援やグループホームなどの障害福祉サービスの提供に努めます。	
8	住まいのバリアフリー化の推進	福祉課	重度の身体障がいのある人に対し、住宅改善に要する費用の一部を助成します。	
9	権利擁護に関する広報・啓発活動	福祉課 社会福祉協議会	障がいのある人への虐待の防止や成年後見制度の利用促進を図るため、権利擁護や日常生活自立支援事業等に関する情報提供のほか、講演会や研修会などを通じ、市民や関係機関に幅広く広報・啓発を行います。	

施策番号	取り組み	実施主体	概要	重点
9	障害者虐待等への的確な対応	福祉課 児童養育支援室	障害者虐待の疑いの通報を受けた場合、市と基幹相談支援センターにおいて早期に事実確認をした後、虐待の疑いがある場合は、関係機関で構成する支援会議で対応方法を検討し、連携して相談、支援します。	
9	成年後見制度利用支援事業	福祉課	障がい等により判断能力が十分でない人が成年後見制度を利用する際に、近親者等に申立人がいない場合、市が家庭裁判所に申し立てを行います。なお、成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行い、安心して生活できるよう支援します。	
10	「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」の推進	福祉課	条例の周知を図るとともに、①福祉の仕事を知り、学ぶ機会の創出、②福祉の仕事への関心を高める環境づくり、③福祉従事者のスキルアップ支援、④分野や職種を超えた連携、⑤社会的評価の向上に取り組みます。	
11	医療費の助成	保険医療課 福祉課	重度の障がいのある人の医療費の一部を助成するとともに、自立支援医療費を支給します。	
11	医療的ケアを必要とする人等の支援体制の整備	福祉課 健康課 学校教育課 医療機関	障害福祉計画に基づき、医療的ケア等を伴う居宅介護などの障害福祉サービスを提供するとともに、福祉、保健・医療、教育等の関係機関の連携を図ります。	
12	健康診査等の実施	健康課	生活習慣改善や認知症予防の啓発等に取り組むとともに、健康診査を実施し、その結果に基づく予防活動への参加を促進し、健康の増進と疾患等の予防を図ります。	
12	メンタルヘルス対策の推進	健康課	講座の開催や専門相談の実施などを通じて、悩みや困難を抱えている人が安心して生活できるように支援します。	

基本目標Ⅲ 誰もが支え合うまちづくり

(5) 療育・教育

施策13 乳幼児期の適切な保健・療育の確保

障がいのある人が、生涯を通じ、地域社会の主体として、自分に適した日常生活や社会生活をおくるためには、乳幼児期の適切な保健・療育の確保に取り組む必要があります。

とりわけ、発達に心配のある子や障がいのある子には、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な保健・医療、療育等を提供するとともに、ライフステージに応じた切れ目ない支援が必要となります。障がいの発生時期や原因はさまざまであり、乳幼児期においては、障がいや発達に心配のある子の早期発見に取り組み、治療や療育等の支援につなげる必要があります。

- ・ 乳幼児健康診査や個別指導などにより、障がいや発達に心配のある子の早期発見・早期支援に努めます。

施策14 就学前教育・保育等の充実

障がいのある人が、生涯を通じ、地域社会の主体として、自分に適した日常生活や社会生活をおくるためには、就学前教育・保育、放課後等の支援の充実に取り組む必要があります。

とりわけ、発達に心配のある子や障がいのある子については、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な療育・保育、教育を提供するとともに、ライフステージに応じた切れ目ない支援が必要となります。また、医療的ケアを必要とする児童などへの支援に取り組む必要があります。

- ・ 切れ目ない支援の実現に向け、障害児福祉計画に基づき、児童発達支援や放課後等デイサービスなどを適切に提供するとともに、保育・教育環境の整備など、子育て支援の充実に取り組めます。
- ・ 医療的ケアを必要とするなど特別な支援を必要とする障がいのある児童への支援の充実を図ります。

施策15 学校教育・特別支援教育の充実

障がいのある人が、生涯を通じ、地域社会の主体として、自分に適した日常生活や社会生活をおくるためには、学校教育における良好な環境づくりに取り組む必要があります。

学校教育の充実にあたっては、障がいのある児童生徒が、必要な配慮のもと、障がいのない児童生徒とともに教育を受けることができるインクルーシブ教育が望まれています。このような、ともに学ぶ環境づくりを推進する一方で、個別の支援ニーズのある児童生徒が、将来の自立と社会参加を見据えて、成長段階ごとに最適な支援を受けられるよう、通常の学級のほか、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校などの多様な学びの場の充実を図る必要があります。さらに、卒業後の進学、就職に向けた進路指導の充実に努めるとともに、成人に至るまで一貫した支援を受けられるよう、関係機関が互いに情報を共有する必要があります。

- ・児童生徒のこころや学校施設のバリアフリー化などに取り組み、障がいのある児童生徒が可能な限り障がいのない児童生徒とともに学べるインクルーシブ教育を推進します。
- ・教職員の資質の向上を図るなど、それぞれの障がいのある児童生徒に応じた適切な教育の提供に取り組むとともに、障がいのある児童生徒の将来も見据え、保護者や関係機関の間で成長の過程や支援内容の情報共有を図ります。

(6) 雇用・就労

施策16 一般就労の促進

障がいのある人が、地域社会の主体として、障がいのない人とともに社会生活をおくるためには、一般就労を望む障がいのある人が民間企業等で働き、そして働き続けることのできる環境づくりに取り組む必要があります。

一般就労するためには、民間企業等の理解と配慮が不可欠です。障がいのある人の法定雇用率は、民間企業で、令和6年4月から2.5%（従業員40人以上）、さらに、令和8年7月からは2.7%（従業員37.5人以上）まで引き上げられる予定です。なお、地方公共団体における障がいのある人の法定雇用率は、令和6年4月から2.8%、さらに、令和8年7月からは3.0%まで引き上げられる予定です。また、障がいのある人には、短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方も求められています。

- ・就労移行支援などを通じて、障がいのある人の働く意欲を醸成し、就労機会の拡大を図るとともに、障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、民間企業等における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促進し、雇用機会の拡大と就労定着を図ります。
- ・市役所においても障がいのある人の雇用等に率先して取り組むとともに、働き続けることができるよう、障がいのある職員への配慮に努めます。

施策17 福祉的就労の充実

一般就労の困難な障がいのある人も、地域社会の主体として、自分に適した社会生活をおくるためには、生きがいを持って働き、そして働き続けることのできるよう、福祉的就労の充実を図る必要があります。

- ・就労継続支援（A型・B型）などの福祉的就労の充実を図るとともに、福祉的就労の継続や工賃の向上のため、障がい者就労施設等からの物品や役務の優先調達を推進するなど、障がい者就労施設等で作られる製品等の販路の確保、拡大を図ります。

(7) 社会参加

施策18 スポーツの推進

障がいのある人が、生涯を通じ、地域社会の主体として、自分に適した社会生活をおくるためには、スポーツ活動に参加し、生きがいを持って健やかに暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

令和3（2021）年に開催された東京パラリンピック、令和7（2025）年に東京で開催される予定の聴覚障がいのある人のデフリンピックのほか、知的障がいのある人のスペシャルオリンピックスなど、障がい者スポーツへの関心が高まりつつあります。

- ・障がい者スポーツを推進し、障がいのある人がスポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図るための環境づくりに取り組みます。

施策19 文化芸術活動の推進

障がいのある人が、生涯を通じ、地域社会の主体として、自分らしい社会生活をおくるためには、文化芸術活動に参加し、生きがいを持って健やかに暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

- ・障がいのある人の作品展を開催するなど、障がいのある人が文化芸術に親しみ、生涯学習に取り組むための環境づくりに取り組みます。

(8) 安全・安心

施策20 地域福祉活動の促進

障がいのある人が、安心して安全に暮らすことのできる環境づくりを推進するためには、平常時からの見守り活動、大規模災害や事故などの発生時における助け合い活動、ボランティア活動など、障がいのある人と身近な地域住民とのつながりを強化する必要があります。さらに、障がいの有無だけでなく、性別や国籍などにかかわらず、互いに尊重し合いながら、地域におけるさまざまな活動に参画し、障がいのある人とさまざまな人が交流、活躍できる環境づくりにも取り組む必要があります。

- ・身近な地域住民に障がいや障がいのある人に対する理解を促進し、見守り活動や助け合い活動、ボランティア活動など、障がいのある人と身近な地域住民とのつながりの強化を図ります。
- ・障がいのある人が、地域のさまざまな活動に参画し、さまざまな人と交流できる環境づくりを推進することにより、孤立化等を防止します。

施策21 防災・防犯対策等の推進

障がいのある人が、安心して安全に暮らすことのできる環境づくりを推進するためには、大規模な地震、洪水などの自然災害や火災などの発生のほか、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどから、生命や財産を守ることのできる体制を整備する必要があります。

特に、近年の大規模な地震や集中豪雨などの発生により、市民の防災意識が高まり、地域における防災対策への取り組みが進められる中、障がいのある人への対応の充実も求められています。

- ・大規模災害から障がいのある人を守るため、災害時要援護者避難支援制度の登録の促進や福祉避難所の確保など、防災対策の一層の推進を図るとともに、障がい者施設等における防災対策を促進します。
- ・火災や事故、急病などから障がいのある人を守るため、消防体制などの充実を図るとともに、地域や警察と連携を図り、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどの対策に努めます。

◇ 基本目標Ⅲ（誰もが支え合うまちづくり）に関する主な取り組み

施策番号	取り組み	実施主体	概要	重点
13	乳幼児健康診査の実施	健康課	乳幼児健康診査を実施し、疾病、障がい等の早期発見や適切な指導を行います。	
13	「サポートシート」の作成、利用推進	こども未来課 児童養育支援室	障がいのある児童の「サポートシート」を作成し、保護者や関係者等の間で18歳までの成長過程や支援内容の情報共有を図ります。	
14	障害児福祉計画の推進	福祉課 児童養育支援室 サービス提供事業所	障害児福祉計画に基づき、医療的ケアを必要とするなど特別な支援を必要とする障がいのある児童も含め、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の提供に努めるとともに、地域の障がい児支援の中核となる児童発達支援センターの設置、または、同等の機能を有する体制の確保について検討します。	
14	インクルーシブ保育の推進	こども未来課 児童養育支援室	こども園等において、障がい児保育や統合保育を推進するための体制整備や職員の資質の向上を図ります。	
15	インクルーシブ教育の推進	学校教育課 教育総務課	障がいのあるなしにかかわらず児童生徒がともに学べる環境づくりに努めるとともに、学校のバリアフリー化を推進します。	
15	特別支援教育の推進	学校教育課	特別支援教育に関わる教職員の資質の向上を図るとともに、各学校の教職員の特別支援教育への理解を深めるなど、児童生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進します。	

施策番号	取り組み	実施主体	概要	重点
16	障がい者雇用の促進	福祉課 産業政策課 ハローワーク	自立支援協議会を通じて関係機関と連携し、情報提供や障がい者雇用への理解と協力を働きかけるとともに、短時間勤務や在宅勤務などの多様な就労のあり方を検討するなどし、一般就労の促進を図ります。	○
16	市役所における障がい者雇用の推進	秘書人事課	障がいのある人を対象とした正規職員または非常勤職員等の採用試験を受験者の障がいに配慮の上で実施し、採用を推進します。	○
16	市役所における障がい者配慮の提供（再掲）	福祉課 秘書人事課	障害者差別解消法に基づく職員対応要領に即し、障がいに対する正しい理解のもと、障がいのある職員への適切な配慮に努めます。	○
16	障がい者理解の啓発（再掲）	福祉課 社会福祉協議会 障がい者団体	出前講座やパンフレット等の配布などを通じ、民間企業等に対し、障がい種別の特性や障がいのある人に対する理解について、啓発を図ります。	○
16	障がい者配慮の促進（再掲）	福祉課 社会福祉協議会 障がい者団体	出前講座やパンフレット等の配布などを通じ、民間企業等に対し、障がいのある人への配慮を促進します。また、障がいのある人への配慮について助言等を行うアドバイザーの派遣等に向けて取り組みます。	○
17	障害福祉計画の推進（就労系）	福祉課 サービス提供 事業所	障害福祉計画に基づき、就労選択支援や就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援（A型・B型）などの障害福祉サービスを提供し、地域活動支援センター事業を実施するとともに、サービスの質の向上を図ります。	○
17	障害者優先調達法の推進	福祉課	障害者優先調達推進法に基づき、毎年度方針を定め、障害者就労施設等からの物品や役務の優先調達を推進します。	○
18	障がいのある人のスポーツの推進	福祉課 生涯共育課 障がいのある人	障がい者スポーツ大会を開催するとともに、障がいのある人がより気軽にスポーツやレクリエーションに親しむことができ、また、障がいのない人とともに参加できる環境づくりに努めます。	○
19	障がいのある人の文化芸術活動の推進	福祉課 生涯共育課 障がいのある人	障がいのある人の作品展を開催するとともに、障がいのある人がより気軽に文化芸術活動や生涯学習に親しむことができ、また、障がいのない人とともに参加できる環境づくりに努めます。	○

施策番号	取り組み	実施主体	概要	重点
20	障がい者支援ボランティアの育成	福祉課 社会福祉協議会	地域住民の福祉に関する理解について啓発を図るとともに、各種ボランティア講習会への参加促進を図ります。また、社会福祉協議会と連携し、新たなボランティアの育成を検討します。	
20	障がいのある人の地域福祉活動等の促進	福祉課 社会福祉協議会 障がいのある人	障がいのある人の仲間づくりや助け合いなど、自発的な取り組みについて啓発するとともに、ボランティア講習会やボランティア活動などの情報提供を行うなど、地域福祉活動等への参加を促進します。	○
21	地域防災対策の推進	防災対策課 福祉課 サービス提供者 事業者 障がいのある人	障がい者施設等における防災対策の強化を図るとともに、地域の避難訓練への障がいのある人の参加を促進します。	○
21	災害時要援護者対策の推進	福祉課 防災対策課 障がいのある人	災害時要援護者登録を促進し、名簿を調整、管理するとともに、自主防災会、民生委員・児童委員、消防団に情報を提供することにより、災害時における登録者への情報伝達や避難誘導などの地区防災計画の作成を支援するなど、支援体制の確立に取り組みます。	
21	福祉避難所の設置	福祉課 防災対策課	障がい者施設等を対象に福祉避難所を指定し、災害時の安全な避難場所の確保に努めます。また、受入・運営体制の構築支援や連絡体制を確立し、災害時の適切な運用をめざします。	
21	災害時要援護者家具転倒防止支援事業の普及	防災対策課	大地震時における家具転倒による死傷者の軽減を図るため、速やかな避難が難しく家具転倒防止用具の取り付けが困難な災害時要援護者に対し、支給及び取り付けを行います。	
21	インターネットを活用した緊急通報・災害情報提供の実施	消防署 防災対策課	聴覚障がいのある人など音声による119番通報が困難な人に対して「Net119緊急通報システム」の周知を図ります。また、防災アプリの周知を図り、文字による災害情報の提供を行います。	
21	防犯・交通安全対策の推進	行政課	広報誌やホームページ、チラシなどを通じ、犯罪被害の防止について啓発を図るとともに、交通安全教育の推進に取り組みます。	

第4章

第7期新城市障害福祉計画・

第3期新城市障害児福祉計画

1 基本理念

第3期障害者計画は、障害者基本法や障害者総合支援法等の目的（「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」）を踏まえ、基本理念に「みんなで支え合い 誰もが私らしく暮らせるまち あったかしんしろ」を掲げています。

したがって、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画においても、「みんなで支え合い 誰もが私らしく暮らせるまち あったかしんしろ」を基本理念とし、障害福祉サービスや障害児通所支援等の一層の充実を図ります。

2 基本目標

基本理念のもと、国が示す基本指針を踏まえつつ、次の6項目の基本目標を定め、障害福祉サービスや障害児通所支援等の一層の充実を図ります。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会の実現に向け、障がいのある人が可能な限り、自らの決定に基づく支援を受けられるように配慮するとともに、障がいのある人の自立と社会参加が図られるよう、サービス等の提供体制の整備に努めます。

(2) 障がいの種別によらないサービス等の提供

サービス等の提供にあたっては、身体障がい、知的障がい、精神障がい（高次脳機能障がいを含みます。）、発達障がい、難病、小児慢性疾病等の障がい種別にかかわらず、これらの障がいのある人が必要なときに適切なサービスを受けられるよう、サービス等の提供体制の確保に努めます。

(3) 個々の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行や地域生活を継続するための支援、就労への支援、高齢化等に伴う支援のあり方など、個々の課題に対応するため、障害福祉サービスや障害児通所支援等のほか、NPOなどによるインフォーマルサービスなど地域の社会資源を活用し、障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組み（地域生活支援拠点等）の構築を図ります。

なお、地域生活支援拠点等の整備にあたっては、障がいのある人の重度化やその家族を含めた高齢化に伴う親亡き後などの課題を見据え、地域生活に対する安心感を担保し、自立を希望する人に対する支援に取り組みます。また、相談支援を中心に、ライフステージに応じた支援と切れ目ない支援に努めます。

(4) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童の健やかな育成を支援する観点から、発達の遅れや障がいなどに早期に対応できるよう、質の高いサービス等の提供体制の整備に努めるとともに、保育や教育等において、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できる環境づくりを推進します。また、障害児入所施設に入所している児童も含め、その発達段階に応じてふさわしい環境に円滑に移行できるよう、切れ目ない支援に取り組むとともに、医療的ケアを必要とする児童に対する支援体制の構築を図るため、関係機関等との連携に努めます。

(5) 障がい福祉人材の確保・定着

将来にわたり安定的に障害福祉サービスや障害児通所支援等を提供していくためには、それを担う人材の確保・定着を図る必要があります。新城市では、「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」を制定しています。この条例の普及に努め、福祉従事者がこれまで以上に輝くことができるまちづくりに取り組みます。

(6) 障がいのある人の社会参加を支える取り組み

障がいのある人が、その個性や能力を発揮し、地域社会におけるさまざまな活動に参加するよう、ニーズ等を踏まえ、就労をはじめ、スポーツや文化芸術などの多様な活動に参加するための機会の確保に努めます。なお、障がいのある人の社会参加にあたっては、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえ、障がいの特性に配慮した意思疎通支援や支援者の育成に取り組むとともに、障がいのある人によるICTの活用等を促進します。

3 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の評価

国が示す基本指針に基づき、主に次の項目について目標値を設定し、計画の推進に取り組みました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行に関する目標値は、次のとおりです。

- ・令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者数48人のうち、2人(4.2%)が地域生活に移行するものとします。
- ・令和5年度末の施設入所者数は、令和元年度末の施設入所者48人のうち、1人(2.1%)を削減するものとします。

施設入所者の地域生活への移行者数は、目標の2人に対して、令和5年度末までに1人と見込んでいます。

施設入所者数は、令和4年度末で52人となっており、令和5年度末も同様に見込んでいます。

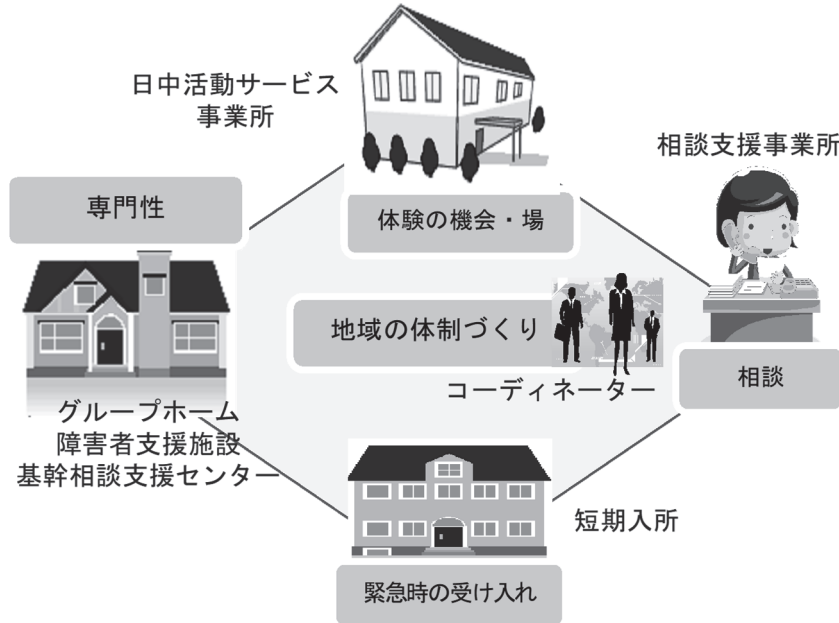
図表4-1 施設入所者の地域生活への移行に関する目標値と実績値(見込み)

区 分		数 値	考 え 方
令和元年度末の施設入所者数		48人	—
地域生活 移行者数	目 標 値	2人	令和元年度末の全施設入所者数のうち、 グループホーム等へ移行した人数
	実績値(見込み)	1人	
施設入所者 減少数	目 標 値	1人	令和元年度末の全施設入所者数から減 少した人数
	実績値(見込み)	0人	

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和5年度末までの目標である東三河北部圏域における地域生活支援拠点等の機能の確保と充実に向け、毎年度、新城市地域自立支援協議会や東三河北部障害保健福祉圏域会議において運用状況を検証、検討しています。

図表4-2 地域生活支援拠点等が有する機能のイメージ



資料：厚生労働省

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行者数は、令和元年度の1.27倍の10人を目標とし、令和4年度で9人となっており、令和5年度では10人を見込んでいます。このうち、就労移行支援事業と就労継続支援A型・B型事業の利用者の一般就労移行者数は図表4-3のとおり見込んでいます。

図表4-3 福祉施設から一般就労への移行者数の目標値と実績値（見込み）

区 分		数 値	考 え 方
令和元年度の年間一般就労移行者数		8人	—
目標年度の一般就労移行者数	目 標 値	10人 (1.27倍)	令和5年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
	実績（見込み）	10人 (1.27倍)	
うち就労移行支援事業利用者分	目 標 値	6人 (1.30倍)	令和5年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労する人数
	実績（見込み）	6人 (1.30倍)	
うち就労継続支援A型事業利用者分	目 標 値	1人 (—倍)	令和5年度に就労継続支援A型事業所を退所して一般就労する人数
	実績（見込み）	1人 (—倍)	
うち就労継続支援B型事業利用者分	目 標 値	4人 (1.23倍)	令和5年度に就労継続支援B型事業所を退所して一般就労する人数
	実績（見込み）	4人 (1.23倍)	

② 一般就労への移行者における就労定着支援事業の利用率

令和5年度の一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者の割合を7割（7人）とすることを目標としており、令和5年度で7割（7人）を見込んでいます。

③ 就労定着支援事業における就労定着率

令和5年度末に、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合を全体の10割とすることを目標としており、市内に1カ所ある就労定着支援事業所において、令和5年度末で就労定着率が8割以上を見込んでいます。

(4) 障害児通所支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

令和5年度末までの目標である東三河北部圏域における児童発達支援センターの設置、または、同等の機能を有する体制の確保について検討しています。

② 保育所等訪問支援体制の構築

①とあわせて検討しています。

③ 主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所等の確保

①とあわせて検討しています。

④ 医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築

令和5年度末まで、目標どおり、自立支援協議会において医療的ケアを必要とする児童の支援について協議するとともに、医療的ケアを必要とする児童への支援の総合調整を行うコーディネーターを4人配置しています。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末まで、目標どおり、基幹相談支援センターを通じて、毎年度、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援の強化に向けた体制を確保しています。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

令和5年度末まで、目標どおり、毎年度、自立支援協議会等を通じて、障害福祉サービス等に関する情報共有などにより、サービスの質の向上に取り組んでいます。

4 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標

国が示す基本指針においては、障がいのある人の自立支援の観点から、令和8年度を目標年度として、次の6つの項目について目標値の設定を求めており、これらに対する新城市の方針を示します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- 令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを基本とします。
- 令和4年度末の施設入所者数を5%以上削減することを基本とします。

【新城市の方針】

真に必要なサービスを提供する観点から、計画相談支援を通じて、施設入所者の意向を確認し、障がいの状態やニーズに合わせた支援を行い、障がいのある人の希望や自らの決定に基づいた地域生活への移行や継続を促進します。

施設入所者の地域移行には、重度の障がいや医療的ケアなど特別な支援が必要な障がいに対応できるグループホームなどが必要となりますので、まずは安心して地域移行ができる環境整備に取り組むこととし、次のとおり目標値を設定します。

- 令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数52人のうち、2人(3.8%)が地域生活に移行するものとします。
- 令和8年度末の施設入所者数は、令和4年度末の施設入所者52人を維持するものとします。

図表4-4 施設入所者の地域生活への移行者数等の目標値

区 分	目標値	考 え 方
令和4年度末の施設入所者数	52人	—
地域生活移行者数	2人	令和4年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行する人数
施設入所者減少数	現状維持	令和4年度末の全施設入所者数から減少する人数

※地域生活への移行とは、グループホームや一般住宅等に生活の場を移すことをいいます。

(2) 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討することを基本とします。
- 各市町村または各圏域において、強度行動障がいをもつ障がいのある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とします。

【新城市の方針】

- 令和8年度末までの間、親亡き後（急病等により介助等できなくなった場合を含む）などの緊急時に備え、東三河北部圏域における地域生活支援拠点等の機能を確保しつつ、その充実に向け、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に取り組むとともに、毎年度、新城市地域自立支援協議会や東三河北部障害保健福祉圏域会議において運用状況を検証、検討することを目標とします。
- 令和8年度末までに、強度行動障がいをもつ障がいのある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、新城市地域自立支援協議会や東三河北部障害保健福祉圏域会議を通じて、支援体制の整備に取り組むことを目標とします。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- ①福祉施設（就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護、自立訓練を行う施設をいいます。）から一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とします。
 - ・就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を担っていることから、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とします。
 - ・就労継続支援については、一般就労が困難な人に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であることなどから、就労継続支援A型事業は令和3年度実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業は令和3年度実績の概ね1.28倍以上をめざすこととします。
- ②就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とします。
- ③就労定着支援事業の利用者を令和3年度実績の1.41倍以上すること基本とします。
- ④就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とします。

【新城市の方針】

① 福祉施設から一般就労への移行者数

令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数は、令和3年度の約1.28倍の10人を目標とします。なお、このうち、就労移行支援事業からの移行者数は令和3年度の1.31倍以上の6人、就労継続支援A型事業の移行者数は令和3年度0人であったことから1人、就労継続支援B型事業の移行者数は令和3年度の1.28倍以上の3人をめざします。

② 就労移行支援事業における一般就労移行率

令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

③ 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度（9人）の1.41倍以上の13人とすることを目標とします。

④ 就労定着支援事業における就労定着率

令和8年度の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすることを目標とします。

図表4-5 福祉施設から一般就労への移行者数の目標値

区 分	目標値	考 え 方
令和3年度の年間一般就労移行者数	8人	—
目標年度の年間一般就労移行者数	10人 (約1.28倍)	令和8年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
うち就労移行支援事業利用者分	6人 (1.31倍以上)	令和8年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労する人数
うち就労継続支援A型事業利用者分	1人 (—倍)	令和8年度に就労継続支援A型事業所を退所して一般就労する人数
うち就労継続支援B型事業利用者分	3人 (1.28倍以上)	令和8年度に継続支援B型事業所を退所して一般就労する人数

※一般就労とは、一般企業への就職や在宅で就労等することをいいます。

※就労定着率とは、過去6年間において、就労定着支援事業利用終了者のうち、雇用された一般企業等に42カ月以上78カ月未満の期間、継続して就労している者または就労していた者の占める割合をいいます。

(4) 障害児通所支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ①各市町村または各圏域に児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置するとともに、児童発達支援センターを活用し、障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とします。
- ②各市町村または各圏域に主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保することを基本とします。
- ③各市町村または各圏域に医療的ケアを必要とする児童を支援するために保健・医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者による連携・協議の場を設置することを基本とします。また、医療的ケアを必要とする児童に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

【新城市の方針】

① 児童発達支援センターの設置等

令和8年度末までに、東三河北部圏域における児童発達支援センターの設置、または、同等の機能を有する体制の確保について検討し、地域における共生社会を推進する体制の構築を図ることを目標とします。

② 主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所等の確保

令和8年度末までに、①とあわせて検討することを目標とします。

③ 医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築

令和8年度末まで、自立支援協議会において医療的ケアを必要とする児童の支援について協議するとともに、医療的ケアを必要とする児童への支援の総合調整を行うコーディネーターを配置します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- 各市町村または各圏域において、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とします。
- 各市町村または各圏域において、地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な体制を確保することを基本とします。

【新城市の方針】

- 令和8年度末まで、基幹相談支援センターを通じて、地域の相談支援の強化に向けた体制を確保することを目標とします。
- 自立支援協議会を通じて、地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な体制を確保することを目標とします。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

【国の基本指針】

- 各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みの実施体制を構築することを基本とします。

【新城市の方針】

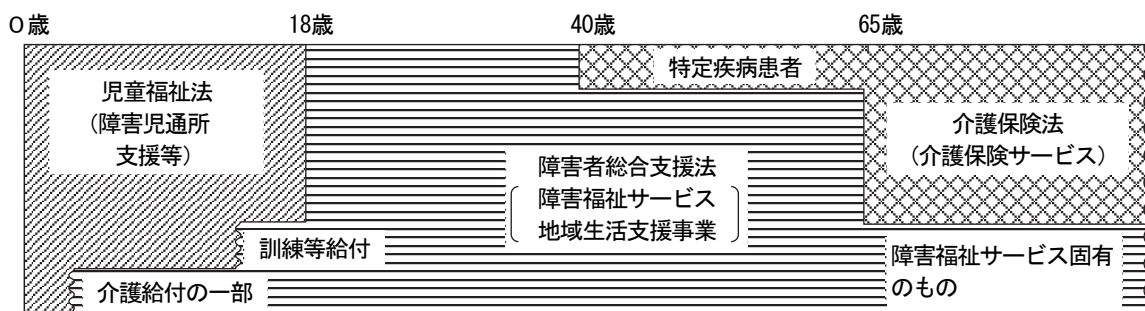
- 令和8年度末まで、自立支援協議会等を通じて、障害福祉サービス等に関する情報共有などにより、サービスの質の向上に取り組むことを目標とします。

5 サービスの体系

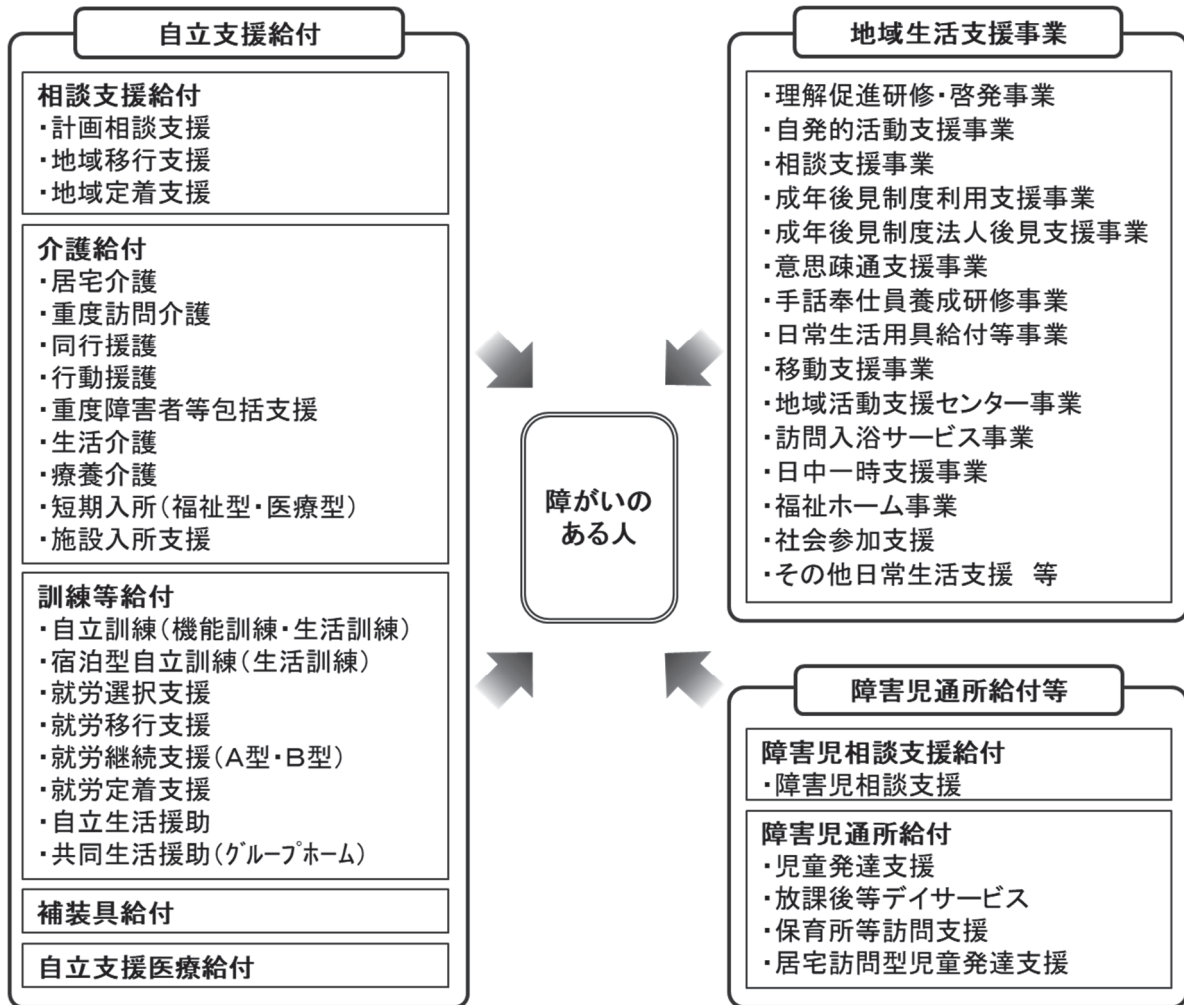
障害者総合支援法に基づくサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての自立支援給付と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業に大別されます。また、自立支援給付の介護給付には、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「生活介護」「療養介護」「短期入所」「施設入所支援」、訓練等給付には、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「宿泊型自立訓練（生活訓練）」「就労選択支援」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「自立生活援助」「共同生活援助（グループホーム）」があり、障害福祉サービスはこれら17のサービスの総称です。障害福祉サービスは、18歳から64歳までの障がいのある人に適用されるのはもちろんですが、「居宅介護」「短期入所」などの介護給付の一部や「就労移行支援」などの訓練等給付は、18歳未満にも適用されます。また、「同行援護」などの障害福祉サービス固有のものは、65歳以上の人にも適用されます。なお、要介護認定者には、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は介護保険サービスが適用されますが、「施設入所支援」など65歳に至るまで相当の期間にわたり障害福祉サービスを利用している場合などは、65歳以上も引き続き適用されます。

児童福祉法には、障害児通所給付として、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」の4つのサービス、障害児入所給付として、「福祉型」と「医療型」があり、原則として、18歳未満に適用されます。なお、障害児入所給付は、都道府県が実施します。

図表4-6 サービスの適用年齢区分



図表4-7 市町村障害福祉サービス等・障害児通所支援等の体系図



6 障害福祉サービス等

I 訪問系サービス

利用者のニーズに応じて、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を提供するサービス）の確保とサービスの向上に努めます。

サービス名	内 容
居宅介護	障がいのある人に対し、居宅において、入浴、排せつ、食事、通院などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいのため、常時介護を必要とする人に対し、居宅や入院時において、長時間にわたり生活全般の介護や移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護などの援助を行うサービスです。
行動援護	自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかんなどにより重度の知的障がいのある人や統合失調症などにより重度の精神障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊などの行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護や移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人で、介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を包括的に行うサービスであり、緊急のニーズにも臨機応変に対応することのできるサービスです。

① 第6期計画と実績

訪問系サービスは、利用者数が増加し、計画を大きく上回って推移しています。

図表4-8 訪問系サービスの第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み	
居宅介護 重度訪問 介護	利用者数(人/月)	100	149	102	145	104	150
同行援護 行動援護	利用延時間数(時間/月)	1,617	1,575	1,649	1,469	1,681	1,650

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」はおおむね横ばいで推移し、「行動援護」は増加すると見込みます。

図表4-9 訪問系サービスの見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数(人/月)	121	123	124
	利用延時間数(時間/月)	1,480	1,495	1,510
重度訪問介護	利用者数(人/月)	1	1	1
	利用延時間数(時間/月)	7	7	7
同行援護	利用者数(人/月)	2	2	2
	利用延時間数(時間/月)	44	44	44
行動援護	利用者数(人/月)	33	39	46
	利用延時間数(時間/月)	140	164	191

③ 見込量の確保策

「居宅介護」は市内に7カ所(令和5年4月1日現在)、「重度訪問介護」は市内に5カ所(令和5年4月1日現在)、「同行援護」は市内に3カ所(令和5年4月1日現在)、「行動援護」は市内に1カ所(令和5年4月1日現在)の提供事業所があり、いずれも現在の利用事業所により確保できる見込みです。

なお、「重度障害者等包括支援」は、市内に提供事業所がなく、利用実績もないため、見込みはありません。

Ⅱ 日中活動系サービス

利用者のニーズに応じて、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所を提供するサービス）の確保とサービスの向上に努めます。

(1) 生活介護

常時介護を必要とする障がい支援区分が一定以上の障がいのある人に対し、主として昼間に、障害者支援施設や生活介護事業所において、入浴や排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。このサービスは、施設入所者も利用できます。

① 第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、やや増加し、計画をやや上回って推移しています。

図表4-10 生活介護の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	131	135	133	139	136	143
利用延日数（日／月）	2,467	2,524	2,504	2,673	2,561	2,698

② 見込量

特別支援学校卒業生による新規利用のほか、令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表4-11 生活介護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	148	152	157
利用延日数（日／月）	2,781	2,866	2,955

③ 見込量の確保策

市内に3カ所（定員数84、令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所のほか、必要に応じて、市外の提供事業所からの確保に努めるとともに、介護保険サービス事業所からの参入を促進します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）は、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションが必要な障がいのある人、また、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションが必要な障がいのある人に対し、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持、回復などのための訓練を行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数は、おおむね計画どおり推移していますが、利用延日数は、計画を下回って推移しています。

図表4-12 自立訓練（機能訓練）の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	1	0	1	1	1	1
利用延日数（日／月）	15	0	15	1	15	1

② 見込量

これまでの経過等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-13 自立訓練（機能訓練）の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	1	1	1
利用延日数（日／月）	15	15	15

③ 見込量の確保策

市内に提供事業所はありませんが、現在の市外の利用事業所により確保できる見込みです。

(3) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）は、病院や施設を退院、退所した人、また、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションが必要な障がいのある人に対し、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持、向上などのための訓練を行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、おおむね計画どおり推移しています。

図表4-14 自立訓練（生活訓練）の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	7	8	7	8	7	9
利用延日数（日／月）	85	84	85	85	85	92

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、やや増加すると見込みます。

図表4-15 自立訓練（生活訓練）の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	10	11	12
利用延日数（日／月）	102	112	123

③ 見込量の確保策

市内に1カ所（定員数6、令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所のほか、必要に応じて、市外の提供事業所からの確保に努めます。

(4) 宿泊型自立訓練（生活訓練）

宿泊型自立訓練（生活訓練）は、社会的リハビリテーションが必要な障がいのある人に対し、居住の場を提供し、家事などの日常生活能力向上のための訓練や生活に関する相談、助言を行うサービスです。

① 第6期の実績

利用者数、利用延日数とも、おおむね横ばいで推移しています。

図表4-16 宿泊型自立訓練（生活訓練）の実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	-	2	-	2	-	2
利用延日数（日／月）	-	50	-	30	-	43

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、横ばいで推移すると見込みます。

図表4-17 宿泊型自立訓練（生活訓練）の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	2	2	2
利用延日数（日／月）	43	43	43

③ 見込量の確保策

市内に提供事業所はありませんが、現在の市外の利用事業所により確保できる見込みです。

(5) 就労選択支援

就労選択支援は、障がいのある人が就労先や働き方などについてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、就労の希望と能力、適性等に合った選択の支援を行うもので、令和7年度から開始される予定のサービスです。

① 見込量

就労を促進する観点から、次のとおり見込みます。

図表4-18 就労選択支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	—	3	5

② 見込量の確保策

令和7年度から開始される予定であることから、事業の周知等を図って参入を促進し、見込量の確保に努めます。また、ハローワークや相談支援事業所などの関係機関等との連携により、就労選択支援の利用促進を図ります。

(6) 就労移行支援

就労移行支援は、一般就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動やその他の活動の機会を通じて、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数は、おおむね計画どおり推移していますが、利用延日数は、計画をやや下回って推移しています。

図表4-19 就労移行支援の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	11	13	11	11	11	11
利用延日数（日／月）	203	216	203	160	203	176

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえつつ、障がいのある人の一般就労の促進を一層図ることとし、次のとおり見込みます。

図表4-20 就労移行支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	11	12	12
利用延日数（日／月）	178	180	182

③ 見込量の確保策

市内に2カ所（定員数12、令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により確保できる見込みです。引き続き、ハローワークや特別支援学校、相談支援事業所などの関係機関等との連携により、就労移行支援のさらなる利用促進を図ります。

(7) 就労継続支援（A型）

就労継続支援（A型）は、一般企業による雇用等が困難な障がいのある人に対し、雇用契約などに基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、計画をやや上回って推移しています。

図表4-21 就労継続支援（A型）の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	15	15	15	17	15	17
利用延日数（日／月）	343	324	343	357	343	373

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえつつ、障がいのある人の就労の促進を図ることとし、次のとおり見込みます。

図表4-22 就労継続支援（A型）の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	18	19	20
利用延日数（日／月）	390	408	428

③ 見込量の確保策

市内に1カ所（定員数20、令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により確保できる見込みです。

(8) 就労継続支援（B型）

就労継続支援（B型）は、一般企業による雇用等が困難な障がいのある人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、増加し、計画を上回って推移しています。

図表4-23 就労継続支援（B型）の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	106	111	111	115	115	122
利用延日数（日／月）	1,723	1,845	1,804	1,920	1,869	2,029

② 見込量

特別支援学校卒業生による新規利用のほか、令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表4-24 就労継続支援（B型）の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	129	136	143
利用延日数（日／月）	2,143	2,263	2,390

③ 見込量の確保策

市内に6カ所（定員数108、令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、現在の市外の利用事業所により確保できる見込みです。

(9) 就労定着支援

就労定着支援は、就労移行支援等の利用を経て、一般企業に雇用された障がいのある人に対し、一般就労に伴う生活の課題に対応できるよう、一般企業との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行うもので、平成30年度から開始されたサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数は、おおむね計画どおり推移しています。

図表4-25 就労定着支援の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	10	9	10	7	10	9

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえるとともに、利用者数の増加等を成果目標に掲げていることから、次のとおり見込みます。

図表4-26 就労定着支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	10	11	13

③ 見込量の確保策

市内に1カ所(令和5年4月1日現在)の提供事業所があり、現在の利用事業所により、確保できる見込みです。引き続き、ハローワークや相談支援事業所などの関係機関等との連携により、就労定着支援のさらなる利用促進を図ります。

(10) 療養介護

療養介護は、医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に対し、主として昼間に、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活の世話を医療機関で行うサービスです。

① 第6期計画と実績

利用者数は、計画どおり推移しています。

図表4-27 療養介護の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	7	7	7	7	7	7

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表4-28 療養介護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	7	7	7

③ 見込量の確保策

市内に提供事業所はありませんが、現在の市外の利用事業所により確保できる見込みです。

(11) 短期入所（ショートステイ）

短期入所（ショートステイ）は、居宅において介護を行う人の疾病やその他の理由により、障がいのある人が施設へ短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを受けるサービスで、「福祉型」と「医療型」の2種類があります。なお、親亡き後の地域生活を支援する役割を担うため、訓練として定期的に利用する場合があります。

① 第6期計画と実績

「福祉型」「医療型」の利用者数、利用延日数とも、計画を下回って推移しています。

図表4-29 短期入所（ショートステイ）の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
福祉型	利用者数(人/月)	19	2	19	9	19	10
	利用延日数(日/月)	121	11	121	58	121	60
医療型	利用者数(人/月)	3	1	4	1	6	1
	利用延日数(日/月)	9	7	11	2	17	2

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえつつ、介助者へのレスパイトとともに、障がいのある人の自立のための訓練を含めたニーズもあることから、次のとおり見込みます。

図表4-30 短期入所（ショートステイ）の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型	利用者数(人/月)	11	13	14
	利用延日数(日/月)	67	75	84
医療型	利用者数(人/月)	1	1	1
	利用延日数(日/月)	2	2	2

③ 見込量の確保策

市内に2カ所（定員数2、令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所により確保できる見込みですが、必要に応じて、介護保険サービス事業所からの参入を促進します。

Ⅲ 居住系サービス

利用者にとって、真に必要な施設入所支援のサービスの確保を図るとともに、地域における居住の場である共同生活援助（グループホーム）やひとり暮らしを支援する自立生活援助のサービスを確保することにより、施設入所や入院からの地域生活への移行や継続を支援します。

(1) 自立生活援助

自立生活援助は、施設入所や入院、グループホームの利用を経て、ひとり暮らしを希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などに対し、地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応など一定期間にわたり行うもので、平成30年度から開始されたサービスです。

① 第6期計画と実績

令和5年度中に、市内に提供事業所が開設され、利用がありました。

図表4-31 自立生活援助の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	0	0	0	0	1	1

② 見込量

今後の利用は、次のとおり見込みます。

図表4-32 自立生活援助の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	1	1	1

③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により確保できる見込みです。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）は、障がいのある人に対し、主として夜間に共同生活を営む居宅において日常生活上の援助を行うサービスです。なお、昼間は、日中活動系サービス等を利用します。

① 第6期計画と実績

利用者数は、増加し、計画を上回って推移しています。

図表4-33 共同生活援助（グループホーム）の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	52	65	54	71	57	73

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表4-34 共同生活援助（グループホーム）の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	75	78	80

③ 見込量の確保策

市内に4カ所（定員数62、令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所のほか、必要に応じて、市外の提供事業所からの確保に努めるとともに、新規事業者の参入を促進します。

(3) 施設入所支援

施設入所支援は、施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。なお、昼間は、日中活動系の一部のサービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型）を利用します。

① 第6期計画と実績

利用者数は、計画をやや上回って推移しています。

図表4-35 施設入所支援の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	47	50	47	51	47	52

② 見込量

国が示す基本指針において、令和4年度末の施設入所者数を令和8年度末までに5%以上削減するとしていますが、新城市においては、令和8年度末の施設入所者数52人の現状維持を見込みます。

図表4-36 施設入所支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	53	54	52

③ 見込量の確保策

市内に提供事業所はありませんが、現在の市外の利用事業所により確保できる見込みです。

(4) 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討するものです。

新城市では、これまで、東三河北部圏域の町村（設楽町、東栄町、豊根村）と地域生活支援拠点等の機能を確保（面的整備を推進）しつつ、充実に向け、毎年度、新城市地域自立支援協議会や東三河北部障害保健福祉圏域会議において運用状況を検証、検討しています。

引き続き、東三河北部圏域において地域生活支援拠点等の機能を確保するとともに、その充実に向け、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に努めるとともに、毎年度、新城市地域自立支援協議会や東三河北部障害保健福祉圏域会議において運用状況を検証、検討します。

IV 相談支援

基幹相談支援センターを通じ、相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成、個別事例における専門的な助言や指導、情報の収集や提供等を行い、相談支援の質の向上に努めます。

(1) 相談支援

障がいのある人の相談支援には、「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」があります。「計画相談支援」は障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成や見直し、「地域移行支援」は入所している障がいのある人や入院している精神障がいのある人が地域生活に移行するための相談、「地域定着支援」は施設・病院から退所・退院し、地域生活が不安定な障がいのある人に対して常時の連絡体制や緊急時の相談の支援等を行うサービスです。

① 第6期計画と実績

計画相談支援の利用者数は、やや増加しているものの、計画を下回って推移し、地域移行支援、地域定着支援の利用者数は、おおむね計画どおりとなっています。

図表4-37 相談支援の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
計画相談支援利用者数（人／月）	157	151	172	153	188	157
地域移行支援利用者数（人／月）	2	1	2	1	2	1
地域定着支援利用者数（人／月）	5	4	5	8	5	7

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、計画相談支援は、やや増加し、地域移行支援、地域定着支援は、施設の入所者や病院の入院者の地域生活への移行により、若干数あると見込みます。

図表4-38 相談支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援利用者数（人／月）	161	165	169
地域移行支援利用者数（人／月）	1	1	1
地域定着支援利用者数（人／月）	7	7	7

③ 見込量の確保策

市内に4カ所（令和5年4月1日現在）の相談支援事業所があり、現在の利用事業所により確保できる見込みです。

(2) 基幹相談支援センターの設置

総合的な相談支援や地域の相談支援体制の強化、関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化を図るものです。

新城市では、基幹相談支援センターを設置し、毎年度、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援の強化等に取り組んでいます。

引き続き、基幹相談支援センターを設置し、主任相談支援専門員を1人配置します。また、毎年度、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援の強化等に向け、相談支援事業所との連携を強化し、必要に応じて、個別事例における専門的な助言や指導、支援内容の検証等に努めます。

(3) 地域のサービス基盤の開発・改善

地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において地域サービス基盤の開発・改善等を行う体制を確保するものです。

新城市では、自立支援協議会を年8回（全体会2回・定例会6回）開催するとともに、より専門的な事項を調査、審議するため、相談支援事業所等の参画のもと、専門部会を設置（常設の3部会ほか適宜設置）し、年平均各10回程度開催しています。こうした機会を通じて、地域の関係機関等と連携を図り、障がいのある人を支えるネットワークの構築に努めています。

引き続き、自立支援協議会を年8回（全体会2回・定例会6回）開催するとともに、適宜、専門部会（常設3部会、年平均各10回程度）を開催し、地域の関係機関等と連携を図り、事例の検討などを含め、地域サービス基盤の開発・改善等に努めます。

(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するものです。

新城市では、これまで、精神障がいのある人の地域移行や地域生活の支援について、必要に応じて、自立支援協議会の相談支援部会（20人程度参加し、年6回程度開催）において協議しています。

引き続き、必要に応じて（令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）：1人）、自立支援協議会の相談支援部会（20人程度参加し、年6回程度開催）において協議します。

V 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を通じて障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加を通じて障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。

新城市では、愛知県等が実施する研修等に毎年度参加し、自立支援協議会や研修会等を通じてサービス提供事業者等との情報共有を図っています。

引き続き、愛知県等が実施する研修等に毎年度参加し、自立支援協議会や研修会等を通じてサービス提供事業者等との情報共有に努めます。

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析、活用し、サービス提供事業者等と情報共有を図る体制を構築することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。

新城市では、毎年度、自立支援協議会や研修会等を通じてサービス提供事業者等と障害福祉サービス等の提供状況等の情報共有を図っています。

引き続き、毎年度、自立支援協議会や研修会等を通じてサービス提供事業者等との情報共有に努めます。

7 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活をおくることができるよう、地域の特性やサービスの利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的、効率的に実施するものです。地域生活支援事業には、「必須事業」と市町村の判断により実施する「任意事業」があります。

地域生活支援事業を実施するにあたっては、効率性、効果性の観点から、真に必要なサービスの見直しなどを図るとともに、サービス利用に際しては、利用者負担など、公平性の確保に努めます。

I 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、地域住民に対し、幅広く障がいや障がいのある人への理解を深めるため、イベントや広報活動等を行う事業です。

広報誌やホームページ、「障害者週間」や「発達障害啓発週間」などのイベントを通じ、障がいの種別の特性や障がいのある人に対する理解と配慮について啓発を図るとともに、ヘルプマークなど障がいのある人に関するマークに対する正しい理解の周知に努めています。引き続き、イベントや広報活動等の実施に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がいのある人やその家族、地域の住民などによる交流活動などの自発的な取り組みを支援する事業です。

障がいのある人の交流などを推進する自発的な団体活動に対し、必要に応じて、支援します。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその介助者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利の擁護のため、引き続き、次の事業に取り組みます。

○障害者相談支援事業

引き続き、4カ所の相談支援事業所に委託し、障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、権利擁護のための必要な援助に努めます。

○基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターに専門的職員を配置し、相談支援事業所などに対する専門的な指導や助言、情報の収集や提供、人材育成の支援、地域のさまざまな関係機関との連携強化、地域移行、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みなどに努めます。

○住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整、家主等への相談・助言などを行う事業です。引き続き、支援のあり方を検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいや精神障がいのある低所得の人に対し、申し立てに要する費用など、制度を利用する際に必要な経費の一部を助成する事業です。

① 第6期計画と実績

利用実績はありませんでした。

図表4-39 成年後見制度利用支援事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／年）	1	0	1	0	1	0

② 見込量

成年後見制度の利用の促進に関する法律を踏まえ、社会的・経済的に孤立しがちな知的障がいや精神障がいのある人に対し、成年後見制度の積極的な活用を促進することとし、次のとおり見込みます。

図表4-40 成年後見制度利用支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／年）	1	2	3

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見などの業務を適正に行う法人を確保するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の支援を行う事業です。引き続き、新城市社会福祉協議会と連携して実施します。

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚障がいなどのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行うとともに、手話通訳者を設置する事業です。

① 第6期計画と実績

手話通訳者等（手話奉仕員）派遣回数は、計画を下回って推移しています。

図表4-41 意思疎通支援事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話通訳者等派遣回数(回/年)	13	13	13	7	14	7
設置手話通訳者数(人)	0	0	0	0	1	0

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの事業実績等を踏まえつつ、手話言語やコミュニケーション支援に関する条例の制定、普及を図ることにより、次のとおり見込みます。

図表4-42 意思疎通支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者等派遣回数(回/年)	13	14	15
設置手話通訳者数(人)	0	0	1

③ 見込量の確保策

手話奉仕員や手話通訳者の養成を図ることにより、確保できる見込みです。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成研修を実施する事業です。

① 第6期計画と実績

手話奉仕員養成研修の実施方法等を検討しているため、手話奉仕員の養成には至っていません。

図表4-43 手話奉仕員養成研修事業等の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話奉仕員養成者数(人/年)	0	0	0	0	1	0

② 見込量

手話言語やコミュニケーション支援に関する条例の制定、普及を図りつつ、手話奉仕員養成研修の実施方法等について検討を進めることにより、次のとおり見込みます。

図表4-44 手話奉仕員養成研修事業等の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成者数(人/年)	0	10	10

(8) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、「介護・訓練支援用具(入浴担架、特殊寝台など)」「自立生活支援用具(入浴補助用具、便器など)」「在宅療養等支援用具(電気式たん吸引器など)」「情報・意思疎通支援用具(携帯用会話補助装置など)」「排泄管理支援用具(ストマ用装具、紙おむつなど)」「居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」の6種類の日常生活用具を給付等する事業です。

① 第6期計画と実績

いずれも、おおむね計画を下回って推移しています。

図表4-45 日常生活用具給付等事業の第6期計画と実績

(件/年)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
介護・訓練支援用具	5	4	9	3	12	2
自立生活支援用具	6	2	8	6	11	6
在宅療養等支援用具	11	5	11	4	12	6
情報・意思疎通支援用具	7	7	9	4	11	2
排泄管理支援用具	1,460	1,504	1,475	1,475	1,490	1,066
居宅生活動作補助用具	1	0	1	0	1	2

② 見込量

いずれも、令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、横ばいで推移すると見込みます。

図表4-46 日常生活用具給付等事業の見込量 (件/年)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	4	4	4
自立生活支援用具	6	6	6
在宅療養等支援用具	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	6	6	6
排泄管理支援用具	1,500	1,500	1,500
居宅生活動作補助用具	1	1	1

(9) 移動支援事業

移動支援事業は、屋外における移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などに参加するため、外出時の移動を支援する事業です。

① 第6期計画と実績

利用者数、利用延時間数ともに、計画をやや下回り、おおむね横ばいで推移しています。

図表4-47 移動支援事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数 (人/年)	92	82	94	78	96	81
利用延時間数 (時間/年)	4,512	3,221	4,812	3,345	5,112	3,322

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえつつ、障がいのある人の社会参加の促進を図ることとし、次のとおり見込みます。

図表4-48 移動支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/年)	90	90	90
利用延時間数 (時間/年)	3,690	3,690	3,690

③ 見込量の確保策

市内に6カ所(令和5年4月1日現在)の事業所があり、現在の市内外の利用事業所により確保できる見込みです。

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、障がいのある人に対し、地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行う事業です。

① 第6期計画と実績

利用者数は、計画を下回って推移しています。

図表4-49 地域活動支援センター事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
事業所数(カ所)	1	1	1	1	1	1
利用者数(人/年)	38	24	41	25	44	27

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-50 地域活動支援センター事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数(カ所)	1	1	1
利用者数(人/年)	30	30	30

③ 見込量の確保策

現在の利用事業所により、確保できる見込みです。

II 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、重度の身体障がいのある人の居宅を訪問し、入浴サービスを提供する事業です。

① 第6期計画と実績

利用者数は、おおむね計画どおり推移しています。

図表4-51 訪問入浴サービス事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/年)	10	9	10	10	10	10

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表4-52 訪問入浴サービス事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/年)	10	10	10

③ 見込量の確保策

市内に提供事業所はありませんが、現在の市外の利用事業所により確保できる見込みです。

(2) 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がいのある人の日中における活動の場を一時的に提供することにより、その介助者の就労支援やレスパイトを提供する事業です。

① 第6期計画と実績

利用者数は、おおむね計画どおり推移しています。

図表4-53 日中一時支援事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/年)	42	52	44	50	47	44

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえるとともに、介助者のレスパイトの観点から、次のとおり見込みます。

図表4-54 日中一時支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／年）	55	55	55

③ 見込量の確保策

市内に6カ所（令和5年4月1日現在）の事業所があり、現在の利用事業所により確保できる見込みです。

(3) 福祉ホーム事業

福祉ホームは、住居を求めている障がいのある人に対し、低額な料金で居室、その他の設備を提供する事業です。

① 第6期計画と実績

利用者数は、若干数となっています。

図表4-55 福祉ホーム事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／年）	2	1	2	1	2	1

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、若干数を見込みます。

図表4-56 福祉ホーム事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／年）	1	1	1

③ 見込量の確保策

市内に提供事業所はありませんが、現在の市外の利用事業所により確保できる見込みです。

(4) 社会参加支援

障がいのある人の社会参加を促進するため、引き続き、次の事業を実施します。

○自動車改造費助成事業

就労などの社会参加のため、身体障がいや知的障がいのある人が自らが所有する自動車を運転しやすいように改造するために必要な費用の一部を助成するものです。

① 第6期計画と実績

利用件数は、計画どおり推移しています。

図表4-57 自動車改造費助成事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用件数（件／年）	1	1	2	2	2	2

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-58 自動車改造費助成事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数（件／年）	2	2	2

(5) その他の日常生活支援

このほか、以下の事業を実施します。

○地域移行のための安心生活支援事業

地域におけるひとり暮らしに向けた体験的宿泊等を提供するための居室等を確保し、地域生活への移行や定着を支援するものです。

① 第6期の実績

利用者数は、おおむね横ばいで推移しています。

図表4-59 地域移行のための安心生活支援事業の実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／年）	-	18	-	41	-	50

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-60 地域移行のための安心生活支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／年）	60	70	80

8 障害児通所支援等

I 障害児通所支援

利用者のニーズに応じて、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を提供するサービス）の確保とサービスの向上に努めます。

(1) 児童発達支援

児童発達支援は、集団療育や個別療育を行う必要がある未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。なお、令和6年度から、肢体不自由の児童に対して提供されていた医療型児童発達支援と一元化されます。

① 第2期計画と実績

「福祉型」は、利用児数、利用延日数とも、計画を上回って推移しています。「医療型」は、令和4年度のみ利用がありました。

図表4-61 児童発達支援の第2期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
福祉型	利用児数（人／月）	16	26	17	24	18	27
	利用延日数（日／月）	224	312	238	285	253	342
医療型	利用児数（人／月）	0	0	0	1	0	0
	利用延日数（日／月）	0	0	0	2	0	0

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表4-62 児童発達支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用児数（人／月）	28	31	34
利用延日数（日／月）	328	363	398

③ 見込量の確保策

市内に1カ所（定員数10、令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、児童発達支援センターの設置等に取り組み、確保に努めます。

(2) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、就学している障がいのある児童に、放課後や学校の休業日において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

① 第2期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、増加し、計画を上回って推移しています。

図表4-63 放課後等デイサービスの第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数（人／月）	43	50	45	54	47	57
利用延日数（日／月）	546	634	571	640	596	698

② 見込量

特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童の利用状況などから、今後も、増加すると見込みます。

図表4-64 放課後等デイサービスの見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用児数（人／月）	60	64	68
利用延日数（日／月）	740	784	832

③ 見込量の確保策

市内に4カ所（定員数30、令和5年4月1日現在）の提供事業所があり、現在の利用事業所に加え、現在の市外の利用事業所により確保できる見込みです。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、訪問支援員が障がいのある児童が通う保育所や幼稚園などを訪問し、障がいのある児童が集団生活において他の児童と適応するための専門的な助言等を行うサービスです。

① 第2期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、減少し、計画を下回って推移しています。

図表4-65 保育所等訪問支援の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数（人／月）	4	4	5	1	5	1
利用延日数（日／月）	7	4	9	1	9	1

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-66 保育所等訪問支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用児数（人／月）	1	1	1
利用延日数（日／月）	2	2	2

③ 見込量の確保策

市内に提供事業所はありませんが、現在の市外の利用事業所により確保できる見込みです。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、重度の障がいなどのために外出が著しく困難な障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行うもので、平成30年度から開始されたサービスです。

① 第2期計画と実績

市内に提供事業所がなく、利用実績もありません。

図表4-67 居宅訪問型児童発達支援の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数（人／月）	0	0	0	0	0	0
利用延日数（日／月）	0	0	0	0	0	0

② 見込量

サービスの意義等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-68 居宅訪問型児童発達支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用児数（人／月）	1	1	1
利用延日数（日／月）	6	6	6

③ 見込量の確保策

市内に提供事業所はありませんので、市外の提供事業所からの確保に努めます。

Ⅱ 障害児相談支援等

(1) 障害児相談支援

障害児相談支援は、障がいのある児童が障害児通所支援を利用する際に利用計画を作成し、利用開始以降、一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行うサービスです。基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成や個別事例における専門的な助言、指導を行い、相談支援の質の向上に努めます。

① 第2期計画と実績

障害児通所支援の利用の増加から、障害児相談支援の利用児数も増加していますが、計画を下回って推移しています。

図表4-69 障害児相談支援の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数（人／月）	30	27	37	30	45	33

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表4-70 障害児相談支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用児数（人／月）	36	40	44

③ 見込量の確保策

市内に4カ所（令和5年4月1日現在）の相談支援事業所があり、現在の利用事業所により確保できる見込みです。

(2) 医療的ケア児支援コーディネーター

医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築に向け、多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターを配置するものです。

① 第2期計画と実績

令和2年度から市役所にコーディネーターを4人配置しています。

図表4-71 医療的ケア児支援コーディネーターの第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
配置人数（人／年）	4	4	4	4	4	4

② 見込量

引き続き、市役所にコーディネーターを配置することとし、次のとおり見込みます。

図表4-72 医療的ケア児支援コーディネーターの見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数（人／年）	4	4	4

③ 見込量の確保策

愛知県が毎年度開催する医療的ケア児等コーディネーター養成研修への参加を促進するなどし、確保に努めます。

また、各サービス提供事業所等において活動しているコーディネーターと連携を図り、医療的ケアを必要とする児童への適切な支援に取り組みます。

Ⅲ 障がいのある児童の子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援事業等の利用を希望する障がいのある児童が、適切な支援等を受けられるよう、認定こども園と放課後児童健全育成事業における体制の整備に努めます。

(1) 認定こども園

認定こども園は、0歳から5歳までの児童のうち保護者の就労や病気などで、保育が必要な場合に、保護者の代わりに保育する施設・事業です。

① 第2期計画と実績

障がいのある児童の利用は、計画を下回って推移しています。

図表4-73 認定こども園の障がいのある児童の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
認定こども園利用児数（人／月）	35	31	35	26	35	25

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-74 認定こども園の障がいのある児童の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定こども園利用児数（人／月）	25	25	25

③ 見込量の確保策

保育士等を適切に配置するとともに、すべての子どもが保育を享受できるよう、看護師等の確保などの環境整備に努めます。

(2) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所を提供する事業です。

① 第2期計画と実績

障がいのある児童の利用は、計画を上回って推移しています。

図表4-75 放課後児童健全育成事業の障がいのある児童の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数（人／月）	10	7	10	20	10	20

② 見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-76 放課後児童健全育成事業の障がいのある児童の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用児数（人／月）	20	20	20

③ 見込量の確保策

障がいのある児童が適切な支援を受けられるよう、放課後児童クラブの支援員の配置と資質向上に努めます。

第5章

計画の推進に向けて

1 推進体制

(1) 総合的な推進体制

障がい者施策を総合的かつ計画的に推進等するため、新城市では、「新城市障害者計画等策定委員会」を設置しています。新城市障害者計画等策定委員会は、新城市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について調査、審議するものですが、その過程において、障がい者施策の推進について調査し、検討を行っています。そのため、有識者のほか、福祉、保健・医療、就労などの関係機関、地域住民の代表者、関係行政機関の職員などにより構成し、幅広い意見の聴取に努めています。

第3期新城市障害者計画の推進にあたっては、必要に応じて、新城市障害者計画等策定委員会委員に障がい者施策の進捗状況を報告等するとともに、関係部局との連携、市民との協働により、障がい者施策の一層の推進を図ります。

(2) 関係機関との連携支援体制

関係機関との緊密な連携を図るため、新城市では、障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき、自立支援協議会を設置しています。自立支援協議会は、福祉、医療・保健、教育、就労などの分野の支援者や関係機関等の代表者などにより構成し、連携の緊密化を図り、障がいのある人の支援やその体制の整備について協議しています。さらに、課題ごとに専門部会を設け、関係機関などとの連携、協議を図っています。

第7期新城市障害福祉計画・第3期新城市障害児福祉計画の推進にあたっては、今後も、自立支援協議会を通じて、関係機関と緊密に連携し、障がいのある人の支援やその体制の整備を図ります。

2 進捗管理

(1) 進捗の把握と検証、評価

「みんなで支え合い 誰もが私らしく暮らせるまち あったかしんしろ」をめざし、第3期新城市障害者計画では、基本目標ごとに数値目標を掲げ、定期的に状況を把握し、検証、評価することとします。具体的には、第2章に示したように、統計データやアンケート結果などにより、障がいのある人を取り巻く現状や課題を把握、検証し、施策・事業等の実施状況とあわせて分析するなど、証拠に基づき障がい者施策の推進を図る手法（E B P M）により、進捗管理を実施します。

なお、新城市の障がい者施策の進捗状況については、必要に応じて、新城市障害者計画等策定委員会委員に報告等するとともに、関係部局や関係機関、市民とも進捗情報を共有し、ともに数値目標の達成をめざすことにより、新城市における障がい者施策の効果的な推進を図ります。

また、第7期新城市障害福祉計画・第3期新城市障害児福祉計画に示す成果目標の達成に向けては、定期的に進捗を把握し、検証、評価に努め、必要に応じて、自立支援協議会において意見を聴取等します。なお、活動指標（障害福祉サービス等と障害児通所支援等の見込量）については、適宜、進捗の把握に努めます。

※E B P M (Evidence Based Policy Making) : 政策の企画をエピソードなどに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で客観的データなど合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする事です。

(2) 計画や方策の見直し

第3期新城市障害者計画に示した指標や第7期新城市障害福祉計画・第3期新城市障害児福祉計画に示した成果目標の検証、評価の結果、その結果についての自立支援協議会における協議、さらには、経済や社会の情勢の変化、国の障がい者施策や関連施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や方策の見直しを行うなど、適切で効果的な施策展開に努めます。

第6章

資料

1 計画策定の経過

年 月	内 容
令和4年 10月1～20日	アンケート調査 → 概要は第2章の2を参照
令和5年 8月3日	第1回新城市障害者計画等策定委員会 ・新城市障害者計画等策定（諮問）等について
9月3日～19日	障がい者団体にヒアリング調査 → 概要は第2章の2を参照
11月15日	第2回新城市障害者計画等策定委員会 ・第3期新城市障害者計画（素案）について
11月24日	第3回新城市地域自立支援協議会（定例会） ・第7期新城市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について
11月30日	第3回新城市障害者計画等策定委員会 ・第7期新城市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（素案）について
令和6年 1月17日～2月15日	パブリックコメント ・第3期新城市障害者計画・第7期新城市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）について
3月4日	第4回新城市障害者計画等策定委員会 ・第3期新城市障害者計画・第7期新城市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（最終案）等について
3月6日	新城市障害者計画等策定委員会委員長より答申
3月13日	「第3期新城市障害者計画・第7期新城市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の決定

2 新城市障害者計画等策定委員会

(1) 新城市障害者計画等策定委員会条例

平成24年12月20日

条例第43号

(設置)

第1条 障害者の福祉に関する計画を策定するため、新城市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定による障害者計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定による障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定による障害児福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般社団法人新城市医師会を代表する者
- (3) 社会福祉法人新城市社会福祉協議会を代表する者
- (4) 新城市民生委員児童委員協議会を代表する者
- (5) 福祉サービス事業者を代表する者
- (6) 新城市商工会を代表する者
- (7) 一般社団法人新城青年会議所を代表する者
- (8) 市民を代表する者
- (9) 新城公共職業安定所を代表する者
- (10) 愛知県新城保健所を代表する者
- (11) 愛知県新城設楽福祉相談センターを代表する者
- (12) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から第2条の規定による答申の日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が指名する。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年新城市条例第51号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成25年7月3日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年12月22日条例第52号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
附 則(平成29年3月24日条例第9号)
- (施行期日)
- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
 - 2 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年新城市条例第51号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和2年3月25日条例第7号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 新城市障害者計画等策定委員会委員

【委員数】21人

(◎：委員長 ○：副委員長)

区分		所属団体及び職名等	氏名
1	学識経験を有する者	社会福祉法人岩崎学園 理事長	◎松下 直弘
2	一般社団法人新城市医師会を代表する者	一般社団法人新城市医師会 理事	内山 晴旦
3	社会福祉法人新城市社会福祉協議会を代表する者	社会福祉法人新城市社会福祉協議会 地域福祉課長	柿原 弘幸
4	新城市民生委員児童委員協議会を代表する者	新城市民生委員児童委員協議会 会長	村川 賢一
5	福祉サービス事業者を代表する者	新城市権利擁護支援センター センター長	秋野美紀子
		新城市基幹相談支援センター センター長	○渡邊 竜夫
		特定非営利法人ママ・サポート子いづみや 代表理事	中谷 昌美
		新城市障害者相談支援事業所レインボーは うす 相談支援専門員	藤原 佑奈
		シャローム 管理者	森 容子
		東三河北部障害者就業・生活支援センター ウィル センター長	藤田 洋孝
		やまなみ会相談支援事業所 管理者・相談支援専門員	村澤三千代
6	一般社団法人新城青年会議所を代表する者	一般社団法人新城青年会議所 理事長	原田 直彦
7	市民を代表する者	新城市区長会 八名代表区長	中西 忠史
		新城市身体障害者福祉協会 副会長	長谷川喜一
		新城市手をつなぐ育成会 理事	夏目みゆき
		南新家族会 副会長	城所 利次
		やすらぎの家 生活支援員	茂津目幸一
		—	遠山 恵理
8	新城公共職業安定所を代表する者	新城公共職業安定所 上席職業指導官	白井 尚彦
9	愛知県新城保健所を代表する者	愛知県新城保健所 健康支援課長	山本由美子
10	愛知県新城設楽福祉相談センターを代表する者	愛知県新城設楽福祉相談センター 次長兼地域福祉課長	佐々木秀樹

**第3期新城市障害者計画・
第7期新城市障害福祉計画・
第3期新城市障害児福祉計画**

発行年月	令和6年3月
------	--------

発行	新城市 〒441-1392 新城市字東入船115番地 TEL 0536-23-7624 FAX 0536-23-7699
----	---

編集	健康福祉部 福祉課
----	-----------
